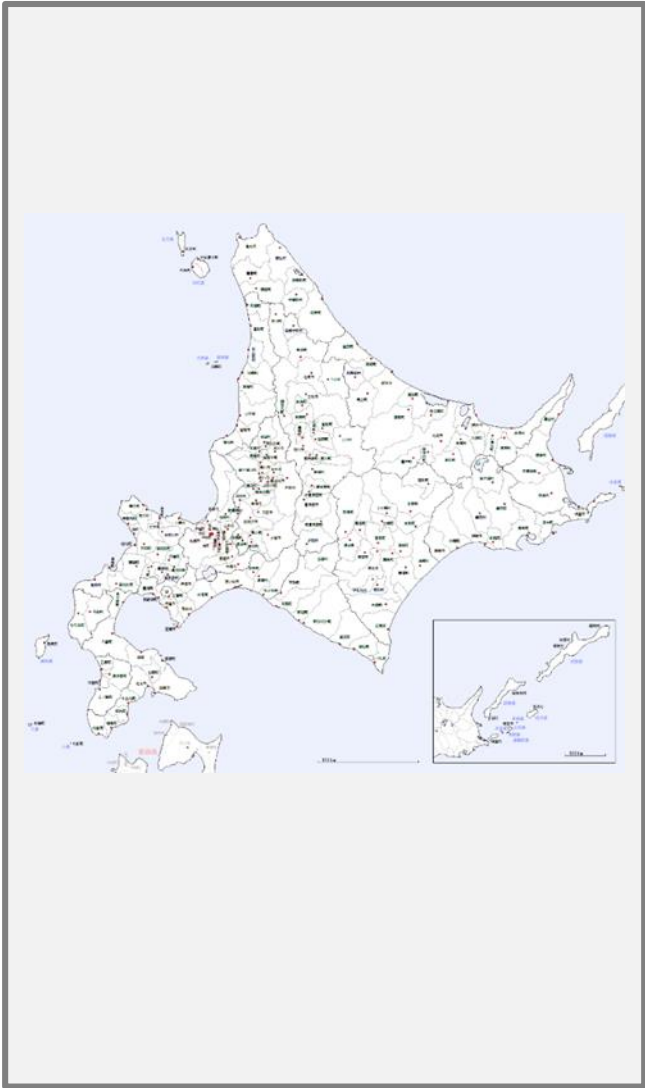


平成30年度 医療的ケア児の地域支援体制 構築に係る担当者合同会議 事前提出資料 「取組報告」シート

北海道

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域等）	21
②	人口（H30.1.1現在）	5,339,539人
③	医療的ケア児支援のための協議の場	1 医療的ケア児支援部会 2 北海道小児在宅医療推進協議会（小児等在宅医療連携拠点事業） 3 特別支援学校における医療的ケア連絡協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	60（H30.10終了予定）
⑤	医療型短期入所事業所数	18（H30.6.30現在）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	14
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	22
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	559
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	8.0% 35箇所（H28. 4. 1現在）（8箇所（H29. 3. 31現在））
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校 276名 小・中学校 31名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援学校 48名 小・中学校 21名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特別支援学校 61名 小・中学校 2名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○現在実施している取組

【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】

○「小児等在宅医療連携拠点事業」(H27～)

目的: 在宅で療養する小児等及びその家族を地域で支える体制を整備する。

内容: ①小児在宅医療推進協議会の開催等

小児在宅医療の現状や課題について、全道・圏域単位で情報共有・協議等行う。

※圏域については、既存の会議を活用して実施。

②補助事業

ア 全道事業

研修等実施による人材育成、道民への普及啓発、イに掲げる事業者等への支援

イ 地域モデル事業(3～4地域)

関係者の連携強化に向けた取組(意見交換会の開催や地域資源の情報収集、発信等)、

患者・家族への相談支援

※補助対象: 医療機関、医師会、市町村等

※実施主体: H27～29医療法人稲生会(札幌市)

※H30事業者は未決定

ホームページ: <http://yell-hokkaido.net/>

【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】

○「在宅障がい児者巡回療育相談等事業」

- ・ 在宅の障がい児者に対し、道(児童相談所)又は市町村が専門の医師とともに家庭訪問し、診断、相談及び療育に関する助言指導を実施

○「障がい児等自立支援研修事業」

- ・ 医療的ケアが必要な障がい児者に対する医療・看護・療育の支援として高度な専門知識・技術を習得するための研修に対し補助

○「重度障がい者医療的ケア等支援事業」

- ・ 居宅以外の場所で医療的ケアを行う事業を実施する市町村に対し補助

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施

○道・圏域・市町村の各段階における医療的ケア児支援体制の整備

○現在実施している取組

【教育庁学校教育局特別支援教育課】

○「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」

- ・ 道教委が「登録研修期間」となり、特別支援学校の教員を対象とした基本研修の実施や認定特定行為業務従事者の認定等を実施
- ・ 特別支援学校への看護師の配置及び研修の実施

○「高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制整備充実事業」

(文部科学省「学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制整備事業」委託)

- ・ 指導医によるモデル校への巡回相談及び校内研修、支援体制検討会議の実施
- ・ 特別支援学校の看護師を対象とした研修の実施
- ・ 「医療的ケアハンドブック」の改訂

○今後実施を予定または検討している取組

【保健福祉部地域医療推進局地域医療課】

- ・ 協議会開催等による小児在宅医療の現状や課題の共有
- ・ 補助事業実施による在宅医療を担う医療機関等担い手の拡大、地域の関係者との顔の見える関係づくりから連携体制の構築

【保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課】

- ・ 市町村における医療的ケア児支援体制整備の推進
- ・ 圏域と市町村との医療的ケア児支援に係る連携体制の構築

【教育庁学校教育局特別支援教育課】

○「特別支援学校医療的ケア体制整備事業」

- ・ 継続実施

○「高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制整備充実事業」

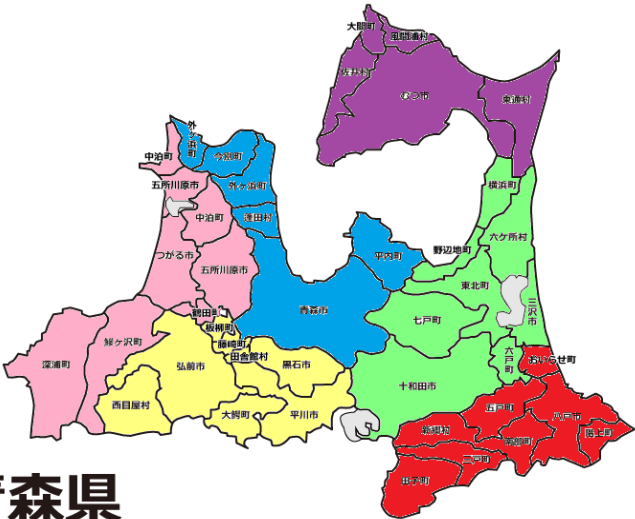
(文部科学省「学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制整備事業」委託)

- ・ 指導医配置に係る検討
- ・ 「医療的ケアハンドブック(改訂版)」の周知

青森県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



青森県

- ①青森圏域（1市3町1村）
- ②津軽圏域（3市3町2村）
- ③八戸圏域（1市6町1村）
- ④西北五圏域（2市4町）
- ⑤下北圏域（1市1町3村）
- ⑥上十三圏域（2市5町1村）

① 圏域数 (医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域)	6圏域（二次医療圏）
② 人口	1, 264, 206人 (H30.8.1)
③ 医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの (名称、事業名)	・医療的ケア児支援体制検討部 会（H30設置） ・特別支援学校における医療的 ケア運営協議会（H15設置）
④ 医療的ケア児等コーディネーター養 成研修修了者数	0人（H30新規実施）
⑤ 医療型短期入所事業所数	4か所（H30.8.1）
⑥ 医療的ケア児に対して訪問診療を行 う医療機関数	不明
⑦ 医療的ケア児に対して入院治療を受 け入れる病院数	不明
⑧ 訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	149か所（不明） (H28介護データベース)
⑨ 看護師を配置している保育所の割合 (数)（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	49.2%（246か所） (うち医ケア児対応 21か所) (H29.9.1)
⑩ 公立の特別支援学校及び小・中学校に おける医療的ケア児数	86人（H29.5.1）
⑪ 公立の特別支援学校及び小・中学校に おける看護師配置数	19人（H29.5.1）
⑫ 公立の特別支援学校及び小・中学校にお ける人工呼吸器を使用している通学生数	7人（H29.5.1）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

青森県

○現在実施している取組

【医療薬務課】

- 在宅医療・訪問看護事業者に対する専門研修・多職種連携研修(H25～)
- 在宅医療に取り組む医療機関及び訪問看護ステーションに対する設備整備支援(H28～)

【こどもみらい課】

- 管内保育所(認定こども園含む)の医療的ケア児の受入実績及び受入体制等に係る実態調査の実施(H29)
- 保育所等に勤務する看護師を対象とした医療的ケア研修(基本的な喀痰吸引・経管栄養)(H30新規)

【障害福祉課】

- 医療的ケア児支援体制検討部会の設置・開催(H30新規)
- 医療的ケア児支援検討会議(圏域)の設置・開催(H30新規)
- 医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修の実施(H30新規)
- 医療的ケア児支援シンポジウムの開催(H30新規)
- 医療的ケア児家族交流支援事業の実施(H30新規)
- 介護職員等医療的ケア研修の実施(第3号研修)(H24～)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

青森県

○現在実施している取組

【学校教育課】

- 特別支援学校における医療的ケア基本研修(H15～、H24一部変更)
- 特別支援学校における医療的ケア運営協議会(H15～)
- 医療的ケア実施校担当者連絡協議会(H21～)

○今後実施を予定または検討している取組

- 平成30年度の取組を継続する。
- 医療的ケア児支援体制検討部会において検討した課題対応策の実現に向けた取組を実施する。
※いずれも予定

岩手県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

岩手県重症心身障がい児・者及び医療的
ケア児・者支援推進会議で
岩手県の支援体制を検討

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	9圏域
②	人口（H29.10）	1,254,807人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H30.9）	0人※重心児者に係る支援者研修はH27から実施中
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9）	5箇所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明 ※小児に訪問診療を実施している医療機関は2箇所（H29.6）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明※障がい児の入院に対応できる病院は12箇所（29.9）
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） （H28.10）	85箇所 （28箇所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （H28.4）	43.1%（143/328箇所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5）	55名 （H29.5. 1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.5）	39名 （H29.5. 1）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5）	4名 （H29.5. 1）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岩手県

○現在実施している取組

1 県における協議の場の設置(平成30年度～、実施主体:岩手県)

平成28年度からの岩手県重症心身障がい児・者支援推進会議を強化・拡充し、重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の課題を抽出し、その解決を図るための方策等を検討するため「岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」を設置した。

2 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業の実施

(平成29年度～、実施主体:県、市町村)

医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)を介助する家族の精神的・身体的負担の軽減に向け、短期入所の充実を図るため補助事業を実施した。

3 実態調査の実施(平成27年度、実施主体:県)

重症心身障がい児・者の今後の入所や在宅での支援を検討する上での基礎資料とするため、実態調査を実施した。

4 支援者育成事業の実施(平成27年度～、実施主体:県)

重症心身障がいについて、医療と福祉の連携による支援を担う人材を育成するために、看護職員等向けの研修と相談員等向けの研修を県内9障がい保健福祉圏域で実施した。

5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（療養生活支援事業）の実施

在宅で療養する小慢児童等のうち、医師の診断により人工呼吸器又は体外式補助人工心臓等を装着している者で、一時的に在宅療養が困難になった場合に、医療機関において一時的な預かりを行うための事業を実施。

6 医療的ケア体制整備事業に係る研修会（実施主体：県）

医療的ケアに関する基礎的な理解と知識を確認するとともに、各校における取組の成果と課題等について協議するなど、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切なケア向けて、県内特別支援学校、小・中学校等における医療的ケア実施校の任用看護師及び医療的ケア担当教員等を対象に実施。

7 岩手県教育支援委員会の開催（兼医療的ケア運営協議会）（実施主体：県）

医療的ケアの適切な実施に向け、看護師等の配置、特別支援学校と医師及び医療機関の連携協力、医療安全に関する指針の提示など総括的に管理する体制整備を図っている。

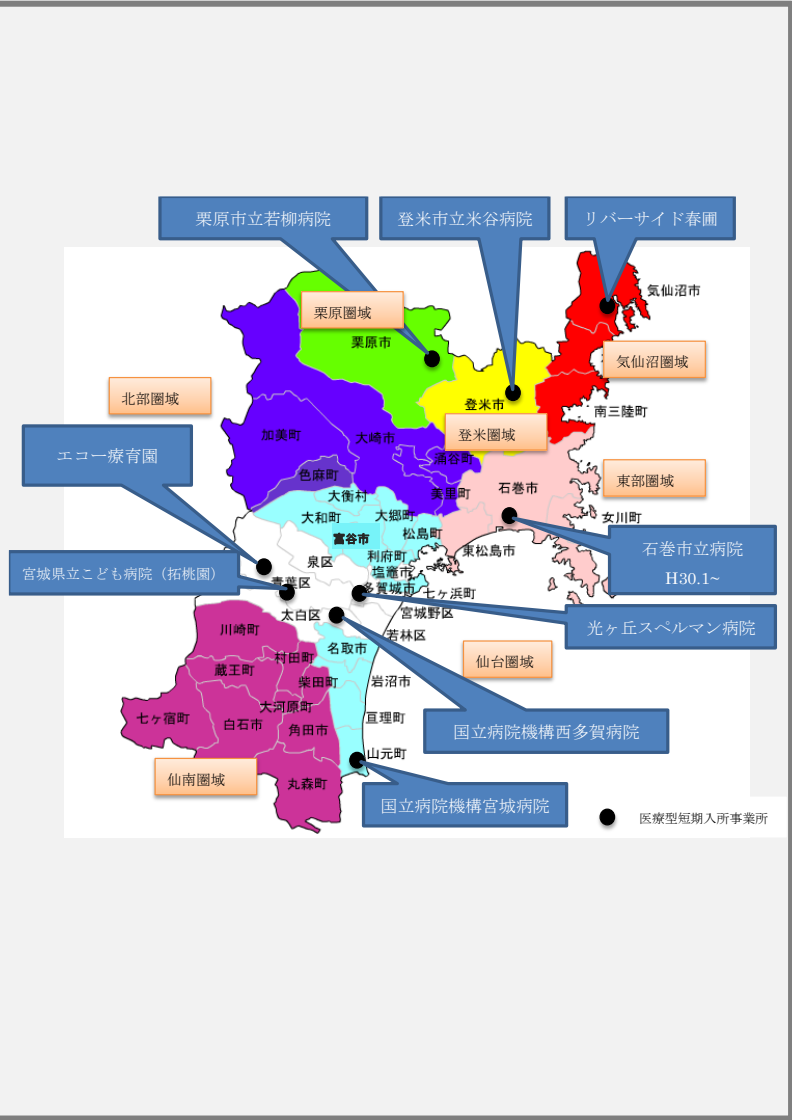
○今後実施を予定または検討している取組

- 1 県における協議の場である「岩手県重症心身障がい・者及び医療的ケア児・者支援推進会議」での意見交換等の実施
- 2 在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業の実施
- 3 重症心身障がい児者等支援者育成事業の実施
- 4 医療的ケア児実態調査(仮称)の実施
- 5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(療養生活支援事業)の実施
- 6 医療的ケア体制整備事業に係る研修会
- 7 岩手県教育支援委員会の開催(兼医療的ケア運営協議会)

宮城県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数(医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域)	7
②	人口 [H29.12.31時点]	231万2085人
③	医療的ケア児支援のための協議の場	宮城県障害者自立支援協議会こども部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	1
⑤	医療型短期入所事業所数	9
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	把握なし
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	把握なし
⑧	訪問看護事業所数 [H30.8.1時点] (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	150 (把握なし)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) [H30.8.27時点]	57 (7)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 [特支:H30.5.1, 小・中:H29.5.1時点]	特支:102人 小・中:4人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 [特支:H30.5.1, 小・中:H29.5.1時点]	特支:89人 小・中:1人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 [特支:H30.5.1, 小・中:H29.5.1時点]	特支:9人 小・中:0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

宮城県

○現在実施している取組

【障害福祉課】

- 医療型短期入所モデル事業: 医療型短期入所病床の確保
- 医療的ケア児等コーディネーター配置事業: 医療型短期入所事業所間の連携促進等
- 研修会の開催: 指定障害児通所支援事業所等を対象とした研修会
- 県自立支援協議会運営事業: 児童福祉法に基づく医療的ケア児支援に係る協議の場

【特別支援教育課】

- 医療的ケア運営会議の実施(H30年7月,11月(予定)): 課題や対応の検討
- 巡回指導医・指導看護師の派遣: 医療的ケアに関する校内体制等の指導及び助言
- 研修会の実施(H30年7月,8月): 教員や看護師の知識・技能の向上を図る。

○今後実施を予定または検討している取組

【障害福祉課】

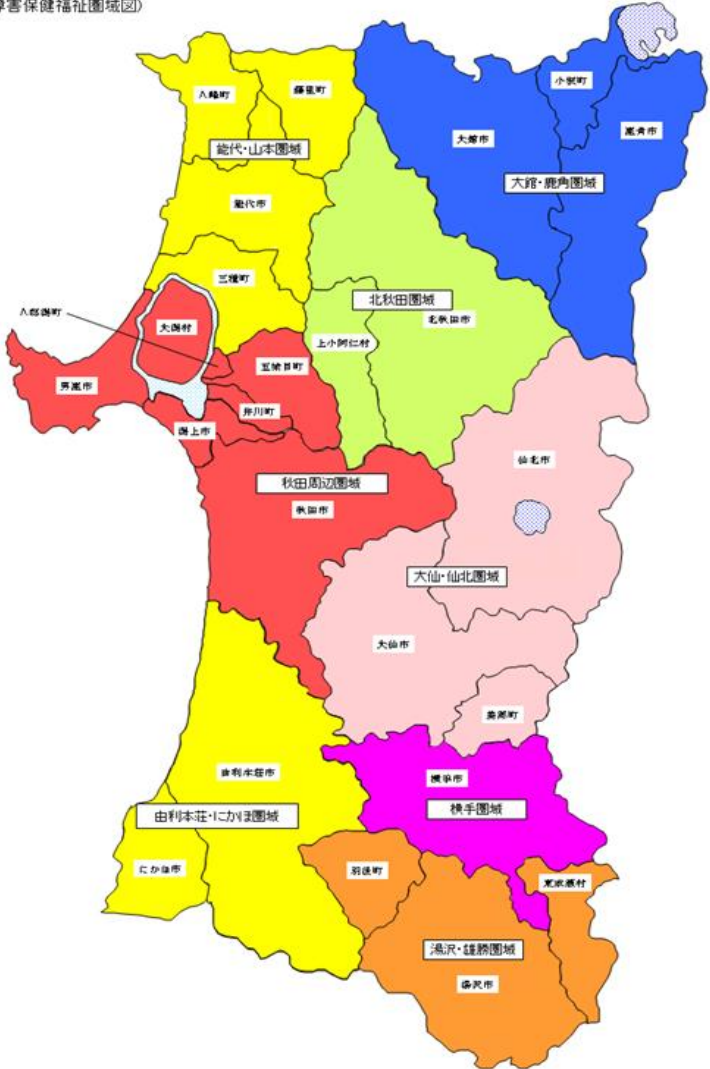
- 医療的ケア児支援促進モデル事業: 指定放課後等デイサービス事業所での受入促進
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業

秋 田 県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

（障害保健福祉圏域図）



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）（H30.9.1）	8
②	人口（H30.8.1）	982,285人
③	医療的ケア児支援のための協議の場（H30.9.1）	・秋田県医療的 ケア児等支援協 議会 ・医療的ケア推 進協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H30.9.1）	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9.1）	2
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 （H26.10.1）	222
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 （H30.7.1）	8
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問 看護事業所数）（H30.4.1）（平成25年介護サービ ス施設・事業所調査より）	63(0)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （平成30年5月時点）	39.5% (104) (1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的 ケア児数（特：H30.5.1）（小・中：H29.5.1）	特：71名 小・中：4名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師 配置数（特：H30.5.1）（小・中：H29.5.1）	特：14名 小・中：3名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用 している通学生数（特：H30.5.1）（小・中：H29.5.1）	特：1名 小・中：0名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

秋田県

○現在実施している取組

○障害福祉課

秋田県医療的ケア児等支援協議会の実施(年2回の予定)

医療的ケア児等支援者養成研修及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修を県主催で実施

○保健・疾病対策課

秋田県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(児童福祉法第19条の22)

- ・実施要綱を整備し、県内医療機関、保健所に周知
- ・県内8保健所に相談窓口を設置。保健所担当者を自立支援相談員として医療機関からの連絡票に基づき相談員が家庭訪問し、小慢児童等とその家族へ支援を行う。
- ・実施主体:各保健所(地域振興局福祉環境部)

○教育庁特別支援教育課

- ①【県教委】医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が通学する特別支援学校への看護師配置
- ②【特別支援学校】「医療的ケア校内委員会」を設置し、具体的な医療的ケアの内容について確認・実施
- ③【県教委】「医療的ケア学校間連絡協議会」において各校の実施内容を確認(年1回)
- ④【特別支援学校】「主治医巡回指導」の実施(年1回)
- ⑤【県教委】「看護師研修会」の実施(年1回)
- ⑥【県教委】関係機関(医療・福祉・教育・保護者等)による「医療的ケア推進協議会」の実施(年1回)

○今後実施を予定または検討している取組

- ・小児慢性疾病児童等地域支援協議会の設立
- ・「秋田県特別支援学校の医療的ケア実施の手引」(平成28年3月秋田県教育委員会)の内容の見直し

山 形 県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	4圏域
②	人口	1,090,994人 【 H30.8.1 】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・医療的ケア実施校運営会議 【H30】
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人【 H30.8.1 】
⑤	医療型短期入所事業所数	4か所【 H30.8.1 】
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	7か所【 H29.7.1 】
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明(県内病院は全部で68か所)
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	63か所(28か所) 【H30.8.1】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	106か所(不明) 【H29.4.1】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	43人【H30.5.1】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	19人【H30.5.1】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人【H30.5.1】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山形県

○現在実施している取組

- 県看護協会における医療的ケア児に係る研修会実施への支援
 - ・対象：病院看護師、訪問看護師、市町村保健師
- 医療的ケアが必要な子どものための保護者等向けマニュアルの更新
- 在宅等に移行したNICU等長期入院児等を保護者の要請に応じて一時的に受け入れる医療機関に対し掛かる経費の一部を補助
- 医療的ケア児の在籍する県立特別支援学校に看護師を配置
- 医療的ケアを実施している県立特別支援学校で実施校運営会議を実施（年2回）
- 医療的ケア担当教員等研修会（特別支援学校の教員等、医ケア実施校に配置されている看護師を対象とした実技研修）を実施（年1回）
- 医療的ケア連携協議会（県内の医療的ケア児の現状について情報交換）を実施（年1回）

○今後実施を予定または検討している取組

- 医療的ケア児の実態を把握するための全数調査（アンケート）
- 訪問診療医に小児在宅医療に取り組んでもらうための研修の実施
- 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

福島県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域等）	7
②	人口（H30.8.1現在）	1,864,786
③	医療的ケア児支援のための協議の場	30年度に設置予定
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9.1現在）	8
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数（H28.10.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	120 (不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）※准看含む （H30.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （H29.4.1現在）	54／276 (1か所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的 ケア児数 （H29.5.1現在）	147 【特別】140 【小・中】7
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師 配置数 （H29.5.1現在）	27 【特別】26 【小・中】1
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼 吸器を使用している通学生数（H29.5.1現在）	8 【特別】8

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福島県

○現在実施している取組

＜教育庁特別支援教育課＞

◆ 特別支援学校における医療的ケア実施事業（H15～）

【概要】

特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に伴い、吸引等の医療的ケア（日常的応急手当）を必要とする幼児児童生徒が常在しているため、これらの幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように、また保護者の負担を軽減するために医療的ケアを実施する。

【実施内容】（H30年度）

- ① 特別支援学校への看護師の配置（13校27名）
- ② 医療的ケアを実施するための物品購入
- ③ 医療的ケア実施運営協議会の実施【教育委員会】
 - 年1回実施
 - 医療的ケアの実施に関する管理及び課題等についての総括的な検討
- ④ 研修会の実施
 - 医療的ケア実施教員研修会
 - 看護師研修会
- ⑤ 医師と連携した校内支援体制の充実【実施校】
 - 指導医の委嘱
 - ・ 実施状況に対する指導助言
 - ・ 主治医との連絡・調整の実施
 - 医療的ケアサポート会議の実施
 - 実施校が、医療関係者、保健・福祉関係者、保護者等を委員に委嘱
 - ・ 実施校における医療的ケアの在り方、保健管理体制の整備・充実、保健・医療・福祉関係機関との連携による支援体制の確立等について協議

※「福島県介護職員等喀痰吸引等研修（3号研修：特定の者対象の研修）」登録特定行為事業者：3校

○今後実施を予定または検討している取組

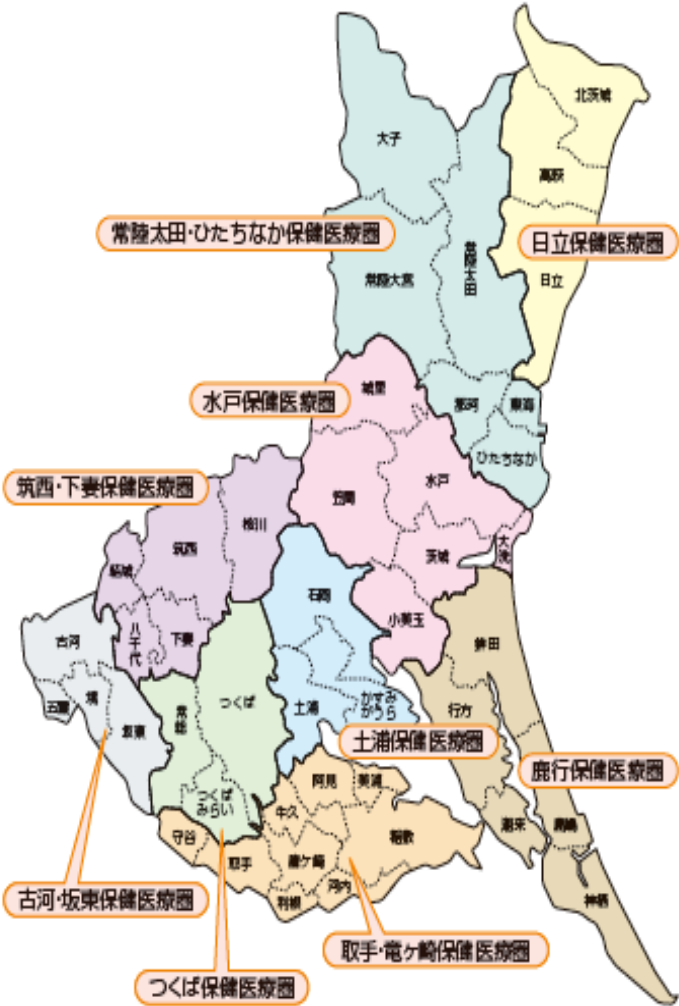
未定

茨城県

どのデータが、いつの時点のデータか分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	9圏域
②	人口（H30.8.1）	2,884,585人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	茨城県医療的ケア児支援体制協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	9
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	少なくとも5ヶ所 (H30.9.1)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	少なくとも8ヶ所 (H30.9.1)
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	140
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	45.8% (H28.4.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	193人 (H29.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	35人 (H30.5.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	5人 (H30.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

茨城県

○現在実施している取組

【医療的ケア児の支援に関する研修の実施】

医療従事者、障害福祉サービス事業所等（短期入所、障害児通所支援事業所）を対象に、医療的ケア児への支援方法等の研修を実施。【実施主体：国立病院機構茨城東病院（委託事業）】

【医療的ケア児受入促進事業の創設】

医療的ケア児等を受け入れる医療型短期入所や児童通所支援事業所の開設に伴う設備等の購入支援を実施。

【医療的ケア児実態調査の実施】

【医療的ケア支援事業】（実施主体：特別支援教育課）

（1）目的

医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に、看護職員資格を有する非常勤嘱託看護職員（以下「看護職員」という。）を配置し、医療的ケアを実施するとともに、医療的ケアの実施に必要な研修等を経た教員が看護職員の援助の下に、医療的ケアを行い、児童生徒の健康の維持、増進と安全な学習環境の整備を図ることを目的とする。

（2）事業内容

県立特別支援学校における看護職員の配置、巡回指導医の委嘱・派遣、教員及び看護職員に対する研修の実施、医療的ケア等運営協議会の開催等

○今後実施を予定または検討している取組

今年度設置した「茨城県医療的ケア児支援体制協議会」において、支援策を検討する予定。

栃木県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域）	6圏域
②	人口（H29.10.1現在）	1,961,963人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの	栃木県自立支援協議会 医療的ケア児支援検討部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	今年度実施予定
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.4.1現在）	5カ所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	87カ所 ※H29.8月の在宅医療的ケア児対応に関するアンケート調査で一般診療可能と回答
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	38カ所 ※小児科標榜の病院は受入れ可と考える。
⑧	訪問看護事業所数（H30.4.1現在） （うち乳幼児加算の算定対象者に対応できる訪問看護事業所数）	94カ所（57カ所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H29.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	32.3% （107/331カ所） （4カ所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H29.5.1現在）	特別支援学校：131人 小・中学校：9人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （H29.5.1現在）	特別支援学校：29人 小・中学校：7人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 （H29.5.1現在）	特別支援学校：4人 小・中学校：0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

栃木県

○現在実施している取組

担当課・室	H25	H26	H27	H28	H29	H30
医療政策課	ポストNICU受入体制整備支援事業(H24～) ・NICUを有する県内の臨床研修病院及び重症心身障害児施設の機能強化並びに家族の負担軽減等 ◆周産期医療協議会(H8～)	重症心身障害児(者)在宅医療支援事業	NICU入院児支援事業(コーディネーター配置) ＊実証・研究事業(医療的ケア児に関する実態調査)	(H28～障害福祉課所管)	◆小児在宅医療検討会設置 小児在宅医療体制構築事業 訪問看護推進事業(小児訪問看護研修)	
健康増進課	在宅難病患者・家族支援事業(H20～)		◆慢性疾病児童等地域支援協議会設置	小児慢性特定疾病児童等家族支援事業(レスパイト事業・介護人派遣事業・訪問看護事業・自立訓練事業等) 小児慢性特定疾病児童等総合支援事業		
障害福祉課				重症心身障害児(者)在宅医療支援事業(人材育成・関係機関ネットワーク構築のための検討・研修講演会等の開催に対する補助) ◆医療的ケア児庁内ワーキンググループ ◆医療的ケア児支援検討部会設置	医療的ケア児実態調査 ・把握調査 ・生活実態・ニーズ調査 ・在宅支援資源調査 相談支援専門員従事者専門コース別研修	新)医療的ケア児支援事業 ・医療的ケア児レスパイト事業 ・医療的ケア児支援人材育成事業
こども政策課	総合養育支援事業(H9～) ・市町の未熟児養育事業の円滑な実施のための支援 ・未熟児に対する保健・医療・福祉等の関係施設との連携強化 ・未熟児に対する効果的な支援体制の整備 等					
特別支援教育室	医療的ケア実施事業(H13～) ・医療的ケアが必要な幼児児童生徒に対して、学校看護師による医療的ケアを実施し、安全な学習環境の整備を図る。					

平成30年度医療的ケア児支援に係る関連事業

NICU入院児支援事業

(医療政策課)

- ・退院支援、家族支援等を行うコーディネーター配置による連携調整

小児在宅医療体制構築事業

(医療政策課)

- ・小児在宅医療連携推進員配置による連携調整
- ・訪問診療同行研修・実技講習会
- ・多職種研修会・家族交流会
- ・情報集約提供

在宅療養支援診療所
かかりつけ医等

訪問看護
ステーション

訪問看護推進事業(小児訪問看護研修) (医療政策課)

総合養育支援事業

(こども政策課)

- ・市町の未熟児養育事業支援(養育支援連絡票の活用・連絡会議・養育支援従事者専門研修等)

小児慢性特定疾病児童等総合支援事業(健康増進課)

- ・保健師による相談支援
- ・患者会交流会等

- ・総合周産期母子医療センター
- ・新生児集中治療室
- ・子ども医療センター

退院(入所)

入院

退院

転院

退院

入院

レスパイト
入院

保育所等、児童発達支援
放課後等デイサービス

重症心身障害児(者)在宅医療 支援事業(障害福祉課)

- ・重症障害児(者)の在宅医療における人材育成及び連携体制の構築

医療型障害児
入所施設等

新 医療的ケア児支援事業

(障害福祉課)

- ・医療的ケア児レスパイト事業
- ・医療的ケア児受入れに対する助成
- ・新規受入れに伴う設備整備等助成
- ・医療的ケア児支援人材育成事業
- ・支援人材養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修
- ・介護職員喀痰吸引研修受講促進のための指導看護師派遣

医療的ケア実施事業(特別支援教育室)

- ・運営協議会等
- ・学校看護師配置

小児慢性特定疾病児童等ピアサポーター 事業(健康増進課)

- ・ピアサポーターを養成し、サポーターによる介護者支援
- ・自立訓練事業(健康増進課)
- ・小児慢性特定疾病児童等ボランティア交流会

小児慢性特定疾病児童等家族支援事業(健康増進課)

- ・一時入院支援・介助人派遣・訪問看護
- ・自立した生き方の支援、家族等の負担軽減
- ・対象は人工呼吸器装着又は気管切開した小児慢性特定疾患受給者等

保健所
市町保健センター

自宅

訪問

訪問看護

特別支援学校

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

栃木県

○今後実施を予定または検討している取組

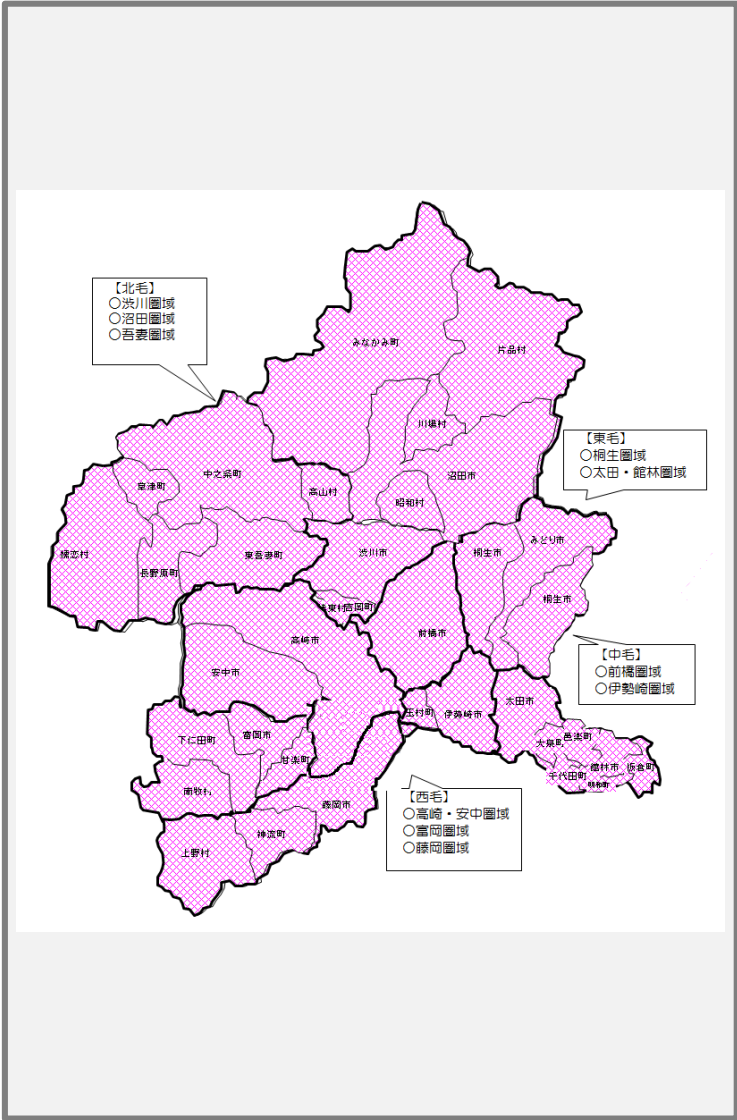
- ・医療的ケア児対策庁内ワーキングにおいて、引続き各課事業の情報共有、連携強化を図る。
- ・医療的ケア児支援に関する保健・医療・福祉等の情報の一元化及び効果的な情報提供のあり方について検討する。
- ・各課における関連研修の実施により、支援関係者の人材育成・確保、多職種連携を図る。
- ・市町、圏域毎の協議の場の設置に向け、障害保健福祉圏域調整会議において意見交換を実施する。

群馬県

どのデータが、いつの時点のデータ分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10圏域（障害保健福祉圏域数・二次保健医療圏、平成30年4月現在）
②	人口 ※人口統計調査結果	1,958,615人（平成29年10月現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	名称：群馬県医療的ケア児等支援協議会（仮） 設置年度：平成30年度
④	医療的ケア児等コ－ディネーター養成研修修了者数	0名（H30.9現在）
⑤	医療型短期入所事業所数	6箇所(平成30年4月現在)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 ※往診・訪問診療を行う医療機関数を計上	251（H28.10現在）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	16（H29.10現在）
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）※事業所数H30.9.1現在	202箇所（88箇所：平成28年10月現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） →H30.4.1時点 （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） →H30.5厚生労働省調査時点	102／499施設（うち受入5施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	133名（H29.5）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	23名（H29.5）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	27名（H29.5）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

群馬県

○現在実施している取組

【家族のレスパイト支援関連事業】

- ・医療型短期入所施設の整備促進
重症心身障害児（者）短期入所施設設備整備等補助
- ・要医療重心児（者）訪問看護支援事業
- ・県立小児医療センターでのショートケア
（最長7泊8日）

【教育分野（教育委員会）】

- ・特別支援学校医療的ケア支援事業
- ・事業運営協議会の運営
- ・医療的ケア教員等研修会
- ・認定特定行為業務従事者養成研修

【患者・家族等への情報提供・相談支援】

- ・県ホームページ「マッピングぐんま」により、小児在宅に対応可能な医療機関を紹介

【在宅医療提供体制・連携体制の整備】

- ・小児等在宅医療に関する研修を実施
 - ・医師向け研修
（県立小児医療センター、県小児科医会）
 - ・訪問看護師向け研修（県看護協会）
- ・地域別の医療的ケア児数の把握
 - ・医療的ケア児等の実数調査を実施
- ・多職種の顔の見える関係づくり
 - ・多職種向け講演会の開催
- ・医療的ケア児にかかわる支援者に向けた研修会や事例検討会（県立小児医療センター）

○今後実施を予定または検討している取組

【医療的ケア児等コーディネーター養成研修】

- ・地域において医療的ケア児等の支援を総合調整する者を養成するための研修を実施する。（今年度開催予定）

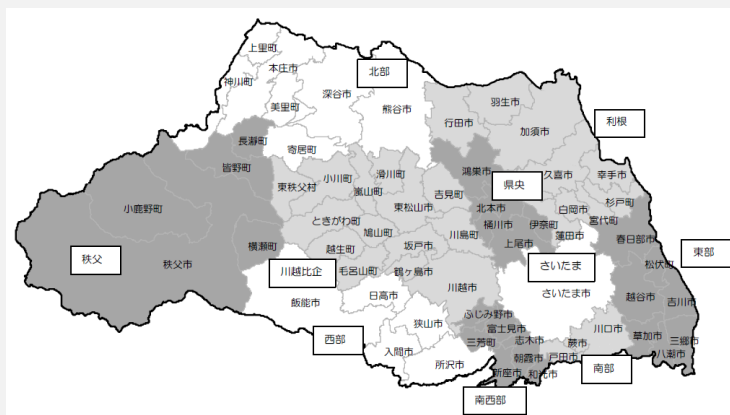
【群馬県医療的ケア児等支援協議会（仮）】

- ・群馬県自立支援協議会のサブ協議会として、地域における医療的ケア児等の支援の現状・課題の共有・検討や、医療的ケア児等コーディネーターの活用等について協議を行う。（今年度開催予定）

【医療的ケア児等支援者養成研修】

- ・地域で医療的ケア児等の支援に関わる支援者を対象に、医療的ケアに関する基礎知識、利用できる社会資源等を学ぶための研修を実施する。（平成31年度以降実施予定）

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。）	10圏域
②	人口	7,322,419人（H30.8）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・埼玉県小児在宅医療WG ・埼玉県自立支援協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	47人
⑤	医療型短期入所事業所数	24か所（H30.10）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	22か所（H29）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	20か所（H29）
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	102か所（H29）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	28.4%（H28.4）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特支186人 小中 22人（H29）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特支 37人 小中 14人（H28）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特支 11人（H30.4）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

埼玉県

○現在実施している取組

(医療整備課)

■小児在宅医療推進事業

①小児在宅医療の担い手の拡大(H26～)

医師・看護師・介護士等に対し、在宅医療を行うために必要な研修を実施し、地域における小児在宅医療の担い手を拡大する。

②関係機関の連携(H26～)

医療・福祉・教育等の関係機関が合同で症例検討などを行う小児在宅医療研究会を開催し、関係者の顔の見える関係づくりを行う。

③県医師会との連携(H25～)

小児在宅医療の推進のため、県医師会や周産期医療施設、在宅医等の関係者による協議を行うための会議などを開催する。

■小児在宅医療ワーキンググループ(H27～)

医療、福祉、教育などの関連分野の連携を図るため、県庁関係各課及び埼玉医科大学等により構成され、小児在宅医療に関する情報共有及び意見交換を行う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

埼玉県

○現在実施している取組

(障害者支援課)

■在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業(H27～)

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、対象児者をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設等に対し補助を行う。

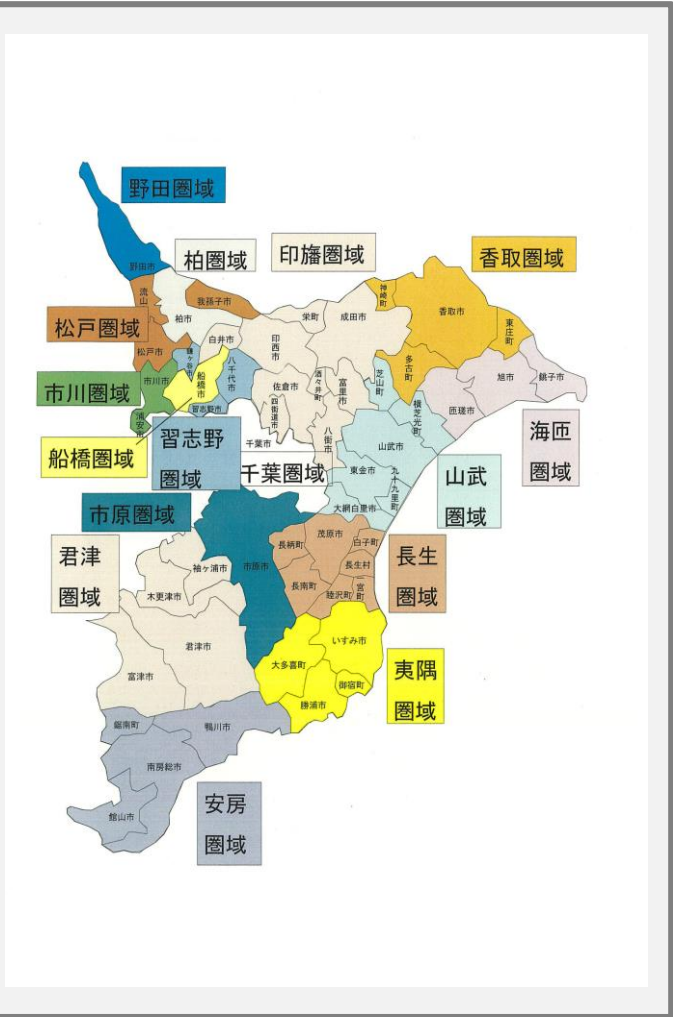
■医療的ケア児等コーディネーター養成研修(H29～)

人工呼吸器を装着している障害児等、日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障害児や重症心身障害児等が地域で安心して暮らしていけるよう、適切な支援を行える人材を養成する。

千葉県・千葉県教育委員会

1. 県・県教委の基礎情報

基礎情報



①	障害保健福祉圏域数（千葉市圏域含む）	16圏域
②	人口（千葉市圏域含む） H30.8.1毎月常住人口調査月報	6,268,926人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県設置のもの（H22年度設置）	千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会
④	医療的ケア児等コーディネーター育成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 H30.4	8
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 （うち小児患者に対応できる医療機関数） H26.12	未調査 (39)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 （うち小児患者に対応できる病院数） H29.9	未調査 (107)
⑧	訪問看護事業所数 H30.8.1 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） H30.9	386 (104)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） H30.4 （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） ※保育所…保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園	44%(484) (60)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（千葉市除く） H29.5.1	特支 339人 小・中 39人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（千葉市除く） H29.5.1	特支 76人 小・中 29人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（千葉市除く） H29.5.1	特支 22人 小・中 2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県

平成23～25年度

障害児等支援訪問看護センター事業（県単独事業）

- 平成22年11月に「障害児等支援訪問看護センター研究会」を設置。
- 医療的ケア児とその家族からの相談対応、訪問看護ステーションが行う訪問看護への助言や技術的支援により、障害児の在宅生活を支援する事業。

平成25～26年度

小児等在宅医療連携拠点事業（国モデル事業）

- 在宅生活の円滑なスタートに向けた支援・取組み（千葉県つながろうマップ(Web上の資源情報)の作成、サービス活用Q&Aパンフレットの作成・配付(5000部)等)
- 主要な専門職種の実践力向上への支援・取組み
（訪問看護師育成研修(208名)、相談支援ガイドラインの作成、相談支援専門員研修(126名)、喀痰吸引研修(118名)等)
- 地域ごとの他職種協働支援(チームケア)の実践に向けた支援・取組み
（シンポジウムの開催(110名)、ワールドカフェの開催(40名)、他職種による協働支援の事例検討会の開催(約100名)、特別支援学校との意見交換(約100名)等)
- 医療機関と地域を結ぶための取組み(医師による実践報告会の開催(13名)、医療機関における一時受入れの支援(3名の小児受入))

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県

平成27年度～

小児等在宅医療連携拠点事業（県単独、基金事業）

■人材育成研修

- ・訪問看護師育成研修(121名) * 25～29年度で延べ500名以上受講
- ・喀痰吸引研修(H28で終了) * 25～28年度で延べ180名以上受講
- ・相談支援専門員研修(H28で終了) * 25～28年度で延べ240名以上受講
- ・NICU看護師育成研修(38名) * 平成29年度新規

■チームケアコンサルテーション(H28)

医療的ケア児等がNICU等から在宅移行に向けた退院支援及び退院後の訪問看護に対応した研修プログラムを開発。本研修プログラムによりH29NICU看護師研修を実施。

■医療的ケアのある子どもに対する相談支援手引書の作成(H28)

平成25年度に委託事業者等において作成した「医療的ケアのある子どもに対する相談支援ガイドライン」の改訂版の作成。

■千葉県障害児等支援在宅医療・訪問看護研究会

医療、保健、福祉、教育等の分野における有識者等で構成され、小児等在宅医療連携拠点事業に対する意見や評価を行う。**今年度、本研究会を医療的ケア児等の協議の場として、構成員を増やして再編予定。**

医療的ケア児保育支援モデル事業【保育対策総合支援事業費補助金】

○保育所等において医療的ケア児の受入を促進するため、市町村が看護師等を雇用し、保育所等に派遣する経費を助成する。

○補助率 国(間接)1/2、県1/4、市町村(指定都市・中核市を除く)1/4

○補助基準額 7,300千円/実施主体(年額)(※看護師等を配置して医療的ケアを行う場合)

○実施主体(予定) 松戸市、習志野市、浦安市、山武市

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉県立
特別支援学校

○医療的ケア運営会議の開催【年2回】

〈運営委員〉

医師(千葉県医師会、学校指導医)、看護師(千葉県看護協会、特別支援学校特別非常勤講師)、特別支援学校保護者、特別支援学校長、特別支援学校教諭(医療的ケアコーディネーター)、行政関係者(教育庁教育振興部教職員課、同学校安全保健課、同特別支援教育課、県総合教育センター、健康福祉部健康福祉指導課、同医療整備課、病院局経営管理課)

○「千葉県特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に示された内容により実施 (必要に応じてガイドラインの見直し及び修正)

○対象児童生徒等の医療的ケアに関する指導・助言を行う医師として指導医の依頼

○校内検討委員会の設置

○特別支援学校に医療的ケアコーディネーターを指名

○特別非常勤講師として看護師資格を有する者を特別支援学校に配置

○看護師研修会の開催【年2回】(講義・実地研修)

〈受講者〉特別支援学校で特別非常勤講師として勤務する看護師

○特別支援学校医療的ケア実施校連絡協議会の開催【年3回】

〈参加者〉特別支援学校教諭、養護教諭、看護師 等

○医療的ケア基本研修【年2回】と実地研修

〈受講者〉医療的ケア担当教員

3. 医療的ケア児支援のための来年度の スケジュール

時期	実施内容	担当課
5月・2月(予定)	医療的ケア運営会議	特別支援教育課
5月・10月・1月 (予定)	特別支援学校医療的ケア実施校連絡 協議会	特別支援教育課
4月・7月・8月 (予定)	特別非常勤講師(看護師)研修会	特別支援教育課
6月・8月(予定)	特別支援学校医療的ケア基本研修 (喀痰吸引等3号研修)	特別支援教育課

東京都

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	設定なし
②	人口（平成30年1月1日現在）	13,754,059人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数重症心身障害児（者）対応 平成30年9月1日現在）	15
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	不明 (138)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	不明 (74)
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	759
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（平成30年3月現在）	割合・数は不明 32施設
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成29年5月1日現在）	特支 711人 小中 34人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成29年5月1日現在）	特支 233人 小中 19人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成29年5月1日現在）	特支 19人 小中 3人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

<障害福祉分野>

○ 医療的ケア児の支援のための体制整備

【取組年度】 平成29年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】

①医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催（年3回程度）

医療的ケア児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を図る。

・保健、医療、障害福祉、保育、教育その他の関連分野の有識者及び関係機関職員で構成

②医療的ケア児支援者育成研修

医療的ケア児の支援に関わる関係機関職員の研修を実施することにより、地域における医療的ケア児の支援の拡大を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

<障害福祉分野>

○ 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業の実施

【取組年度】 平成29年度・30年度 モデル事業として実施

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 日常生活において経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）のうち、重症心身障害に該当しない障害児を受け入れる障害児通所支援の確保の促進を図る。

・障害児通所支援において、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師配置をモデル実施

○ 重症心身障害児等在宅療育支援事業

【取組年度】 重症心身障害児を対象として平成22年度から実施。平成29年度から医療的ケア児も対象化。

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるよう地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○現在実施している取組

<障害福祉分野>

○重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

【取組年度】重症心身障害児(者)を対象に25年度から実施。平成29年度から医療的ケア児も対象化。

【実施主体】区市町村(障害者施策推進区市町村包括補助事業で実施)

【目的・内容】在宅の重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)の健康の保持とその家族の福祉の向上を図る。

○医療的ケア児訪問看護推進モデル事業

【取組年度】平成30年度～

【実施主体】東京都

【目的・内容】医療的ケア児の訪問看護に取り組む際の障害となっている点への支援や新たに取り組む事業所の参入を促す取組を実施し、医療的ケア児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○現在実施している取組

<教育分野>

○ 医療的ケア運営協議会の開催（年3回程度）

【取組年度】 平成17年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 学識経験者、保護者、医療関係者、学校関係者等で構成
・医療技術の進歩等に伴う変化を見据え、都立特別支援学校における医療的ケアに関する様々な課題について継続的に検討

○ 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「第三号研修」の実施（年4回程度）

【取組年度】 平成24年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 肢体不自由特別支援学校において、教員等が医療的ケア（特定行為）の実施者となるための研修を実施

・平成29年度の認定特定行為業務従事者数は教員438人、教員以外117人
（※教員以外の従事者は学校介護職員）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

○現在実施している取組

○ 全ての都立特別支援学校における医療的ケアの提供体制の構築

【取組年度】 平成29年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 肢体不自由以外の都立特別支援学校においても、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が在籍する状況があることから、非常勤看護師を必要に応じて配置し、医療的ケアを実施

○ 都立特別支援学校における人工呼吸器の管理モデル事業

【取組年度】 平成30年度～平成31年度

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 学校看護師を実施者として人工呼吸器の管理を行うことにより、保護者の付添いなく学校において医療的ケアを安全かつ適切に実施するために必要な条件について、モデル校1校において検討

○ 医療的ケアを必要とする児童・生徒への通学支援

【取組年度】 平成30年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会を拡充するため、専用通学車両を運行

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

<医療政策分野>

○ 在宅移行支援病床運営事業

【取組年度】 平成22年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU・GCUと在宅療養の間に中間病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅療養等へ向けた準備（訓練等）を行い、運営することにより、NICU等長期入院児の在宅療養等への円滑な移行の促進を図る。

○ 在宅療養児一時受入支援事業

【取組年度】 平成24年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU等長期入院児の在宅療養中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時的支援を行う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

○ NICU等入院児在宅移行支援事業

【取組年度】 平成29年度～

【実施主体】 東京都

【実施内容等】 NICU等に入院している小児の外泊訓練等を支援する周産期母子医療センター等及び訪問看護事業所に対し経費を補助することにより、NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行及び退院後の安定した生活の継続に資する。

○ 小児等在宅移行研修事業

【取組年度】 平成24年度～

【実施主体】 東京都

【実施内容等】 東京都周産期母子医療センター、周産期連携病院におけるNICU等入院児の在宅療養への円滑な移行を促進するとともに、在宅移行後の地域における児の安心・安全な療養生活の実現を図るため、周産期センター等、その他の病院、診療所、保健所及び区市町村における保健医療従事者に対し、研修会を実施することにより、NICU等入院児の円滑な在宅移行を担う人材と、移行後に必要な医療、保健サービスを担う人材の確保・育成を図る。

①保健師対象研修 ②診療所医師対象研修 ③指定二次救急医療機関職員対象研修 ④多職種合同研修

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

○ NICU入院児支援コーディネーター連絡会

【取組年度】 平成27年度～（平成26年度まではNICU等入院児在宅移行研修事業で実施）

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 NICU入院児支援コーディネーターや、その業務を担っている看護師・助産師・MSW等を対象として、各施設の取組の情報共有や退院支援に関わる資質向上を図る。

- ・ 講義、グループワーク等

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

○ 小児等在宅医療推進部会

【取組年度】 平成29年度～（平成28年度までは小児等在宅医療検討部会）

【実施主体】 東京都

【目的】 関係部署（障害、難病、小児慢性、母子保健、小児医療、教育等）、関係機関、区市町村、有識者等による会議を設置し、小児等在宅医療の推進を図る。

○ 小児等在宅医療推進事業

【取組年度】 平成29年度～

【実施主体】 東京都（区市町村への補助事業）

【目的・内容】 区市町村が、地域の実情に応じて小児等在宅医療の提供体制を整備するため、関係各部署、関係職種及び関係機関と連携して実施する取組を支援する。

○ 小児等在宅医療推進研修事業

【取組年度】 平成30年度～

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 小児医療に関する在宅医向けの研修を以下のとおり実施することで、小児等在宅医療への参入促進を図る。

- ・基礎編研修：座学研修により、小児等在宅医療の現状や各種制度等の最新情報を学ぶ。
- ・実践編研修：小児等への訪問診療を実施している診療所への同行研修により、現場での動きや小児医療特有の機器の使用方法などを学ぶ。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

＜保育分野＞

○医療的ケア児支援事業

【取組年度】平成29年度～

【実施主体】区市町村が補助する保育所等

【事業概要】医療的ケアを行う看護師、保健師又は助産師を保育所等に配置し、医療的ケア児を保育所等で受け入れるための

環境整備を図る。（都は区市町村を通じて補助金交付により支援。）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○今後実施を予定または検討している取組

<障害福祉分野>

○ 医療的ケア児コーディネーター養成研修

【取組年度】 平成30年度

【実施主体】 東京都

【目的・内容】 医療的ケア児の支援を総合調整する者(コーディネーター)を養成するための研修を実施し、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう体制整備を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

東京都

○現在実施している取組

（留意事項）

- ・ 医療的ケア児支援のための取組に関する概要を記載して下さい。
- ・ 各関係者の役割も記載してください。（障害福祉サービス事業所、医療機関、保健所、教育機関、保育所等）
- ・ 取組年度、実施内容、実施主体等が分かるよう記載して下さい。
- ・ 写真や図表などを用いてもかまいませんが、厚生労働省のHPにて公表しますので、ご了承下さい。

○今後実施を予定または検討している取組



神奈川県



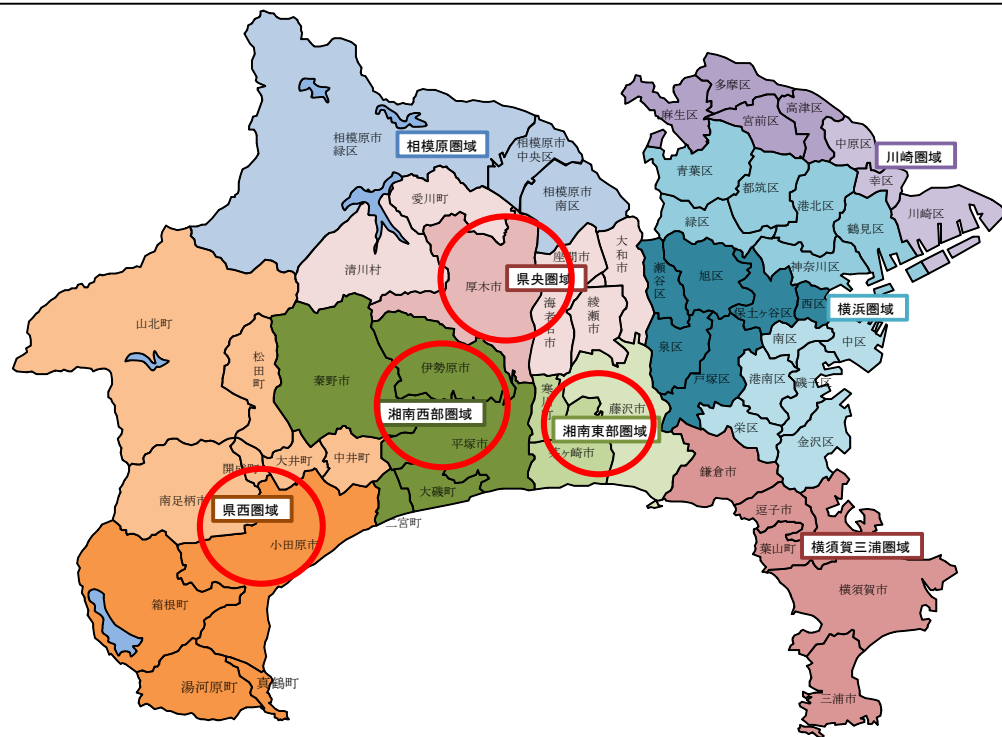
神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

1. 神奈川県の基礎情報(1)

①	圏域数(二次保健医療圏・障害保健福祉圏域)		9圏域(医療) 8圏域(障害)
②	人口(平成30年8月1日 推計値)	↑	9,180,457人
	人口密度(同)	↑	3,800人/km ²
	世帯あたり人員(同)	↓	2.23人/世帯

1. 神奈川県的基础情報(2)

神奈川県の二次保健医療圏・障害保健福祉圏域と協議の場



川崎圏域

二次保健医療圏は川崎北部・南部の2つ

- ・小児等在宅医療連携拠点事業
(平成26年度～)
- ・養育支援事業
(平成17年度～)
- ・神奈川県立特別支援学校医療ケア等
支援事業
(平成15年度～)

③医療的ケア児支援のための協議の場

- ・神奈川県小児等在宅医療推進会議 (H26～) 【全県】
- ・地域小児等在宅医療連絡会議 (茅ヶ崎地域 H26年度～、厚木、小田原地域 H28年度～) 【地域】
- ・保健福祉事務所母子保健担当者会議 (H17～) 【全県】
- ・神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業運営協議会 (H15～) 【全県】
- ・神奈川県慢性疾病児童地域支援協議会 (H28～) 【県所管域】
- ・医療的ケア児の支援に関する市町村情報交換会 (H27～)
- ・神奈川県障害者自立支援協議会 (H18～) 【全県】
- ・庁内連携会議の設置 (H30～) 【保健・医療・保育・障がい福祉・教育】

圏域・市町村レベル
での協議の場の設
置・拡大が課題。

1. 神奈川県の基本情報(3)

④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 (平成30年9月1日現在)	未実施 (今年度実施予定)
⑤	医療型短期入所事業所数 (平成30年4月1日現在)	30件 (うち県所管 9件)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 (参考値) 在宅療養支援診療所数 (平成30年3月31日現在)	853件
	(参考値) 小児に対して訪問診療を行う医療機関数 (平成30年9月1日現在、県立医療機関の時点情報)	92件
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	データなし
⑧	訪問看護事業所数 (平成30年6月1日現在)	 631件
	うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数 (平成30年6月1日現在)	 427件 (うち条件次第:213件)

※ 項目⑦については、既存データ・参考指標なし。

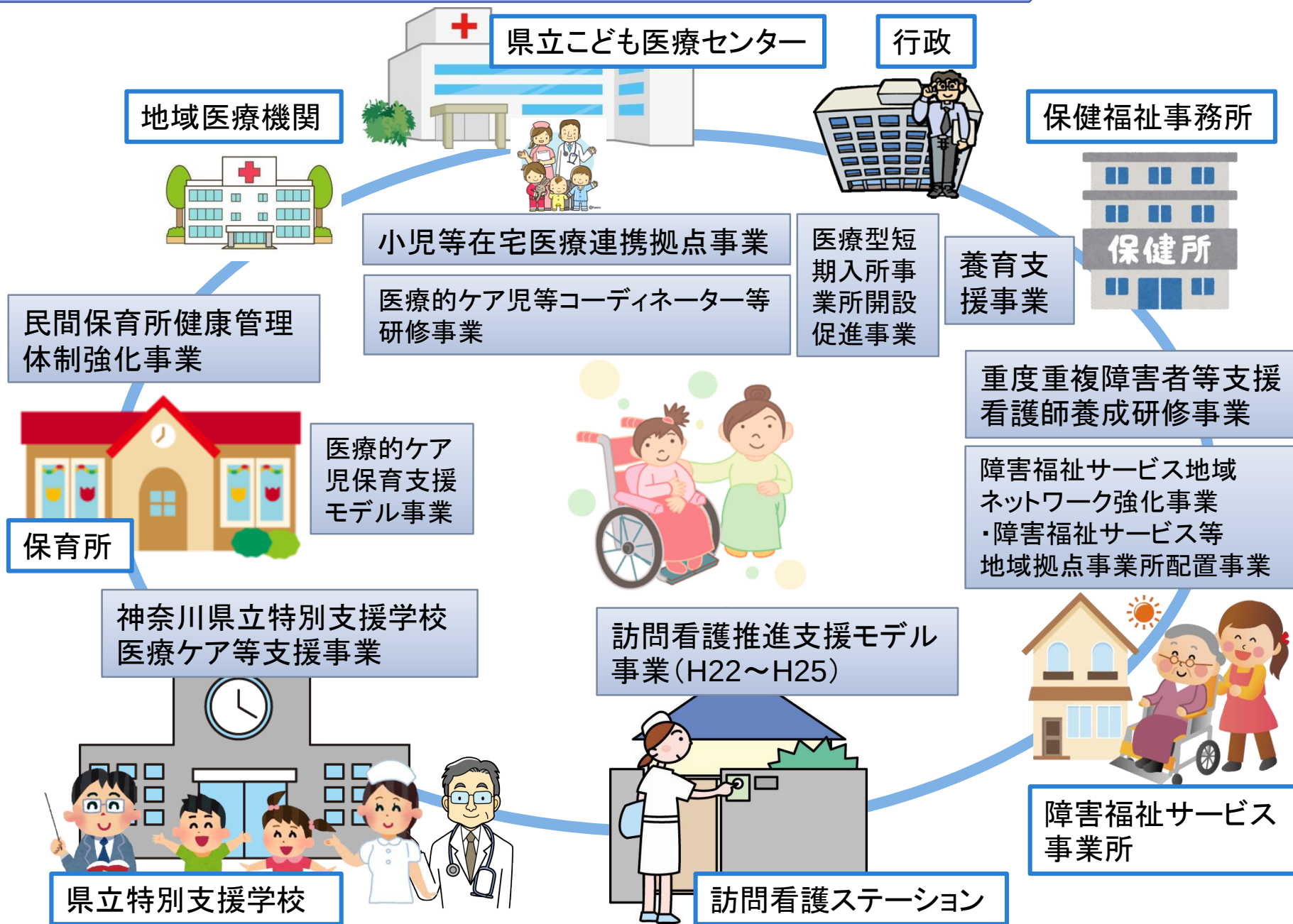
※ 喀痰吸引3号研修修了者数は、3,352人(前回) ⇒ 3,899人(平成30年4月1日現在)

1. 神奈川県的基础情報(4)

⑨	県で所管している保育所数 (平成29年4月1日現在)	395件
	看護師を配置している保育所の割合(数) (平成29年4月1日現在)	53件 (13.4%)
⑩ ⑪ ⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校数 (平成29年5月1日現在)	 (特支)31校 (小中)505校
	在籍数 (平成29年5月1日現在)	 (特支)5,899人  (小中)239,841人
	医療的ケア児数 (平成29年5月1日現在)	 (特支)359人  (小中)26人
	人工呼吸器使用通学生数 (平成29年5月1日現在)	 (特支)15人 (訪問29人) (小中)0人
	公立の特別支援学校及び小・中学校における 看護師配置校数 (平成29年5月1日現在)	 (特支)16校  (小中)13校
	平均配置人数 (平成29年5月1日現在)	(特支)2.6人/校  (小中)0.5人/校

2. 医療的ケア児支援のための現在の取組①

神奈川県



2. 医療的ケア児支援のための現在の取組②

神奈川県

神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業(平成26年度～)

【本県の課題】

医療技術の発達により、新生児が出産直後に死亡するケースが減り、NICUの長期入院児(1年以上入院)は増加している。一方、地域では受入にあたり、医師や看護師、介護者の医療的ケアに対する経験不足や緊急時等の連携体制に不安がある。

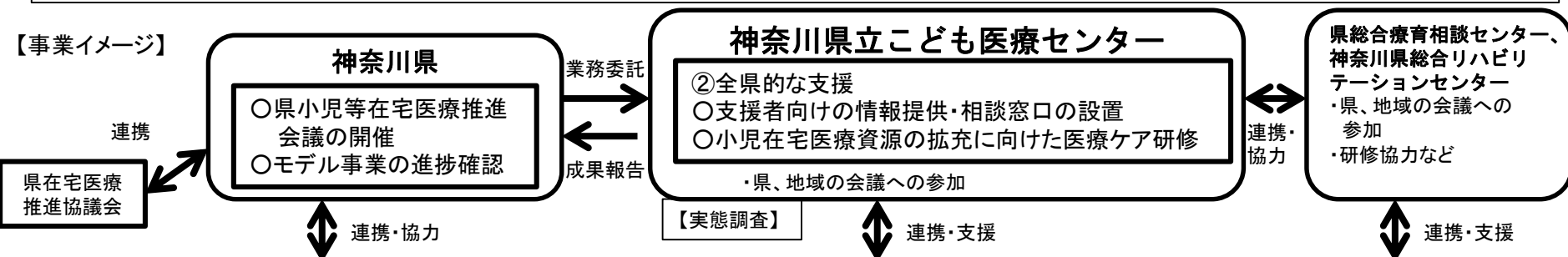
【事業目的】

NICUを退院し、医療的ケアを必要とする児を医療・福祉・教育・行政が連携をして、地域で支えていく体制をつくること

【小児等在宅医療を進めるための2つの柱】

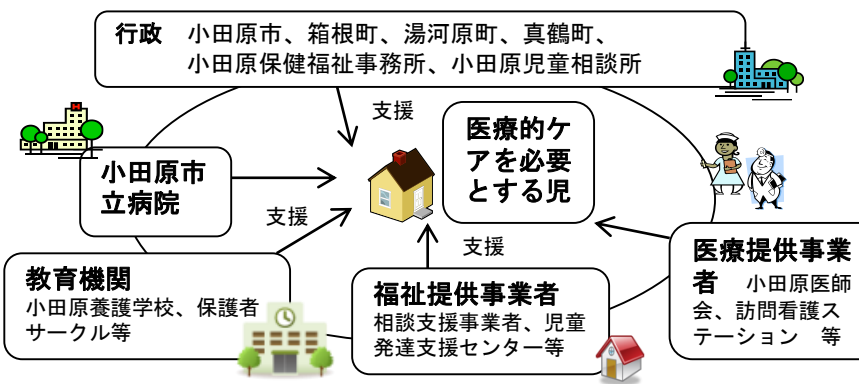
① 厚木・小田原各地域をモデル地域とした取組み ② こども医療センターによる全県的な支援

【事業イメージ】

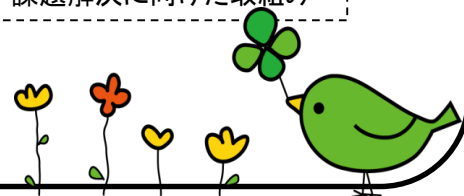
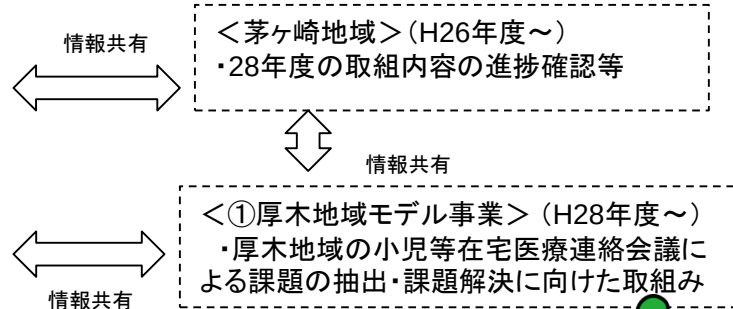


<①小田原地域モデル事業> (H28年度～)

・小田原地域小児等在宅医療連絡会議による課題の抽出・課題解決に向けた取組み



県内各地域



2. 医療的ケア児支援のための現在の取組③

神奈川県

重度重複障害者等支援看護師養成研修事業（平成22年度～、一部平成27年度～）

【本県の課題】

医療的ケアが必要な重度重複障害児者への支援ニーズが増加しているが、障害福祉分野における看護に対する低い認知度や、ケアの特殊性などにより、慢性的に看護師が不足している。

【事業目的】

専門的な技術をもつ看護師の養成確保、人材の定着を図る。

【事業主体・実施形態】

県が主体となり、神奈川県看護協会（平成28年度）への委託により実施

専門看護師養成研修（平成22年度～）

講義、演習、実習を通し、重症心身障害児者等とその家族に対する理解と必要なケアについて学ぶとともに、本人及び家族へのかかわりにおける看護師の役割等についての研修を実施。

実習（2日間）を含め、10日間程度の研修

普及啓発研修（平成27年度～）

看護学生を含め広く参加者を募り、看護師の就職先として選択されるよう、普及啓発研修を実施。

各障害保健福祉圏域を基本として、各100名程度の定員で開催



2. 医療的ケア児支援のための現在の取組④

神奈川県

障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（平成22・23年度モデル、平成24年度～）
障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業（平成27年度～）

【本県の課題】

重度障害者の地域生活にあたり、障害特性により支援が困難なケースに対応した障害福祉サービス事業所が少なかったり、緊急的に支援が必要なケースに対応できる体制が構築されていなかったりという課題があった。

【事業目的】

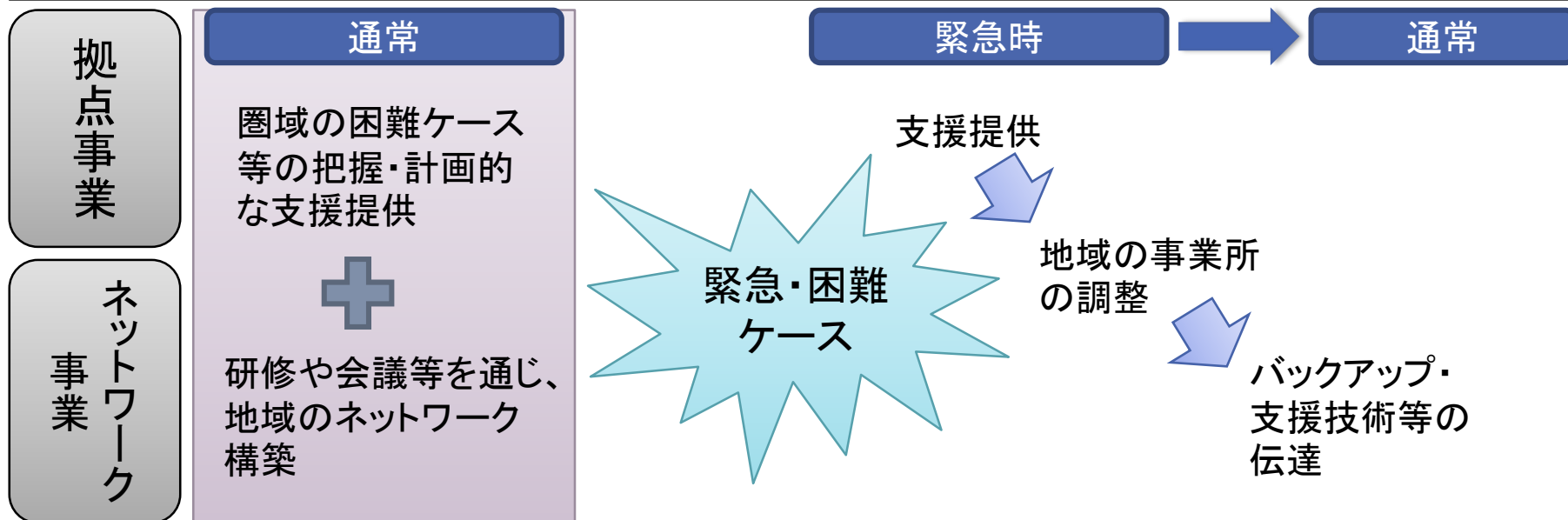
支援が困難なケースや緊急的に支援が必要なケースに24時間365日対応できるよう、障害保健福祉圏域ごとに拠点事業所を配置する。

地域の受皿拡大のため、人材育成（研修等）を行う（現；障害福祉サービス地域ネットワーク強化事業）。

【事業主体・実施形態】

（困難・緊急時支援） 県1/4、市町村1/4、事業者1/2

（人材養成） 県10/10（拠点事業所に対する委託により実施）



2. 医療的ケア児支援のための現在の取組⑤

神奈川県

神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業（平成15年度～）

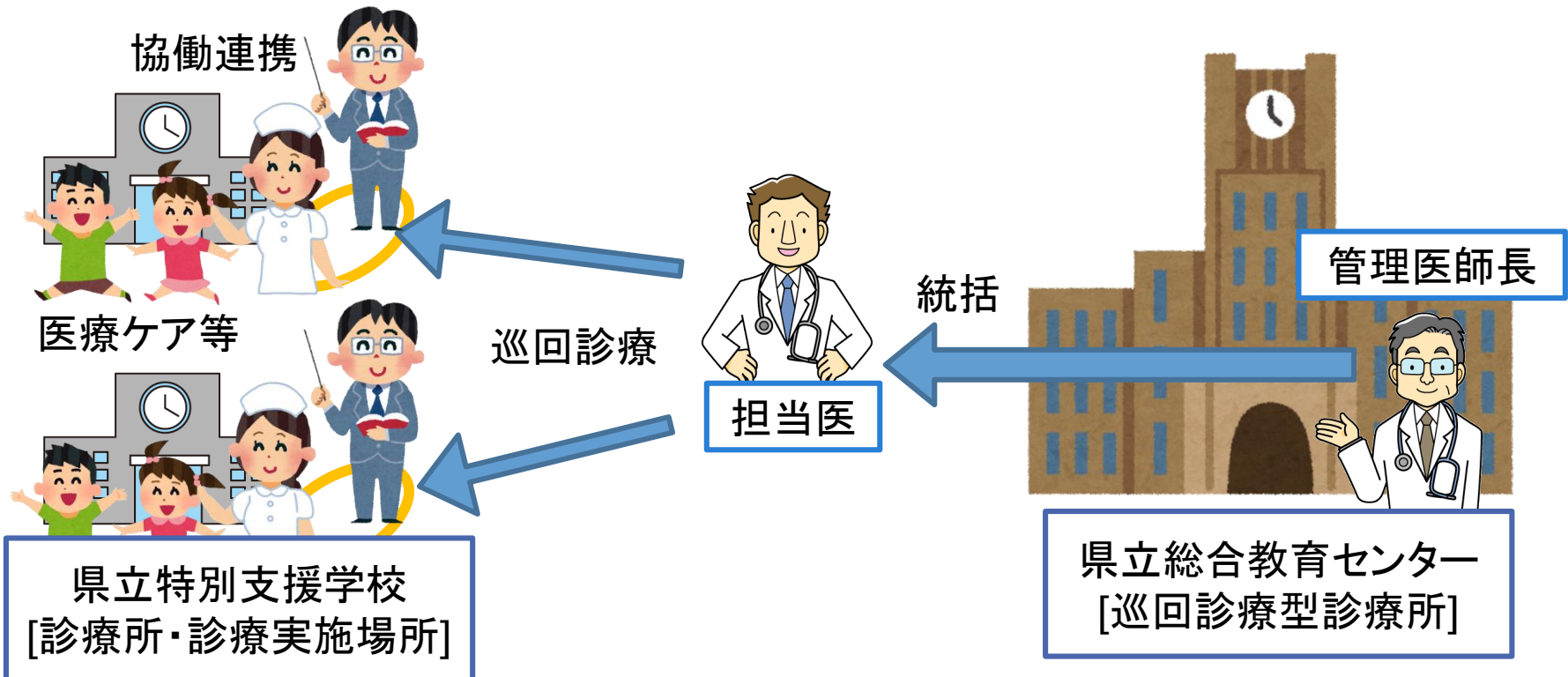
【事業目的】

県立特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境の整備を図る。

【事業主体・実施形態】

県教育委員会が主体となって要綱等の整備を行い、各県立特別支援学校で医療ケア等を実施

※ 医療ケア等・・・「医療的ケア」を、医療と教育を同時に必要とする児童・生徒等を実施する行為としてとらえ、「医療ケア等」という教育活動として、教員と看護師の協働連携の下に取り組んでいる。



2. 医療的ケア児支援のための現在の取組⑥

神奈川県

民間保育所健康管理体制強化事業（平成27年度～）

【事業目的】

医療的ケアのニーズが増加している保育所において、児童の健康管理等を図るため。

【事業主体・実施形態】

市町村が実施主体となり、看護師又は保健師を雇用する保育所等に対し、保育士を雇用した場合の経費との差額を補助する。

県は市町村に対して間接補助する。（負担割合： 県1/2、市町村1/2）



2. 医療的ケア児支援のための現在の取組⑦

神奈川県



かながわキンタロウ

時期	実施内容	担当課
年度内	【民間保育所健康管理体制強化事業】	次世代育成課
年度内	【医療的ケア児保育支援モデル事業(茅ヶ崎市事業採択)】保育所等において、医療的ケアを実施する看護師を補助する保育士等の人件費を補助する	次世代育成課
年度内	【神奈川県小児等在宅医療連携拠点事業】小児在宅医療の関係機関での連携体制構築・県立こども医療センターを中心とした事業(研修、相談窓口、調査)	医療課
年度内	【周産期救急医療対策日中一時支援事業】NICU等長期入院児の在宅療養中の定期的医学管理及び保護者の労力の一時支援を目的として、病院の病床確保経費に対し補助を実施する	医療課
年度内	【養育支援事業】各保健福祉事務所・センターで養育支援事業として相談事業等を実施	健康増進課
年度内	【拠点事業所配置事業・ネットワーク強化事業・看護師養成研修事業】地域の事業所間のネットワーク強化及び医療的ケア児等を支援する看護師の養成確保	障害福祉課
年度内 6～7回	【喀痰吸引等研修】特定の者を対象に喀痰吸引等ができる第三号研修を介護職員等に対して実施(今年度同程度受講者数)	障害福祉課

時期	実施内容	担当課
年度内	【医療的ケア児等コーディネーター等研修事業】医療的ケア児等の支援を適切に行える者および支援を総合調整できる者を養成	障害福祉課
年度内	【医療型短期入所事業所開設促進事業】医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う。	障害福祉課
年度内	【神奈川県立特別支援学校医療ケア等支援事業】県立特別支援学校に在籍する幼児、児童及び生徒の健康の保持増進及び安全な学習環境の整備を図る。	特別支援教育課

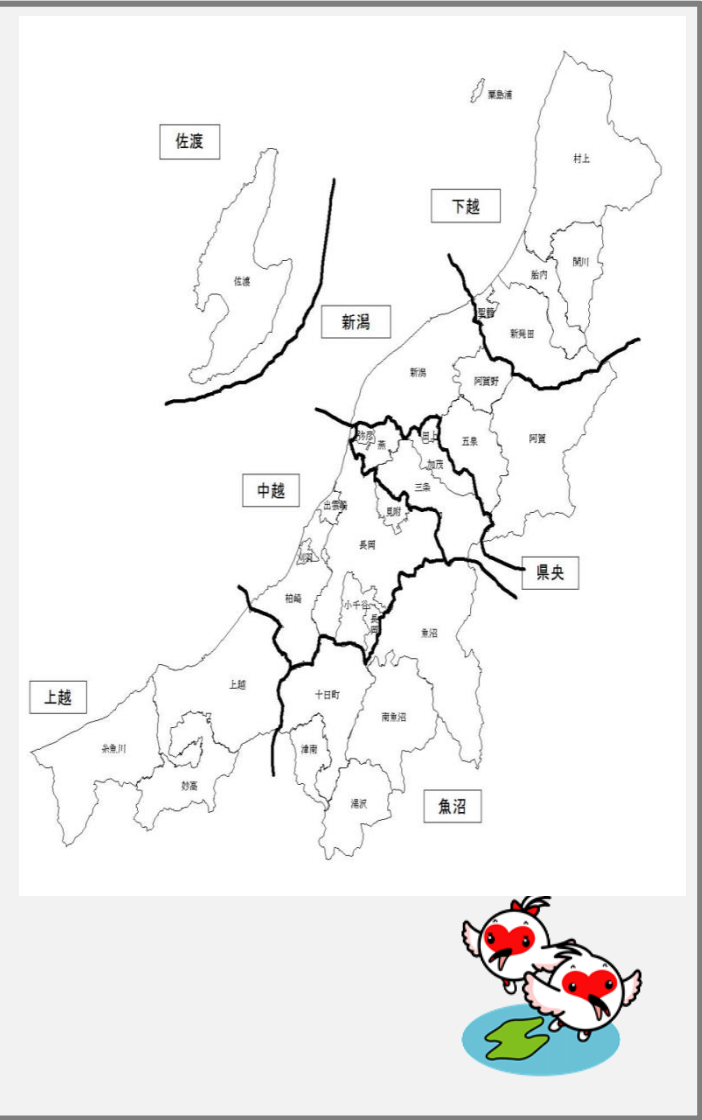
3. 医療的ケア児支援のための取組（今後・予定）

時期	実施内容	担当課
年度内	【公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業】公立小・中学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、当該市町村が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するために、神奈川県が支援を行う。	特別支援教育課

新潟県

1. 新潟県の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	7
②	人口	2,266,121 (H29.10.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・小児在宅医療体制整備連絡協議会（H26.12設置） ・県自立支援協議会療育支援部会（H26.3設置）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	（未実施）
⑤	医療型短期入所事業所数	5か所（H30.4.1現在）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	15（H27.10調査時点）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	把握していない
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	134 H30.3月時点の訪問看護ステーション数 （57か所 H30.2.28）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	15.6%（97/623） （H29.4.1現在） ※内数は未調査
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	132人 （H30.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	45人 （H30.5.1現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 （H30.5.1現在）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

○現在実施している取組

医療

○小児在宅医療体制整備連絡協議会：H26.12～

- ・実施主体：県
- ・内容：小児在宅医療の現状、実態把握について等

○地域検討会の開催：H29.3～

- ・実施主体：県
- ・内容：下越地域における小児在宅医療体制整備について

○講演会の開催：H27.1、H28.1

- ・実施主体：県
- ・内容：小児在宅医療の現状と展望、他県事例紹介（小児在宅情報ネットワークの立ち上げ）等

○実態調査の実施：H27.10

- ・実施主体：県
- ・小児科を標榜する医療機関等を対象に、調査時点での受診状況や医療的ケアの内容を調査

○小児在宅医療シンポジウムの開催：H28.10、H30.3

- ・実施主体：県 ※県医師会、県小児科医会共催
- ・内容：小児在宅医療の仕組みについて等

教育

○医療的ケア実施体制整備事業：H16～

- ・実施主体
県教育委員会：県立特別支援学校（H16～）／市町村教育委員会：小中学校、市立特別支援学校
- ・内容：医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態に応じ、学校看護師を学校に配置

○教員による医療的ケアの実施：H18～

- ・内容：教員による補助的ケア（H18～）、認定特定行為（H24～）の実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

○現在実施している取組

障害福祉

○障害者地域生活支援センター事業(障害児等療育支援体制整備事業):H19～

- ・実施主体:県 ※当該事業実施センター7センターの内、法人等委託6センター
- ・内容:障害のある子ども等に対し、身近な地域で適切に療育支援を行うことができる体制の整備を推進するため、療育に関する社会資源の点検、療育機関等に対する支援等を行う。

○県自立支援協議会療育支援部会:H26.3～

- ・実施主体:県
- ・内容:障害児(者)の療育支援に関することについて、関係機関と協議を行う。

○障害児等療育支援事業:H27～

- ・実施主体:県 ※直営1ヶ所、法人等委託1ヶ所
- ・内容:訪問・外来等による療育指導、療育機関に対する支援等

○在宅で生活する重症心身障害児等の実態調査:H27.7～9

- ・実施主体:県
- ・内容:在宅で生活する重症心身障害児(者)や医療的ケアを要する児(者)のサービス利用状況等を把握する。

保育

○医療的ケア児保育支援モデル事業(保育対策総合支援事業費補助金)H30新規

- ・実施主体:市町村
- ・内容:医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合、受入れが可能となるよう看護師等の雇上費等に係る経費を補助する。県内で1市が採択され、公立保育園1園において実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

○現在実施している取組

母子保健

○未熟児等支援ネットワーク連絡会：H14～

- ・実施主体：県、保健所
- ・内容：医療的ケア等が必要な児の円滑な地域移行のため、NICUのある病院、保健所、市町村で情報共有、支援体制の検討を行う。

○NICU入院児支援事業：H23～

- ・実施主体：県 ※大学病院に委託
- ・内容：NICUに入院している児の地域移行支援を実施。

○慢性疾患児地域支援事業：H26～

- ・実施主体：県 ※一部業務をNPOに委託
- ・内容：小児慢性特定疾病児童等及び家族への自立・就労支援

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟県

○今後実施を予定または検討している取組

医療

○地域検討会の開催

- ・実施主体: 県
- ・内容: 医療機関等とのネットワークについての検討、患者の生活面でのニーズ(相談対応や短期入所等)への対応

○小児在宅医療シンポジウムの開催(県民等の理解促進)

- ・実施主体: 県
- ・内容: 小児在宅医療の仕組みについて

障害福祉

○医療的ケア児等支援体制整備事業

- ・実施主体: 県 ※療育の中核的・専門機関に委託
- ・内容: 医療的ケア児等が、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携促進により、地域で適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児等コーディネーター等を育成する。また、関係機関間の連絡調整及び地域の支援者への助言、支援者の人材育成を行う専門性の高いアドバイザーを配置する。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	4医療圏
②	人口	1,050,629人 （H30.8.1現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	自立支援協議会における「重症心身障害・医療的ケア部会」（仮）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	4事業所 （H30.8.1現在）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	70か所（H30.3.31現在） （うち小児対応可能35か所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	34% （71/204カ所） （うち医ケア児対応1カ所） （H30.4.1現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	74名 （H29.5.1現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	18名 （H29.5.1現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	5名 （H29.5.1現在）

※それぞれの項目について、公表できる最新の情報を記載

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

○現在実施している取組

分野	事業名	事業概要
福祉 (県障害福祉課)	重症心身障害児(者)等受入促進事業	重症心身障害児(者)で医療的ケアが必要な児(者)受入れに必要な医療備品や施設改修に対して補助を実施
	重症心身障害児(者)在宅サービス提供体制整備促進事業	事業者を対象とした重症心身障害児(者)への支援方法や医療的ケアについての研修の実施。
医療 (県医務課)	医療的ケア児実習研修事業	小児在宅医療従事者の育成を目的とした実技研修会の開催の補助を実施。
保育 (県子ども支援課)	心身障害児保育事業	心身障害を有する乳幼児を一般の乳幼児とともに集団保育する為に、保育所等に加配保育士の人件費を補助。
保健 (県健康課)	長期療養児ケア・ネットワーク事業	県型保健所(厚生センター等)にて個別ケア(市町村との同行訪問等)、療養相談会、関係機関との連絡会及び研修会等により支援を実施。
	小児慢性特定疾病の相談・支援	富山県難病相談・支援センターに自立支援員を1名配置し、各種相談や支援を実施。
教育 (県教育委員会)	特別支援学校医療的ケア体制整備事業運営協議会の設置	専門家等から構成する運営協議会及び校内委員会の設置、学校における的確な医療的ケア体制の点検・管理。
	特別支援学校への看護師の配置	日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に配置。看護師は、医師の指示書及び手順表に従い医療的ケアを実施。
	特別支援学校の教員等のための研修の実施	教員及び看護師等に、医療的ケアに関する知識・技能等の専門的資質向上のための研修を実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

富山県

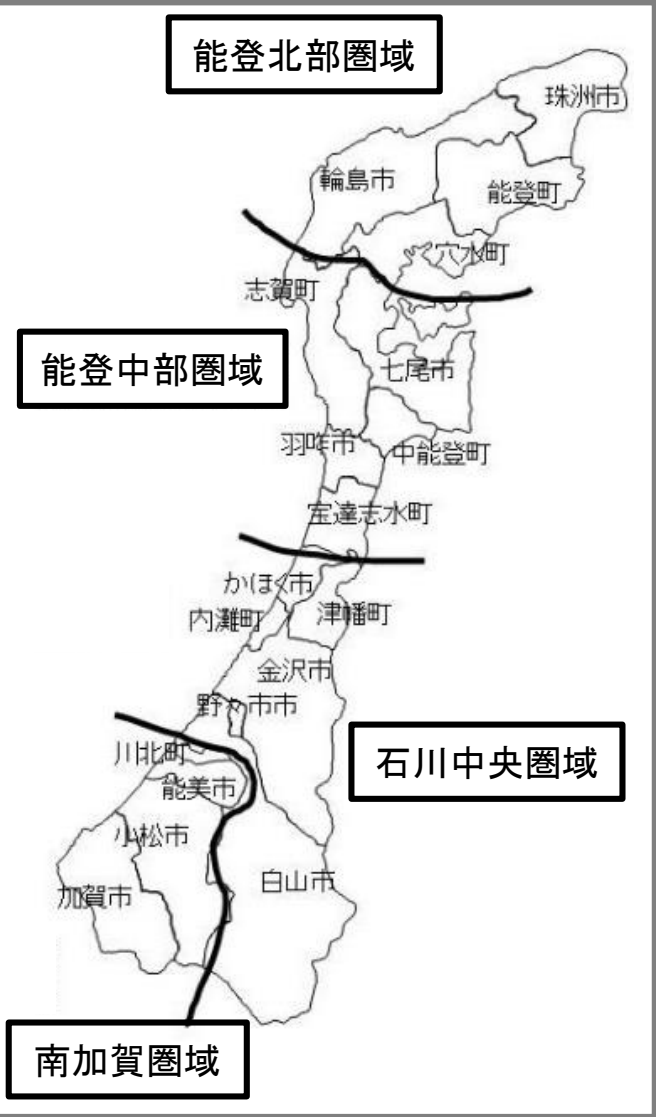
○今後実施を予定または検討している取組

分野	事業名	事業概要	時期の目安
福祉 (県障害福祉課)	自立支援協議会における「重症心身障害・医療的ケア部会」(仮称)の開催事業	医療、保健、福祉に加え、新たに教育や保育等の関係機関による会議を設置し、連絡調整の具体策等について協議。	平成30年度中
	医療的ケア児者相談・連携推進センターの開設	教員等に医療的ケアに関する知識・技能両面に関する研修を実施。	平成30年度中
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業	医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施。	平成31年度以降

石川県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

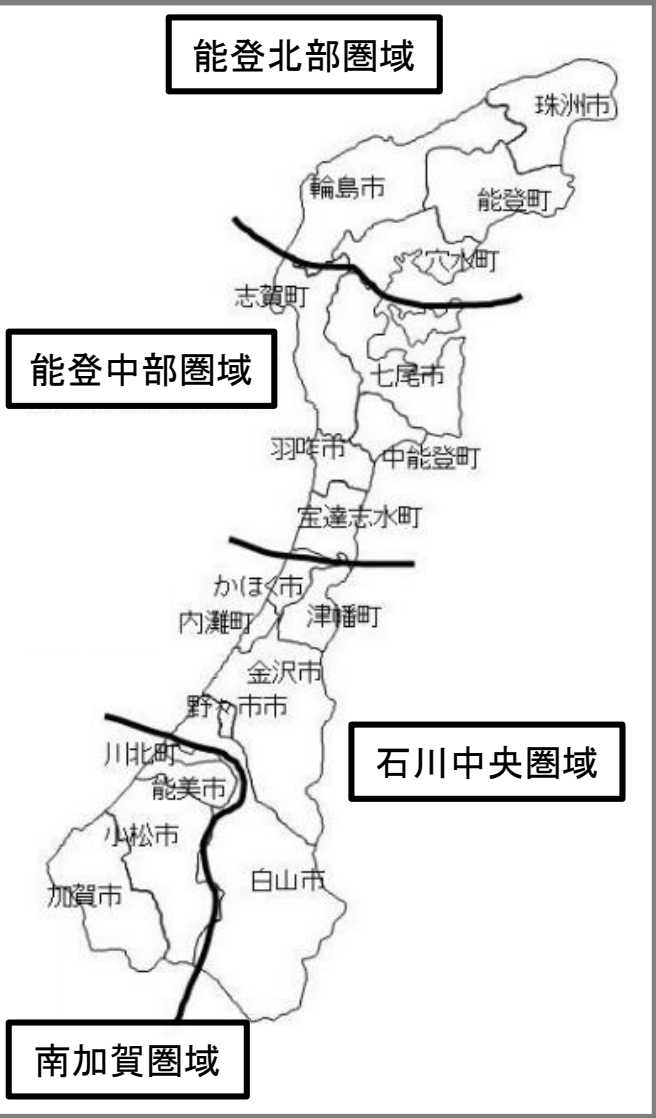


①	圏域数（障害保健福祉圏域）	4圏域 （H30.8.1現在）
②	人口	1,154,008人 （H27.10月現在） 出典：平成27年国勢調査
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの （名称、事業名）	1 医療的ケアサポート運営協議会 事業名：医療的ケアサポート事業 設置年度：H15年度 2 小児等在宅医療連携推進部会 事業名：石川県小児医療ネットワーク事業 設置年度：H28年度
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人 （H30.8.1現在）
⑤	医療型短期入所事業所数	6事業所 （H30.8.1現在）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	小児患者に対応できる医療機関数：26機関 （H28.9現在）

石川県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	114 事業所 (訪問看護ステーション数) (H30.8.1現在) 35事業所 (指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を受けた訪問看護事業所数) (H30.4.1現在)
⑨	看護師を配置している保育所の割合 (数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	39.1% (145/371か所) (医療的ケア児に対応できる保育所数は不明) (H30.4.1現在)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	86人 (H30.5.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	18人 (H30.5.1現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 (H30.5.1現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

○現在実施している取組

【医療分野】

石川県小児医療ネットワーク事業(H22年度～)

実施主体: 県(金沢大学附属病院へ委託)

実施内容: ・小児医療の連携体制の強化のための合同検討会を開催。

・H28年10月、小児科医を中心に小児等在宅医療連携推進部会を立ち上げた。

・H30年度はリハビリ部門研修会を2回、看護部門研修会を1回、教育部門研修会1回を実施予定。

小児等在宅医療連携推進部会構成員

- ・周産期母子医療センター医師(大学病院を含む)
- ・障害児入所施設医師
- ・在宅医、地域の小児科医
- ・特別支援学校
- ・県医師会、県小児科医会
- ・ソーシャルワーカー
- ・相談支援専門員
- ・県、市町

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

○現在実施している取組

【母子保健分野】

1 小児慢性特定疾病自立支援事業 実施主体：県

(1) 相談支援事業(H27年度～)

実施内容：自立支援員や専門医等による相談

(2) 地域療養支援事業(H27年度～)

実施内容：患児や家族等の交流会、病気との付き合い方を学ぶ講演会、関係者向けの研修会、親の会支援等を実施

(3) 小児慢性特定疾病地域対策協議会(仮称)(H30年度～予定)

実施内容：地域の支援体制等について関係者で検討する。

2 健やか妊娠育児強化支援事業(H8年度～)

実施主体：県

実施内容：保護者の同意のもと、医療機関と市町、保健所が連携し、必要に応じて入院中から病院訪問を行い、退院後も継続して、訪問、相談支援等を実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

○現在実施している取組

【障害福祉分野】

- 1 在宅障害児等療育相談支援事業(H8年度～) 実施主体: 県(社会福祉法人等へ委託)
 - (1)在宅支援訪問療育等指導事業
実施内容: 医療的ケア児を含む障害児(者)やその保護者を訪問し、療育指導、健康診査を実施
 - (2)在宅支援外来療育等指導事業
実施内容: 医療的ケア児を含む障害児(者)やその保護者が施設に通所し、療育指導を受ける
 - (3)施設支援一般指導事業
実施内容: 医療的ケア児を含む障害児の通う保育所等の職員に対して療育技術を指導
- 2 心身障害児在宅療育総合支援事業(H16年度～)
実施主体: 県
実施内容: ・医療的ケア児を含む在宅障害児等やその家族に対して療育相談を実施
・各市町母子保健担当者研修会の実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

○現在実施している取組

- 3 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修(3号研修)(H23年度～)
実施主体: 県(県社会福祉協議会へ委託)
実施内容: 在宅障害児(者)等に対し、痰の吸引等の医療的ケアを行う介護職員等を養成する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

石川県

○現在実施している取組

【教育分野】

1 特別支援教育拠点化事業(重度・重複支援)(H15年度～)

実施主体: 県教育委員会

実施内容: ・県立特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒のうち、通学している児童生徒に対して必要な医療的ケアを行う看護師の配置
・介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(3号研修)を修了した県立特別支援学校教員による、看護師と連携した医療的ケアの実施
・県立特別支援学校に勤務する看護師対象の連絡会の開催
・医療的ケア実施特別支援学校における校内安全体制整備

2 教育支援体制整備事業事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)

特別支援教育専門家等配置【医療的ケアのための看護師】

(文部科学省直接補助事業)(H29年度～)

実施主体: 市町教育委員会

実施内容: 公立小・中学校へ看護師の配置を進める

○今後実施を予定または検討している取組

【母子保健分野】(健康福祉部少子化対策監室)

＜継続事業＞※再掲

- ・小児慢性特定疾病自立支援事業

【医療分野】(健康福祉部地域医療推進室)

＜継続事業＞ ※再掲

- ・石川県小児医療ネットワーク事業

【障害福祉分野】(健康福祉部障害保健福祉課)

＜継続事業＞ ※再掲

- ・在宅障害児等療育相談支援事業
- ・心身障害児在宅療育総合支援事業
- ・介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修(3号研修)

＜平成31年度＞

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の開催

主 催:石川県

期 日:未定

対 象:相談支援専門員、保健師、訪問看護師 等

○今後実施を予定または検討している取組

【教育関係】(教育委員会事務局学校指導課)

<平成30年度>

・石川県小児等在宅医療連携プロジェクト 平成30年度教育部門の開催

主 催:石川県小児医療ネットワーク事業協議会

期 日:平成30年9月24日(月・祝)

対 象:小児等在宅医療に関わる医療・福祉・行政・教育従事者

内 容:第一部 行政説明、実践報告(医療的ケアを要する児童生徒の教育)
第二部 グループワーク「多職種連携について」

福井県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	4圏域
②	人口（平成30年8月1日推計）	773,800人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名） （参考）医療的ケア運営協議会（H24～）	小児在宅医療推進協議会（H29～）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	40歳未満の障害児者に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数） H29.10現在	12か所（12）
⑦	40歳未満の障害児者に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数） H30.10現在	68か所
⑧	訪問看護事業所数 H30.4現在 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	81事業所（57）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	22/175園（4園）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H30.5.1時点） （特別支援学校訪問教育19人、小学校2人含む）	66人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.5.1時点） （小学校2人含む）	15人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H30.5.1時点）	3人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【長寿福祉課】

○小児在宅医療実践研修会の開催

県医師会と協力をして、在宅医をはじめとした医療従事者を対象にカンニューレ交換等の実技研修。

【障害福祉課】

○小児在宅医療推進協議会の開催

医療的ケア児の支援の関係機関の連絡調整、情報交換を図る。

○医療的ケア児の実態調査

県内医療機関、障害児通所支援事業所（児童発達、放課後等デイサービス）、短期入所事業所、訪問看護ステーションを対象に調査を実施。

○県内市町でのモデル事業の実施

県内市町のうち、モデル地区を選定し、医療、福祉等の連絡体制の構築を検討。

○コーディネーター養成研修の検討

医的ケア児の支援調整ができる相談支援専門員等を配置・育成のための研修会開催について検討する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【障害福祉課】

○重症心身障害児者と家族のための在宅生活サポート事業

平成27年8月より実施

障害児通所支援事業所および短期入所事業所が、医療的ケアが必要な重症心身障害児者の受入れを促進するため、受入れまたは送迎した場合に補助金を交付

※平成28年度受入実績

障害児通所支援事業所12か所、短期入所事業所5か所

○「重症心身障害児(者)の福祉サービス情報ハンドブック」の作成

平成27年11月発行、平成28年11月改訂

在宅の重症心身障害児者が利用できる福祉サービス等や相談窓口を紹介
市町、障害福祉サービス事業所に配布し、県ホームページにも掲載



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福井県

【教育庁】

- 特別支援学校、小学校に医療的ケア看護師を配置（H30年度：10校15名）
- 医療的ケアに関する協議会等の開催
 - ・特別支援学校等の担当者による協議会（年2回：特別支援学校9校、小学校2校）
（内容）・医療的ケア実施に係る手続きの確認、各校での課題等の情報交換
 - ・医療的ケア運営協議会（年2回：8名）
（内容）・医療、福祉、教育、法曹、保護者等の関係者による協議
 - ・医療的ケアの安全な実施のための助言や医行為の判断に係る協議
 - ・人工呼吸器使用等高度医療を必要とする児童生徒の通学に向けた受入体制の整備に係る協議
 - ・医療的ケア実施ガイドライン策定に係る協議
- 指導医等による巡回指導、研修等の実施
 - ・指導医（主治医含む）によるケア実施場面の観察、指導・助言
 - ・指導医、PT・OT等を招聘した教職員対象の校内研修
 - ・主治医、学校看護師、保護者、関係機関を交えた校内ケース会議
- 医療的ケア（特定行為従事者）研修の開催
（H30度：特別支援学校教員等を対象とした第3号研修：受講者23名）
- 医療的ケア看護師研修の開催
（H30度：学校看護師を対象とした気管カニューレ再挿入の研修：受講者23名）

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

The map shows the Fuji area divided into four regions, each with a different color and a label in a white box:

- 中北圏域 (Chubu North Region):** Dark green area in the northwest, including 北杜市 (Kitadake City).
- 中東圏域 (Chubu East Region):** Yellow area in the northeast, including 山梨市 (Yamanashi City), 丹波山村 (Tanbasan Village), 小菅村 (Kosugan Village), 甲州市 (Kawachi City), 大月市 (Otsuki City), 上野原市 (Utsunohara City), 富士河口湖町 (Fujikawaguchi Lake Town), 忍村 (Nin Village), 都留市 (Tsukuyama City), 濃志村 (Noshimura Village), 山中湖村 (Yamanakako Village), 富士吉田市 (Fujishigeta City), 境沢村 (Sakaiwata Village), and 富士川町 (Fujikawa Town).
- 中南圏域 (Chubu South Region):** Light blue area in the southwest, including 富士川町 (Fujikawa Town), 早川町 (Hayakawa Town), 身延町 (Minobu Town), and 南都町 (Nanto Town).
- 中北圏域 (Chubu North Region):** Dark green area in the northwest, including 北杜市 (Kitadake City), 塩崎市 (Shiozaki City), 早稲市 (Awakura City), 甲府市 (Kofu City), 南アルプス (Southern Alps), 中央市 (Chuo City), 市川三郷町 (Ichikawa-Sankyo Town), and 早川町 (Hayakawa Town).

①	圏域数（障害福祉圏域）	4
②	人口	818,865人 (H30.8.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場	山梨県障害者自立支援協議会/重症心身障害児者部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人 (H30.9.1)
⑤	医療型短期入所事業所数	4事業所 (H30.9.1)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 （平成29年度医療計画作成支援ツール「訪問診療を実施している病院数、診療所数（15歳未満）」）	病院2以下、診療所2以下 (H28年度)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 （平成28年度病床機能報告において小児入院管理料1～5を算定する医療機関）	4箇所 (H28年6月分)
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（注）訪問看護ステーションに限る	53箇所（内数不明）※1 (H30.9.1)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	43施設（内数不明） (H30.4.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	66人 (H30.9.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	12人 (H30.9.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2人 (H30.9.1)

※1 小児慢性特定疾病児が利用している訪問看護ステーションの数 19箇所

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

○現在実施している取組

障害福祉課

1. 山梨県障害者自立支援協議会重症心身障害児者部会（H28.4月～）

取り組み内容

地域自立支援協議会からの要望を受けて、医療・福祉・支援学校・市・保護者などの関係者が一同に集まり、医療的ケアを必要とする障害児者への支援に関する課題を検討し、その結果について取り組みを実施している。

- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関などが連携を図るため、新たな協議の場の設置について検討
- 各市町村における地域生活支援事業にかかる実態調査
- 医療的ケア児者の受け入れをしている機関において、今後医療的ケア児者への支援に携わる見込みのある者（主に看護師、事業所職員）を対象とした重症心身障害児者の支援者研修

【構成員】

学識経験者、地域療育コーディネーター（※1）、圏域マネージャー（※2）

※1 圏域マネージャー：障害保健福祉圏域毎に地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等を行う者

※2 地域療育コーディネーター：地域で相談、関係機関との連絡調整等を行う者

【オブザーバー】

医療従事者、障害児通所施設関係者、相談支援事業従事者、障害者の保護者、特別支援学校教員、地域自立支援協議会事務局（市役所福祉行政担当者）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

○現在実施している取組

障害福祉課

2. 重症心身障害児(者)関係機関連絡会

【実施主体】 山梨県中央児童相談所

取り組み内容

県内における重症心身障害児者に関わる事業者が、支援内容を向上させることを目的として、研修及び情報交換を行っている。

3. 介護職員等医療的ケア研修事業 (H24.4月～)

【実施主体】 第1、2号(不特定の者)対象:健康長寿推進課／第3号(特定の者)対象:障害福祉課

取り組み内容

障害児者の支援に携わる介護職員等がたんの吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養等の医療行為を行うための研修を実施している。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

○現在実施している取組

高校改革・特別支援教育課(県教育委員会)

4. インクルーシブ教育推進事業 (H28.4月～)

取り組み内容

- ・「インクルーシブ教育システム連携推進会議(医療・福祉・労働・教育)」(年2回)および専門部会として「医療的ケア運営部会(協議会)」(年3回)を実施している。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する特別支援学校への看護師(12名)を配置している。
- ・学校における医療的ケアの確認・実施・体制整備を図るため、各学校に「医療的ケア検討委員会」を設置する。(実施校5校)

5. 医療的ケアに係る研修事業 (H25.4月～)

取り組み内容

- ・県教育委員会が「登録研修機関」となり、特別支援学校教員を対象とした基本研修の実施、認定特定行為業務従事者の認定等を実施している。
- ・特別支援学校に配置した学校看護師、養護教諭を対象とした研修を実施している。

6. 巡回医療相談指導医を委嘱(18名) (H17.4月～)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

○現在実施している取組

健康増進課

7. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（H22.4月～）

取り組み内容

慢性的な疾病で長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童等及びその家族の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

1. 長期療養児等療育相談事業 【実施主体】保健所

(1) 療育相談指導事業（遺伝相談含む）

① 療育相談事業

② 巡回相談指導事業

③ 遺伝等専門相談事業

(2) ピアカウンセリング、交流会、学習会

(3) 支援関係者連絡会議

2. 自立支援員による支援 【委託先】県看護協会

(1) 自立支援に向けた支援策の利用計画の作成・フォローアップ

(2) 関係機関との連絡調整等

(3) 長期療養児等療育相談事業との連携

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

○現在実施している取組

子育て支援課

8. やまなし子育て安心保育推進事業費補助金（H29.4月～）

取り組み内容

市町村が保育所等に看護師等を配置する場合に要する経費の1／2を助成する。

- 保育所等に看護師が配置されれば、当該施設の体調不良児に対応できる他、医療的ケアが必要な児童への対応も可能となる。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

山梨県

○今後実施を予定または検討している取組

障害福祉課

- ・ 新たに設置する医療的ケア児者支援のための協議の場において、各関係機関の支援に関する取組状況や課題について情報共有を行い、連携体制や支援のあり方について検討する。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施する。

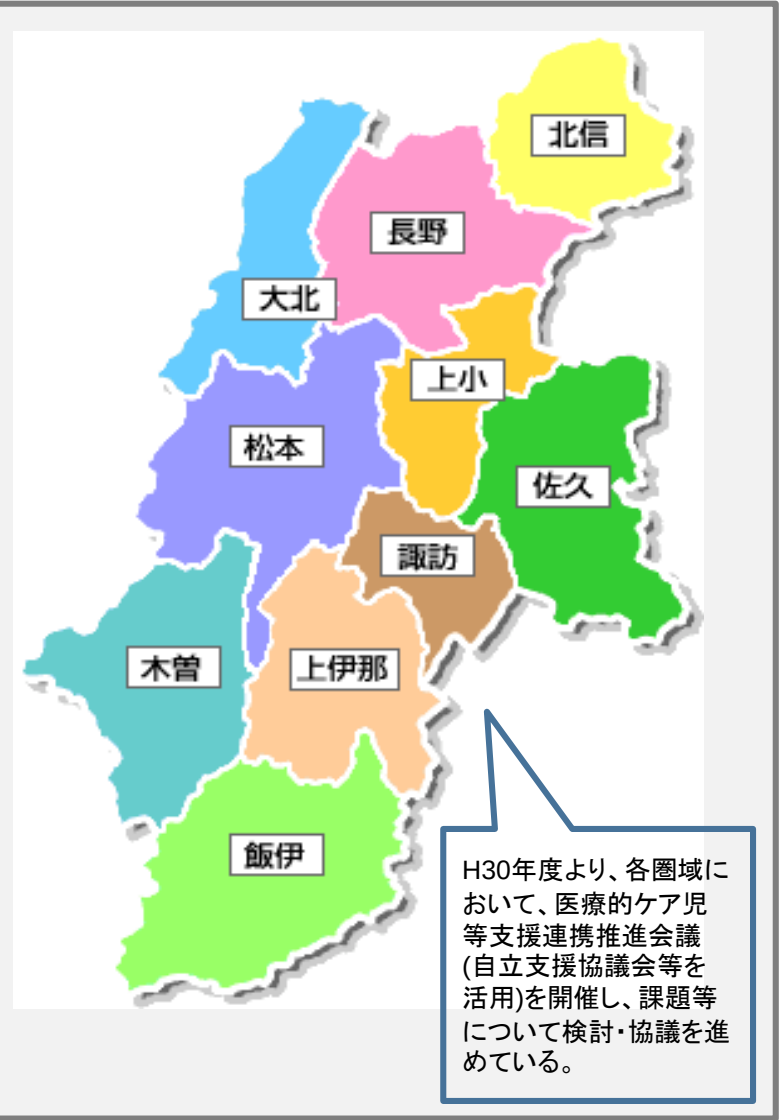
健康増進課

- ・ 児童福祉法に基づく、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については任意事業である療養生活支援事業等の実施について、関係機関が協議する場において、現状把握や課題を整理し、検討する。

長野県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10
②	人口	2,065,350 (H30.8.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	長野県医療的ケア児等支援連携推進会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	15 (H30.9.1)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	18 (H27.9.1)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	45 (H27.9.1)
⑧	訪問看護事業所数	100 (H30.8.31)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	9%(51) (15) (H27.5.11)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	255 (H29.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	52 (H29.5.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	5 (H29.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

長野県

○現在実施している取組①

関係者連携に関する取組

医療的ケア児の支援に関する連携会議(H30～)

県及び各圏域において、医療・教育・保育・福祉・行政の関係者により構成された連携推進会議を開催し、関係者間の情報共有や検討・協議を進め、全県での支援体制を構築

重心・医ケアワーキンググループ(H27～)

県自立支援協議会療育部会に、各圏域の療育支援の中核的人材で構成する多職種チームを設置し、各圏域の取組に関する情報共有や意見交換を実施

庁内関係課による連携会議(H28～)

医療的ケア児等の支援に関する庁内での情報共有、検討等を実施

人材育成に関する取組

医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修(H30～)

医療的ケア児等に対する支援に従事できる者(支援者)および支援を調整する者(コーディネーター)を養成

○現在実施している取組②

法定サービス以外の県独自の取組

分野	事業名【実施主体】	事業概要	実 年度
福祉	障がい児・者施設訪問看護サービス事業【市町村】	看護職員加配加算や医療連携体制加算の対象外となっている事業所への看護師派遣や看護師等の配置を補助	H15～
	喀痰吸引等研修事業補助金【県】	第一号、第二号研修の实地研修経費に対する補助	H25～
医療	小児等在宅医療連携拠点事業【県】	在宅医療を提供するための体制整備（ICTを活用した多職種による情報共有、看護職向け研修等）	H23～
	在宅重度心身障がい児（者）訪問歯科健診等事業【県】	在宅重度障がい児（者）に対する訪問歯科健診の実施	H19～
保育	医療的ケア児保育支援モデル事業【市町村】	保育所等の体制整備に対する補助	H30～
教育	医療的ケア体制整備事業（特別支援学校）【県】	担当教員に対する研修事業の実施	H17～
		医療的ケア運営協議会の開催	H17～
		該当校へ医師等を派遣した研修の実施	H23～
		各校コーディネーター間の研修会、情報交換等の実施	H23～
		看護師に対する学校現場での研修を実施	H24～
		人工呼吸器使用児童・生徒の生活や健康状態への理解を図るための研修を実施	H28～
		摂食指導に係る専門性向上のための研修会を実施	H27～

○今後実施を予定または検討している取組

目標

現在の取組を継続するとともに、医療的ケア児等に関する現状や課題を把握し、支援等について検討を進める。

取組計画 ※今後の取組については連携推進会議・庁内連携会議等により検討の上、実施する。

時期	実施内容	担当課
30年度 下半期	県連携推進会議の開催	障がい者支援課
	圏域連携推進会議の開催	各圏域保健福祉事務所
	医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修の実施	障がい者支援課
	医療的ケア児に係る実数調査の実施	障がい者支援課
31年度 (予定)	県連携推進会議の開催	障がい者支援課
	圏域連携推進会議の開催	各圏域保健福祉事務所
	医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修の実施	障がい者支援課
	医療的ケア児に係る実態調査の実施	障がい者支援課
随時	庁内連携会議の実施	障がい者支援課

岐阜県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	5圏域
②	人口（平成30年7月1日時点）	2,000,508人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	岐阜県障がい者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （H30.3.31時点）	30人
⑤	医療型短期入所事業所数	25ヶ所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 ※岐阜県小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査（H26.3時点）にて、 障がい児対象と把握された医療機関数	86ヶ所
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 ※岐阜県在宅重症心身障がい児者実態調査（H26.7.1時点）にて、 重症心身障がい児者の入院受入れ実績があった医療機関数のうち、小児科で受入れた医療機関数。	12ヶ所
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） ※上記の内数ではなく、別途実施した岐阜県小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査結果（H26.3時点）による	173ヶ所 （56ヶ所※訪問看護ステーションに限る）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （※認定子ども園を含む） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	13.5% （58施設） （5施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成29年5月1日時点）	264人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成29年5月1日時点）	43人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成29年5月1日時点）	5人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岐阜県

○現在実施している取組

岐阜県庁

◎医療福祉連携推進課（小児等在宅医療）

■在宅障がい児者家族支援の推進（レスパイトの充実） ■医療・福祉人材の育成・確保 ■多職種連携・普及啓発の推進

保健医療課（保健）、障害福祉課（障害福祉）、子育て支援課（保健・保育）、特別支援教育課（教育）

関係団体・関係機関

・医師会・小児科医会・歯科医師会
・薬剤師会・看護協会・理学療法士会
・岐阜大学・喀痰吸引等登録研修機関 など

重症心身障がい在宅支援センター みらい

■相談支援体制の充実
■家族間のネットワークづくり
■看護人材の育成・確保

保健所 保健センター

健診
相談
訪問

相談
訪問
家族支援

相談
サービス
利用

福祉事務所 子ども相談センター 市町村（福祉課）

医療機関

三次周産期医療機関
地域中核病院
かかりつけ医
小児科診療所
在宅療養支援診療所
医療型障害児入所施設
医療型短期入所
医療型児童発達支援 など

通院・診療
緊急時対応
入院
訪問診療
施設入所
レスパイト
通園・療育

訪問看護
訪問リハ

訪問看護 ステーション



通園
通学

子育て・教育

保育所
幼稚園
小中学校
特別支援学校

相談支援
通所・療育
レスパイト
施設入所
訪問介護
日中活動

福祉事業所

相談支援事業所
児童発達支援事業所
放課後等デイサービス
短期入所・日中一時支援
福祉型障害児入所施設
居宅介護・重度訪問介護
その他の障害福祉サービス など

※重症心身障がい児者支援に包括して、筋ジス、ALS患者をはじめ、医療的ケア児の支援を実施しているため、施策によっては医療的ケアを要しない方々も混在している（以下同じ）。

岐阜県の小児・障がい児者医療支援施策 (平成23年度以降)

＜在宅障がい児者家族支援＞

- ◎重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営
- 在宅重度障がい児者短期入所等支援事業費補助金
- 短期入所等利用促進体制整備事業費補助金
- 専任看護師の確保による短期入所モデル事業
- ★要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワークの構築

＜多職種連携・普及啓発＞

- 岐阜県小児在宅医療研究会
- 東海三県小児在宅医療研究会
- 圏域版小児在宅医療研究会（西濃圏域）
- ▽『かけはしノート』の活用
- ◎在宅障がい児者病診連携事業
- 障がい児者支援を考える公開連続講座

＜医療・福祉人材の育成・確保＞

- 障がい児者医療学寄附講座
- ◎岐阜県小児在宅医療実技講習会
- ◎小児等在宅医療個別指導事業
- 重症心身障がい児者看護人材育成研修
- ▼小児在宅移行支援看護人材育成研修
- 重症心身障がい児看護マニュアル
- 小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修
- 福祉事業所等医療的ケア支援事業費補助金
- 喀痰吸引等研修の受講促進支援
- ★医療的ケア児等コーディネーター養成研修

＜障がい児者入所施設の整備＞

- ☆希望が丘こども医療福祉センターの再整備
（入所定員50名、うち短期入所最大5名）
- ☆岐阜県総合医療センター障がい児施設「すこやか」の整備（入所定員30名、うち短期入所3名）

＜施策立案調査＞

- 在宅重症心身障がい児者実態調査
- 小児・障がい児在宅医療・福祉資源調査
- 重症心身障がい者入所施設整備調査

▽23年度～、☆24年度～、□25年度～、○26年度～、◎27年度～、●28年度～、★29年度～、▼30年度～

在宅障がい児者家族支援

重症心身障がい在宅支援センター「みらい」の運営

- ・在宅重症心身障がい児者の家族や関係機関向け相談窓口を整備（H27.4.10開所）。障がい児看護に知見のある看護師を雇用し、常勤1名、非常勤3名で運営。特に医療面からの電話や訪問等による相談対応のほか、必要に応じてサービス調整のための多職種カンファレンス等も実施
- ・障がい児者の家族が気楽に集まって情報交換する場づくり（H27.2～）や、家族同士をつなぐ機関誌の発行（H27.7～）、メールやホームページを活用した情報提供サービスを実施
- ・H30.6、飛騨圏域における「みらい」のサテライト拠点を新設

事業実施団体 県看護協会（委託事業） 予算額 H30：12,000千円

相談するところがない、相談支援が機能しない、親同士の交流で救われたなどの声を聞いたことをきっかけに立案。他県の取組も参考に企画。

<平成29年度の実績>

- ・相談件数 334件（電話176件、訪問140件、来所9件、メール9件）（平成28年度：242件）
サービス利用、就園、進学等に悩む家族、小児在宅に参入したい訪看、医ケアが不安な特支からの相談 など
- ・医療・福祉・教育などのサービス調整カンファレンスの実施 21件
- ・家族交流会 飛騨地区（H29.6：飛騨市 92人参加） 岐阜地区（H29.7：岐阜市 78人参加）
西濃地区（H29.10：大垣市 46人参加） 東濃地区（H29.11：土岐市 67人参加）
中濃地区（H30.3：可児市 70人参加）
- ・機関誌発行：（H27.7創刊～）H29.7第5号発行、H30.1第6号発行
- ・小児訪問看護人材育成研修（H29.10.15、H30.2.4の全2回コース）

専任看護師の確保による短期入所モデル事業

- ・深刻な看護師不足から短期入所の安定的運用が困難な多治見市において、在宅支援を行う訪問介護事業所との連携により、短期入所に専任で従事する看護師等を確保し、実際の短期入所を通じて人材の育成を図る。
- ・確保した看護師等が病院の非常勤職員として短期入所に従事。その人件費を病院が負担することで身分の安定を図る一方、短期入所の事業収入で賄えない赤字部分について県が支援。

事業実施団体

- ・多治見市民病院（委託事業）
- ・在宅支援グループみんなの手（委託事業）

予算額

H30：2,000千円

在宅訪問を通じて、NPO「みんなの手」の信頼が厚いこと、重症児預かりの実績があることを知っていたことを契機に県が企画。

短期入所の内容

- ・利用日 毎週 火・木・土の8:30～17:00
土曜日の利用は、第2、第4週は終日実施とし、その他の週は、半日のみの実施。
- ・対象者 重症心身障がい児者等（多治見市内外は問わない）
- ・特 色 看護・介護以外の空き時間には利用者の療育・余暇活動等を実施

短期入所利用実績（H26年度は事業実施前）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
H29利用回数	44	50	46	50	63	37	30	26	22	19	21	28	436
H28利用回数	47	47	34	41	38	38	41	43	43	48	48	44	512
H27利用回数	19	16	22	27	42	34	38	35	42	47	39	54	415
H26利用回数	3	3	2	3	2	5	4	3	3	4	5	4	41



要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワークの構築

【事業の概要】

- ・人工呼吸器など、日常的に電源を要する医療機器を使用する重度障がい児者にとって電源の喪失は生命の危機に直結するため、長期停電を想定した備えが必要。
- ・このため、医療機器の電源や医療資材の供給等について、医療機関や障がい児者の家族等に対する調査を実施し、有事の際に有効な支援が行えるよう医療機関、福祉施設、消防、電力会社、行政等の関係機関による支援体制を構築する。

事業内容

- 重度障がい児者災害時等電源確保ネットワークの構築に向けた協議の実施
- 重度障がい児者災害時等電源確保ネットワーク検討会議の開催

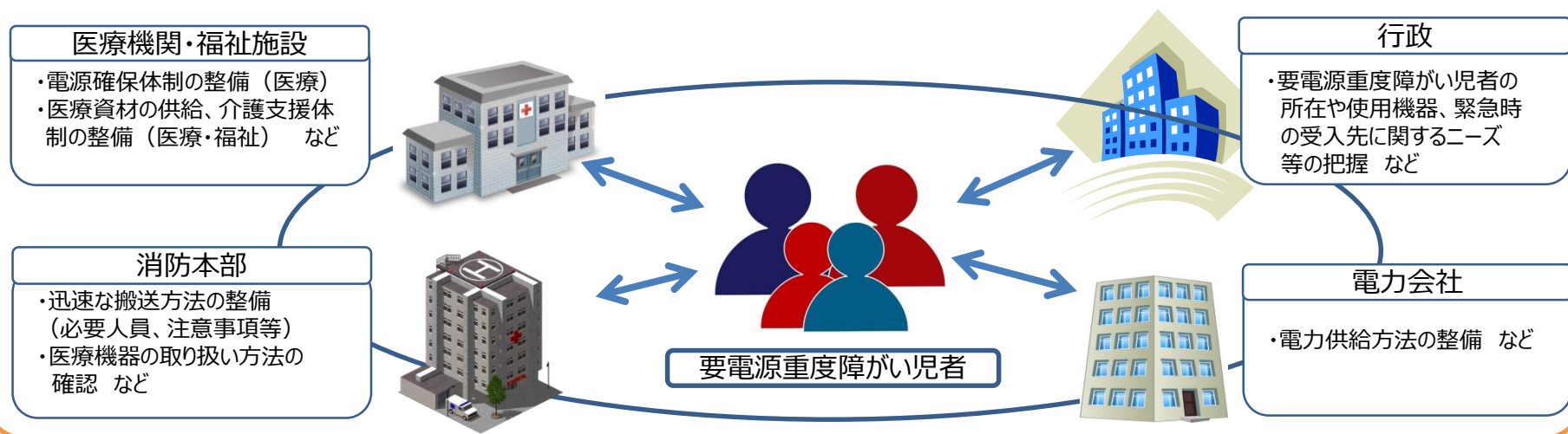
事業実施団体

岐阜県(直轄事業)

予算額

H30 : 1,000千円

重度障がい児者災害時等電源ネットワークの運用イメージ



重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業

○重症難病患者の入院施設の確保や受け入れ体制の整備等が円滑に行われるよう、難病医療拠点・協力病院が行う医療機器等の整備に対し助成を実施

【助成対象】

医療機器（人工呼吸器・患者監視装置）の整備

非常用電源装置（非常用発電機・無停電電源装置）の整備

【助成内容等】

- ・設備ごとに定める基準額の2/3を助成（国：1/3 県：1/3）

人工呼吸器 2,452,000円/1台あたり

非常用発電機 212,000円/1台あたり

患者監視装置 1,563,000円/1台あたり

無停電電源装置 41,100円/1台あたり

岐阜県における難病医療提供体制

難病医療拠点病院

岐阜大学医学部
附属病院

難病医療協力病院 37

岐阜医療圏… 14
西濃医療圏… 7
中濃医療圏… 6
東濃医療圏… 7
飛騨医療圏… 3

設備整備の状況

○H29年度整備実績

東海中央病院…人工呼吸器 1台
下呂温泉病院…患者監視装置 3台

○H30年度整備予定

総合医療センター…人工呼吸器 4台
松波総合病院…人工呼吸器 5台
患者監視装置 10台
可児とうのう病院…人工呼吸器 1台
東濃厚生病院…患者監視装置 2台
下呂温泉病院…人工呼吸器 1台
患者監視装置 3台

○H31年度整備計画

未定

医療・福祉人材の育成・確保

医師、看護師、セラピスト向け

準備のプロセスを含め、県全体のチームづくりにも貢献。

岐阜県小児在宅医療実技講習会

- ・岐阜大学障がい児者医療学寄附講座と連携し、医療従事者を対象とした実技講習会を開催。
- ・平成30年度は、医師、看護師向け実技講習会＋一般向け講演会の2段構成により開催。
 - 講演会：県内医師による基調講演（医療からみた岐阜県特別支援学校の医療的ケアの歩みと今後の課題）のほか、県外医師、県内医師、県内看護師による在宅支援に関する講演 など
 - 講習会：県内の勤務医、開業医、看護師を対象に、人工呼吸器の取扱い方、気管カニューレ、胃瘻の交換方法など医療的ケアに関する実践的な講習を実施

事業実施団体

岐阜大学（委託事業）

予算額

H30：1,500千円

[平成30年度実績]

- ・平成30年7月22日 岐阜県総合医療センター（岐阜市）
 - ＜第1部：講演会＞ 受講者129名（医師、看護師、福祉関係者、教育関係者）
 - ＜第2部：実技講習会＞ 受講者32名（医師16名、看護師16名）

[平成29年度実績]

- ・平成29年7月30日 岐阜県総合医療センター（岐阜市）
 - ＜第1部：講演会＞ 受講者148名（医師、看護師、療法士、福祉関係者）
 - ＜第2部：実技講習会＞ 受講者24名（医師）

重症心身障がい児者看護人材育成研修

- ・重症心身障がい児者の在宅支援に重点を置き、訪問看護ステーションや特別支援学校と連携した実習を組み込むなど、重症児看護に関する年間約80時間の通年型プログラムによる本格的な専門研修を実施
(H26年度～H29年度の4ヶ年で計123名修了)

日本重症心身障害福祉協会の重症心身障害看護師研修を参考に、実習重視でアレンジ

事業実施団体

岐阜県看護協会（委託事業）

予算額

H30：4,000千円

研修概要（平成30年度）

日程：平成30年6月4日～平成31年2月13日
(全13日、のべ78時間)

9日間：講義

4日間：施設等における実習（総合病院、診療所、訪問看護ステーション、特別支援学校、生活介護施設）

受講者：29名（病院、訪問看護ステーション、福祉施設、保育所の看護師、保健師）

【H30新規】小児在宅移行支援看護人材育成研修

【課題】

・出生後、NICUやGCUに入院した重度障がい児とその家族が、円滑に在宅生活に移行するためには、入院中の在宅療養を見据えたサポートが不可欠であるが、介護にあたる家族が負担や不安を抱えたまま在宅生活を迎えたり、在宅生活が受け入れられず入院期間が長期に至るケースがある。



【施策の目的】

・重度障がい児とその家族が、病院から円滑に在宅生活に移行できるよう、在宅移行の支援に携わる看護人材を育成する。

事業実施団体

岐阜県看護協会（委託事業）

予算額

H30：2,000千円

事業内容

＜事業概要＞

NICU等を有する急性期医療機関の主任看護師等を対象に、小児在宅移行支援に必要な知識の習得や、看護力の向上を図るための実践的な研修を実施

＜研修概要＞ ※日本看護協会策定の「小児在宅移行支援指導者育成試行事業プログラム」を参考にして実施

- 対象者：NICUやGCUを有する急性期医療機関や小児科病棟で指導的立場にある主任看護師等
- 受講者：20名程度
- 研修日数：計6日間（講義3日、演習2日、実習1日）
- 研修内容
 - ・ 医療的ケアが必要な重度障がい児の退院と家族形成支援
 - ・ 小児在宅移行支援に伴う意思決定支援
 - ・ 重度障がい児者の成長・発達に必要な保健・医療・福祉制度
 - ・ 医療的ケアが必要な子どもと家族の生活の場の理解（同行訪問実習）
 - ・ 小児在宅移行支援（教育支援）プログラムの作成

小児・障がい児（者）リハビリテーション専門研修

- ・在宅の重症心身障がい児者の家族が今後最も利用したい医療サービスはリハビリ。
- ・しかし、入口となる小児を対象としたリハビリテーションを学んだ理学療法士等が少ないため、病院等においてもなかなか受け入れが進まない現状にある。
- ・このため、受入れマインドの醸成に向けて、小児・障がい児（者）を対象としたリハビリテーションに関する専門研修を実施。

事業実施団体

岐阜県理学療法士会（委託事業）

予算額

H30：500千円

【平成29年度実績】

日時：平成30年2月11日～12日

場所：岐阜県総合医療センター

講師：群馬パース大学 中 徹 教授

受講者数：43名

内容：講義と実技を交えた研修会
『構造と機能の評価と介入を中心に』

【平成28年度実績】

日時：平成29年1月28日～29日

場所：岐阜県総合医療センター

講師：群馬パース大学 中 徹 教授

受講者数：43名

内容：講義と実技を交えた研修会
『小児理学療法はむつかしくない』

医療的ケア児等コーディネーター養成研修

- ・医療的ケアを要する重度障がい児者等の支援を総合調整するコーディネーターの育成を目的に、相談支援専門員等を対象に、重症心身障がいに関する専門知識や支援のスキルを習得するための研修を実施。

事業実施団体

岐阜県福祉事業団（委託事業）

予算額

H30 : 1,700千円

【平成29年度実績】

日 時：平成30年2月15日、16日、3月1日、2日

（計4日間：講義2日、演習2日）

場 所：テクノプラザ（各務原市）

受講者数：31名（修了者：30名）

内 容：講義と演習を交えた研修会

- ・重症心身障がい医療の特徴、具体的な医療的ケア等に関する講義
- ・在宅支援関連施設等の理解、医療・福祉・教育の連携等に関する協議
- ・事例をもとにした計画作成等の演習
- ・事例検討、スーパーバイザーによる計画作成指導等の演習

岐阜県小児在宅医療研究会

- ・在宅重症心身障がい児者の支援者のすそ野を広げ、相互に顔の見える関係づくりを進めるために開催。
- ・全国の小児在宅医療分野で活躍する講師による講演と県内の関係者による事例発表を実施。
- ・H26年2月に第1回目を開催し、これまでに8回開催。参加者数はのべ約2,100名。家族も多数参加。愛知県、三重県、滋賀県、静岡県等、県外からの参加者も増加中。

事業実施団体

岐阜県(県直轄)

予算額

H30 : 1,000千円

【第8回】 ※H29年度は、東海三県研究会として実施

平成30年2月10日 じゅうろくプラザ

テーマ：地域における小児・障がい児者の在宅支援と今後の展望

基調講演：島津 智之 熊本再春荘病院 小児科医長

シンポジウム：東海三県内の様々な取組み、総合討論

参加者：約400名

小児・障がい児者医療
支援施策への取組を
目に見える形にすること
がもう一つの目的。

【第7回】

平成28年12月18日 県立看護大学

テーマ：NICUから広がる支援の輪 ～在宅児Aちゃんのケースから～

基調講演：紅谷 浩之 オレンジホームケアクリニック代表

シンポジウム：Aちゃんを支える多職種の取組み、総合討論

参加者：約300名

内訳：医療関係者（医師、看護師など）福祉関係者（相談支援専門員など）教育関係者（特別支援学校教員など）学生、家族など。愛知県、三重県、滋賀県、静岡県等、県外からの参加者もあり。

○今後実施を予定または検討している取組

時期	実施内容	担当課
平成31年度通年	・重症心身障がい在宅支援センターみらいの運営 ・現在医療型短期入所事業所が手薄な地域を中心として、インセンティブとなる補助制度の活用により、レスパイトの受け皿（事業所、ベッド数、利用頻度等）を拡充 ・人工呼吸器等を使用する重度障がい児者の、震災時等の長期停電への備えとして、関係機関による電源や医療資材の供給等に関する協力・支援体制を構築	医療福祉連携推進課
平成31年度通年	・レスパイト、訪問看護など、重度障がい児者（医療的ケア児）の在宅生活に必要なサービスの担い手となる医師、看護師、セラピストのほか、痰吸引・経管栄養管理に対応できる介護職員や在宅支援を総合調整するコーディネーター等の育成・確保に向けた研修等を実施	医療福祉連携推進課
平成31年度通年	・医療・福祉・教育等の関係者を対象とした研究会の開催、地域連携パスや地域資源マップをはじめとする連携ツールの作成・運用など、小児等在宅医療の普及啓発・多職種連携の促進に向けた事業を実施	医療福祉連携推進課
平成31年度通年 （年2回程度）	・障がい者総合支援懇話会（重症心身障がい・医療的ケア部会）の開催 - 医療・福祉・教育・保育・保健・行政等の有識者・関係機関における現状や課題の共有、連携の促進	医療福祉連携推進課

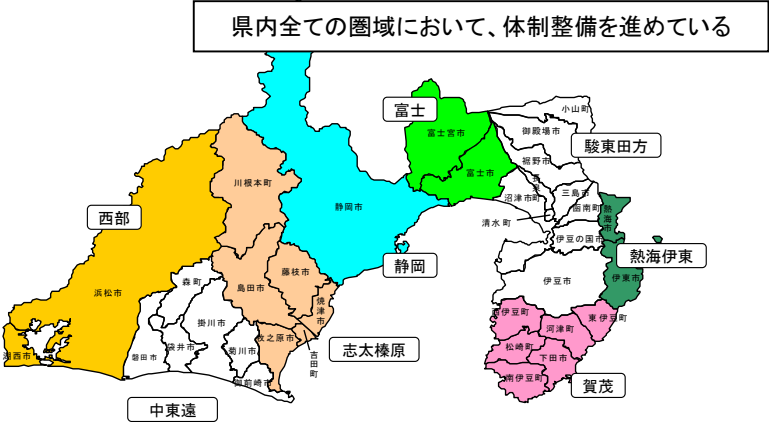
時期	実施内容	担当課
平成31年7月下旬 予定	平成31年度医療的ケア看護講師研修会	特別支援教育課
平成31年8月上旬 予定	医療的ケア専門研修 ～（仮）特別支援学校における医療的ケアの実際～	教育研修課 （特別支援教育課）
平成31年8月～ 11月（年2回）	平成31年度医療的ケア専門協議会	特別支援教育課

静岡県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報（県内政令指定都市を除く）

①	圏域数	8圏域
②	人口	2,168,742人（推計人口）【H30.8.1 現在】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※県又は政令市設置のもの	重症心身障害児（者）在宅支援推進連絡調整会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	5箇所【H30.4.1 現在】
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	統計データなし
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	統計データなし
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	112箇所【H30.8.1 現在】 （小児対応 83箇所）【H28.6調査結果（廃止等差引後）】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	統計データなし
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	305人【H29.5.1 調査時点】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	51人【H29.5.1 調査時点】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	5人【H29.5.1 調査時点】



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

静岡県

○現在実施している取組

県重症心身障害児者在宅支援ネットワーク

重症心身障害児者在宅支援推進連絡調整会議

（県自立支援協議会 重心部会）

重心施設関係者、親の会、医療関係者、学識関係者、行政関係者等で構成



圏域自立支援協議会重心部会（児童部会）（8圏域）

1. サービス資源の開発と活用－1

単位(千円)

事業名	事業内容	H30予算
障害児者ライフサポート事業費助成	障害福祉サービスを補完し、地域ニーズに合ったきめ細かいサービスを実施する市町に対して助成 ○重心単価を拡充 ・ヘルパー派遣、短期入所、デイサービス ○重心利用に係る補助限度額の加算	13, 000
在宅重症心身障害児(者)等利用施設医療支援事業費	医療的ケアが必要な重症児者が利用する通所施設等において看護師配置を促進 ○通年利用型(年間を通じて受入) ○スポット利用型事業所(定期的又は一時的に受入)	5, 152
難病患者介護家族リフレッシュ事業費助成	家族の介護負担の軽減のため、在宅及び学校で訪問看護を提供する市町に対して助成 ○在宅支援事業(診療報酬に基づく訪問看護に引き続き行う滞在型の訪問看護) ○就学支援事業(登下校時や在校時における医療的ケアに要する経費) 実施主体 各市町 負担割合 患者:市町:県=1 : 4.5 : 4.5 H29実績 県内19市町で実施 件数448件	10, 000

1. サービス資源の開発と活用—2

区分		内容
事業名		在宅重症心身障害児者短期入所利用確保事業費助成(H29年度～)
目的		在宅重症心身障害児者の生活支援のため、保護者のレスパイトを目的とした医療機関における重症心身障害児者の短期入所を促進する助成制度を創設する。あわせて、医療機関に専門家を派遣するなど開設支援を行う。
事業内容	短期入所 助成	入院診療単価と医療型短期入所に係る報酬との差額を補助 ○補助率—県1／2、市町1／2
	開設支援	医療型短期入所事業所の開設を希望する医療機関に対して開設支援、受入支援を行う専門家を派遣
	整備促進	医療機関等への働きかけ、制度啓発
H30予算		4, 500千円

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成—1

区分	対象者	内容
看護従事者研修	重心関連施設、訪問看護ステーション及び医療機関等に勤務し、重症児者の医療的ケアを行っている(予定のある)看護師	講義 1日 実習 1日
介護従事者研修	重症児者の介護を行っている(予定のある)障害児者関連施設に勤務する福祉・介護職員及びホームヘルパー	講義 1日 実習 1日
ケアマネジメント従事者研修	相談支援専門員、その他重症児者の処遇に積極的に取り組む施設職員等	講義 5日

単位(人)

区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
看護		72	69	55	47	52	50	59	70	474
介護		93	61	56	54	60	62	50	48	484
ケアマネ	ベーシック	—	34	21	37	47	32	53	43	267
	スキルアップ [○]	—	—	44	53	57	47	38	32	271

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成—2

区分	内容
事業名	在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修事業（H29年度～）
目的	地域において医療及び福祉の専門職が連携して在宅重症心身障害児者の支援にあたることができる人材養成研修を実施する。
対象者	医師、看護従事者、介護従事者、ケアマネジメント従事者
研修内容	・圏域単位で実施（県内8会場） ・多職種が合同でケーススタディ等を実施して連携方法を学ぶ

2. 在宅重症心身障害児者を支援する人材の養成—3

区分	内容
事業名	医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業（H30年度～）
目的	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療、福祉等の各種支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを要請する研修を実施する。
対象者	相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、今後地域においてコーディネーターの役割を担う予定のある者
研修内容	講義 7時間×2日間 演習 7時間×2日間

○今後実施を予定または検討している取組

○医療的ケア児の移行期医療について、難病における神経系の分野別拠点病院へ
県立こども病院から紹介し、成人（18歳以上）になっても在宅診療所と連携し
てフォローしていく体制づくり

愛知県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	12（平成30年9月1日現在：障害保健福祉圏域）
②	人口	7, 538, 588人（平成30年8月1日現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	■愛知県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会 ■各障害保健福祉圏域会議（名古屋市を除く11圏域） ■医療的ケア連絡協議会（教育委員会所管）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	平成30年10月及び11月に研修開催予定
⑤	医療型短期入所事業所数	12事業所（平成30年4月1日現在）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	1, 505箇所 （平成27年度「訪問診療を実施している診療所・病院の数」うち、医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数は把握していない）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	把握していない
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	657箇所（平成30年9月時点） うち、重症心身障害児者の対応訪問看護事業所370箇所（平成28年9月時点）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	23. 45%（212園）うち30園 （平成30年4月1日現在）※名古屋市除く
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	368人（平成29年5月1日現在）※名古屋市除く
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	84人（平成29年5月1日現在）※名古屋市除く
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	17人（平成29年5月1日現在）※名古屋市除く

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

○現在実施している取組

<医療分野>

○小児在宅医療連携推進事業

【主な事業内容】

重症小児患者の訪問診療や急変時の対応等、在宅支援のための研修会、講演会等の実施

【事業実施主体】

郡市区医師会及び病院(2か所)

【取組年度】

平成27年度

○小児在宅医療普及推進事業

【主な事業内容】

地域の医師を対象とした重症小児患者の治療等に関する研修会を実施

【事業実施主体】

愛知県医師会

【取組年度】

平成28年度、平成29年度、平成30年度

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

○現在実施している取組

<保健分野>

○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【主な事業内容】

慢性的な疾患にかかっていることにより、長期に渡り療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

【財源】

国1/2、県1/2

【事業実施主体】

県

<教育健分野>

○私立幼稚園特別支援教育費補助事業

【主な事業内容】

障害児（医療的ケア児を含む）を就園させている私立幼稚園の経常的経費に対して補助し、特別支援教育の充実を図る。

【財源】

国1/2、県1/2

【事業実施主体】

県

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

○現在実施している取組

<教育分野>

○愛知県立特別支援学校における医療的ケア連絡協議会

- 平成17年度から設置。県教育委員会主催。
- 愛知県立特別支援学校において実施すべき医療的ケアの内容及び実施・連絡体制並びに緊急時の対応方法等について協議
- 年間3回実施(6月・10月・2月)
- 医療的ケア実施校の校長、愛知県医師会学校保健部会代表、小児科医師等(各校指導医)、看護師に関する団体等の職員代表(大学教授(看護学科))、愛知県健康福祉部障害福祉課長、愛知県教育委員会関係課長、医ケア実施校の保健主事・養護教諭・看護師の代表で構成

○国庫補助事業を活用した小学校・中学校・特別支援学校への看護師配置・増員

- 平成30年度、文部科学省国庫補助事業(切れ目ない支援体制整備充実事業)を活用し、10市町に15名を配置。県立特別支援学校に4名を増員
- 県教育委員会が主体

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛知県

○現在実施している取組

○医療的ケア研修会

- 平成17年度より、公立特別支援学校の保健主事、看護師、養護教諭、関係教諭を対象に年1回実施
- 気管切開、人工呼吸器、重度・重複障害児、てんかんなどのテーマについて、指導医が持ち回りで実技を交えた講義を行う
- 県教育委員会主催

○医療的ケア対象児童生徒が在籍する県立特別支援学校への指導医の配置（委嘱）

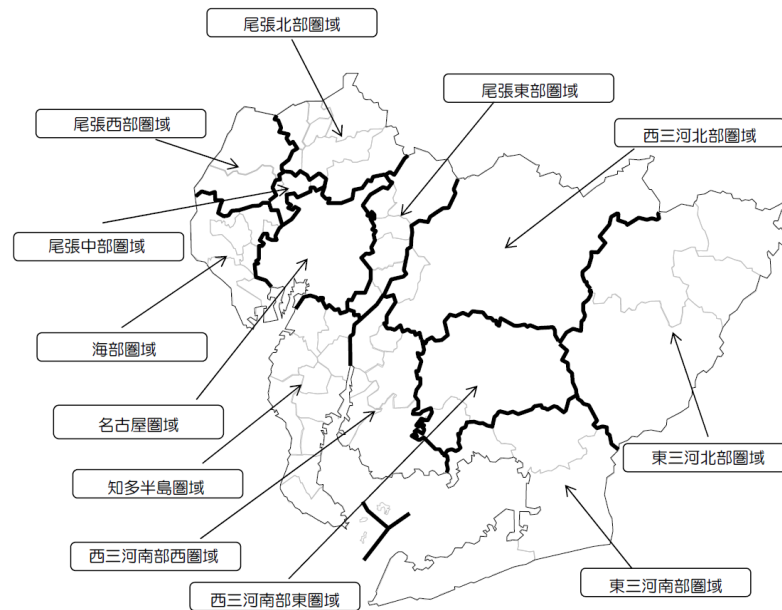
- 平成17年度より、県立特別支援学校において実施される医療的ケアを、安全かつ円滑に実施するため、小児科医等を学校に派遣し、医療的ケアに関する指導・助言等を実施
- 県教育委員会は、学校1校につき1名の医療的ケアに関する指導医を小児科医等の中から委嘱
- 指導医は、年に1回以上、学校を訪問し、医療的ケアに関する個別の指導・助言、教職員及び看護師への医療的ケアの基礎知識に関する研修を行う
- 指導医に対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給

○今後実施を予定または検討している取組

- 協議の場の設置及びコーディネーターの養成【継続】(関係機関等との連携)
- 医療的ケア児・者の実態把握及び分析についての検討【新規】
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施【継続】
- 医療的ケア児保育支援モデル事業の実施について検討【新規】
- 小児在宅医療普及促進事業の実施【継続】
- 私立幼稚園特別支援教育費補助事業の実施【継続】
- これまでと同様に各県立特別支援学校に看護師配置に関する調査を行い、国庫補助事業を活用するなどして、看護師の適正配置や必要に応じた増員を行っていく予定である。【継続】

圏 域 名	圏域に属する市町村
名 古 屋	名古屋市
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾 張 中 部	清須市、北名古屋市、豊山町
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西 三 河 北 部	豊田市、みよし市
西三河南部東	岡崎市、幸田町
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東 三 河 北 部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東 三 河 南 部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

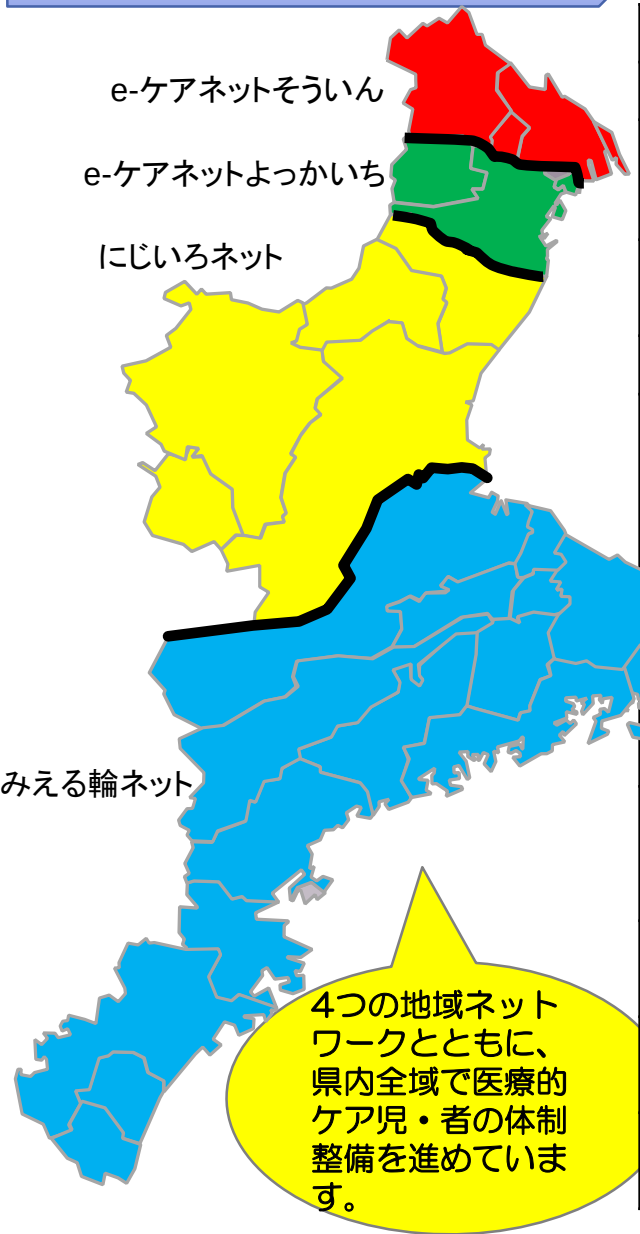
障害保健福祉圏域



1. 県の基礎情報

三重県

基礎情報



①	圏域数（障害保健福祉圏域等）	9圏域
②	人口（H30.7.1現在）	1,791,497人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 （H27年度～）	三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （H30.8.1現在）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9.1現在）	8事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明 （参考）平成28年度に小児患者の訪問診療を実施した医療機関数：14機関
	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
	訪問看護事業所数（H30.9.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数 H28.8現在）	963事業所 （41事業所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H30.7.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	（6ヶ所：市から派遣4、訪看ST委託2） （不明）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H29年 調査通学生のみ）	94人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （H29年 調査）	36人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29年 調査）	2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

三重県

○現在実施している取組

<協議の場等の設置>

- ・県庁内関係各課及び三重大学医学部附属病院小児トータルケアセンターとの情報共有等の場を設置(H26年度～ 県・三重大学医学部附属病院)⇒医療的ケア児の人数やそれぞれの医療的ケアの内容等の基礎調査を継続
- ・三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会の設置(H27年度～ 県)
- ・モデル地区における多職種連携ネットワークの協議の場の設置、人材育成、普及啓発事業の支援(H25～26年度 国、H27年度～ 県)
- ・小児在宅医療の推進に取り組む医師をはじめとする関係者による連携会議の開催

<多職種連携による地域支援体制の構築>

- ・小児在宅医療に関する医療・教育・福祉サービスの情報提供体制の整備、相談支援及び啓発、小児在宅支援に関わる資源開発及びレスパイト・短期入所施設の体制整備(H25年度～ 三重大学)
- ・平成28年度及び平成29年度に医療的ケア児・者に関する支援拠点を地域に設置するなどして構築された4つの地域ネットワーク間の横のつながりを強化することを目的とした研修会等の開催(H30年度 県)
- ・医療的ケア児保育支援モデル事業(H29年度 1市、H30年度 2市)

<支援者・コーディネーターの人材育成>

- ・医療・福祉・教育・保健関係者に対する研修会の開催、医学部生や看護学生への教育及び小児科開業医並びに訪問看護師に対する研修会の開催(H25年度～ 三重大学)
- ・相談支援専門員やソーシャルワーカー等に対する研修会の開催、障害福祉サービス事業所等の看護師等の人材育成(H28年度～ 県)

○今後実施を予定または検討している取組

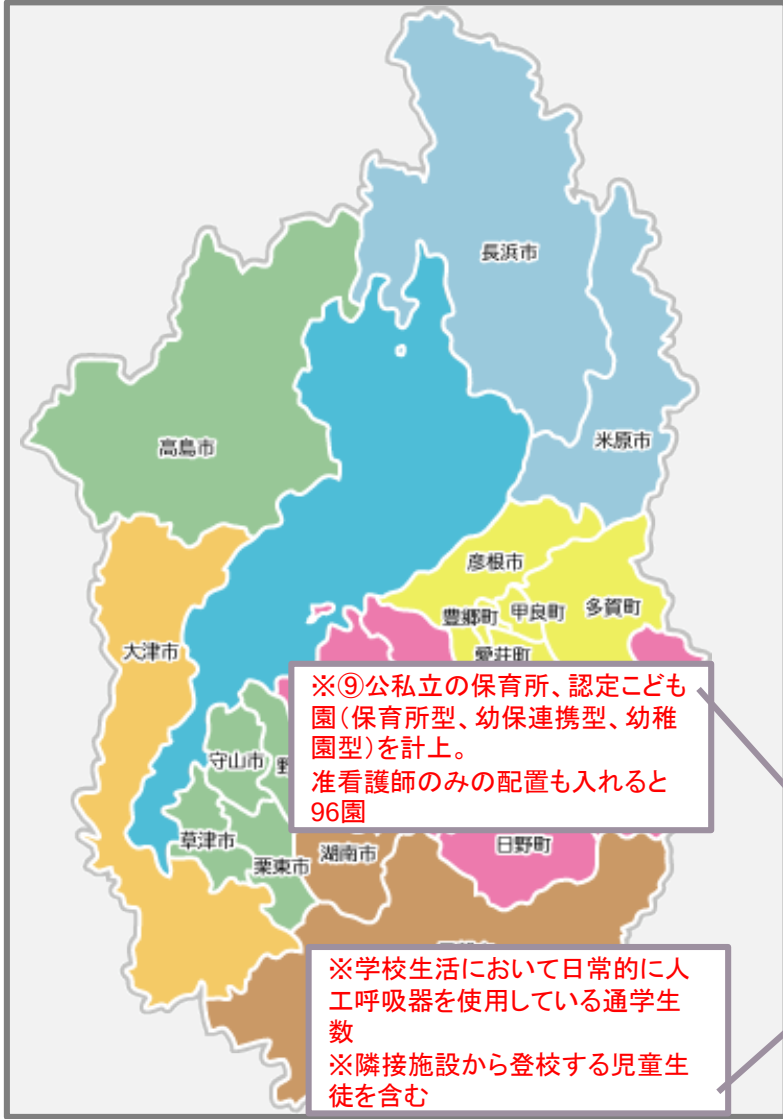
<人材育成>

- ・「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の実施に向けて予算要求を検討中(障がい福祉)

滋賀県

1. 県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	7圏域 （二次医療圏）
②	人口（平成30年4月1日時点）	1,410,014人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名） （平成30年4月1日時点）	滋賀県障害者自立支援協議会 （H18.4.1設置）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （平成30年9月1日時点）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（平成30年9月1日時点）	4か所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 （H26.12.1時点）	47か所 ※小児患者に対応できる医療機関数
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 （H30.9.1時点）	30か所 ※小児科を標榜している病院数
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H30.7.1時点）	●訪問看護ステーション数 106か所 （64か所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H30.4.1時点） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	94／308園(31%) （30園）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1時点）	158人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （H29.5.1時点）	43人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1時点）	30人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県

医療関係

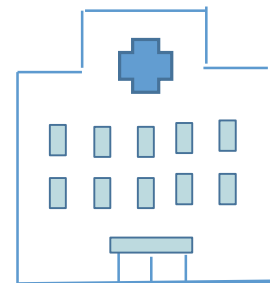
～小児在宅医療の課題～

小児在宅医療体制の不足（保護者の声）

- ・身近なかかりつけ医がほしい。医療的ケアが必要な児の多くはかかりつけ医がいない現状
- ・緊急時、近くの病院は断られ、遠い主治医病院を受診するように言われた
- ・風邪であっても近医受診できず、遠方の病院まで通っている
- ・自宅に往診してくれる近医がいない。

～医療的ケアが必要な児が身近な医療機関で医療やケアを受けられる医療体制づくり～

- 1 体制の検討（平成27年度～）
小児在宅医療システム事業
医師や看護師、薬剤師等の多職種を含めた小児在宅医療体制の検討
- 2 人材育成（平成27年度～）
小児在宅医療人材強化事業
小児在宅医療を担う人材（医師、看護師等）の育成、強化
- 3 在宅療養移行の促進（平成25年10月～）
NICU等後方支援事業
NICU等長期入院児の円滑な在宅療養への移行促進
- 4 在宅療養中の管理・支援（平成27年度～）
日中一時支援事業
在宅療養中の家族の負担軽減、児を預かり、療養上の管理と支援
地域で医療的ケアが必要な児を支える医療機関の増加



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県
(滋賀の縁創造
実践センター)

滋賀の縁創造実践センター 民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域のなかで暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体

医療的ケアを必要とする重症障害児の入浴支援モデル事業(H27～)

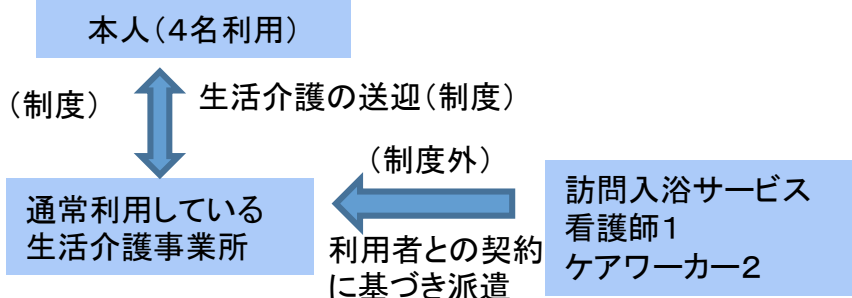
目的

在宅での入浴が難しくなっている重症心身障害児・者が地域の福祉施設のお風呂に看護師・ヘルパーの介助で入浴する新たなサービスの創出をめざす(モデル事業)

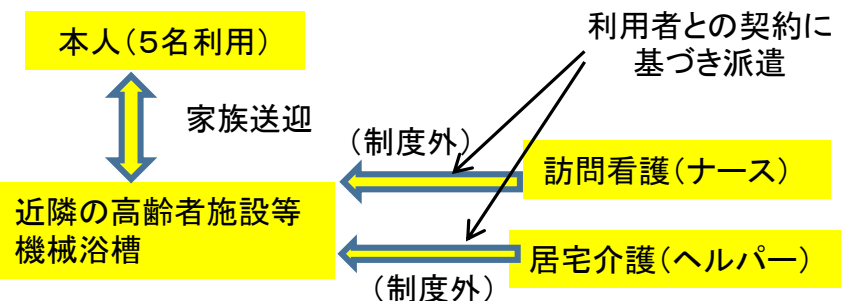
事業概要

県内の協力施設数:34施設(H30.3末)

モデル事業A(生活介護事業所等を活用した訪問入浴モデル)



モデル事業B(高齢者施設の入浴設備を利用した介助浴モデル)



※ 重症心身障害児・者の実態調査をする中で、入浴に関する課題が多いことが明らかになったため、重度の人、特に医療的ケアの必要な最も障害の重い人にスポットを当て、地域で安心して普通に暮らすことができるようモデル事業に取り組んでいる。

※地域共生型入浴サービスづくり研修会の開催(H29.9.27) 30名参加(障害者・高齢者施設職員・行政職員)

～参加者の声～

- ・豊かさを生むケアのひとつであり唯一の入浴支援だからこそ、その子の支援者が前向きに取り組んでいることがうれしく感じた(障害者施設職員)
- ・お風呂に入るといふ当たり前のことが難しい方々にとって少しでも当たり前になるようにという取組に感動した(高齢者施設職員)
- ・高齢者ケアをしている職員にとっても、違った福祉分野の学べる機会になる。(高齢者施設職員)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県

【医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業について】

■現状

- ・ 本県の県立特別支援学校では、スクールバスを整備している知肢併置の8校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の内、人工呼吸器の使用や痰の吸引など登下校中に医療的な処置を必要とする児童生徒については、安全上の配慮から保護者による送迎としている。
- ・ 平成29年度は、52名(13市2町)が保護者による送迎で通学している。

■事業概要

- ・ 県立特別支援学校の登下校時に、医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎を行う保護者の負担軽減の方策について、平成26年度から検証を進めている。
- ・ 市町が行う障害福祉サービスである移動支援事業などを活用し、事業所の送迎車両に看護師を添乗させ、医療的ケアが必要な児童生徒を送迎する実証研究を行っている。
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒の送迎に係る保護者の負担軽減に向けた方策の方向性を探るため、医師、大学教授、県市町福祉教育行政担当者等を委員とした医療的ケア児童生徒保護者支援研究会議を開催した。
- ・ 平成29年度までに10市1町がモデル事業を実施した。平成30年度も、未実施の市町を中心に実証研究を進める予定。

■課題

- ・ 重度の障害児に対応できる看護師の確保と送迎車両(事業所)の確実な確保
- ・ 地域の医療機関との連携
- ・ 市町立小中学校に通学する、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者支援
- ・ 県、市町、保護者の応分の負担についての検討

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

滋賀県

医療的ケア児・者に関する協議会

平成29年5月 滋賀県障害者自立支援協議会内に「医療的ケア児・者に関する協議会」を設置

構成機関

分野	機 関
医療	びわこ学園医療福祉センター草津、小児保健医療センター小児科
福祉	びわこ学園障害者支援センター、小児保健医療センター療育部、重心放課後デーサービス事業所
行政(県)	健康寿命推進課、障害福祉課、子ども・青少年局、リハビリテーションセンター、教育委員会特別支援教育課
事務局	滋賀県障害者自立支援協議会、(障害福祉課、健康寿命推進課)

<議題>(平成29年度)

第1回 (H29.12.14)

- ・医療的ケア児・者に関わる現状について共有

第2回(H30.3.16)

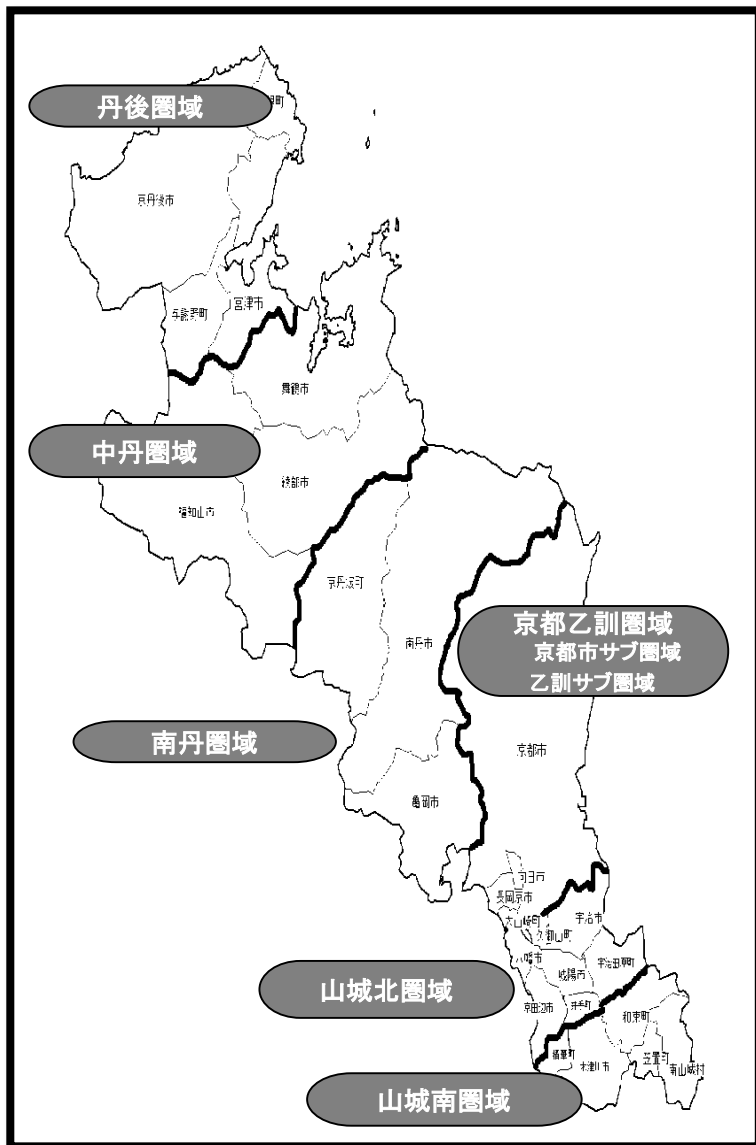
- ・医療的ケア児・者の現状および課題
- ・市町と圏域、県の支援体制の構築について
- ・対象児の障害状況による対応の質の違いの整理と今後の取組について

※今後、各圏域または市の医療的ケア児に関する協議会の協議概要について現状把握を行う予定。

京 都 府

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 ※京都府障害保健福祉圏域図（保健福祉計画2次医療圏域）	6圏域
②	人口 ※H30.8.1現在（京都市除く）	1,093,596人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ■医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討のための協議の場（仮称）（H30～）29年度のWGまとめをもとに設置予定 ■「運営会議（府立特別支援学校における医療的ケア等体制充実業）」（H22～）年2回開催	
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数 ※30.9.1現在	9施設
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 （在宅患者訪問診療所数）	78カ所
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 ※30.7.1現在	32カ所
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） ※30.9.1現在	295カ所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）※28.4.1現在	22.3% （45カ所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 ※H29.5.1現在	125名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 ※H30.5.1現在	27名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 ※H30.5.1現在	14名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

○現在実施している取組

1. 医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討のための協議の場

担当課
障害者支援課
こども総合対策課

医療的ケアが必要な児童等への支援方策検討ワーキングのまとめをもとに協議の場を設置(予定)

2. 在宅療養児支援体制検討委員会の開催

担当課
こども総合対策課

医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を構築するため検討委員会を実施。

3. 府内の各機関で在宅療養児を支えるための研修

担当課
こども総合対策課

地域で在宅療養児を支える府内各関係機関が理学療法をはじめとする支援を実施するため、適時・適切な研修が実施できるよう受講対象者ごとの研修を実施。

< 研修計画 >

	研修対象者	研修実施者(内容等)
①	周産期看護師、市町村・府保健所の保健師	府立医大(NICU等での実習等を含む)
②	地域のかかりつけ医	京都府医師会(在宅療養児支援の手法等)
③	病院及び地域の看護職	京都府看護協会(在宅療養児支援の手技、連携 等)
④	訪問看護師	京都府訪問看護ステーション協議会 (在宅療養児支援の手法等)
⑤	障害児支援施設職員等	南京都病院(在宅療養児支援の手法等)
⑥		花ノ木医療福祉センター(実習形式の研修)
⑦	医療・福祉・保健関係者(地域毎)	京都府保健所(座学、事例検討)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

○現在実施している取組

4. 医療的ケア児等福祉サービス導入促進事業

担当課
障害者支援課

- ・レスパイト機能を担う医療型短期入所事業所の拡大のため、看護師の加配等に要する経費の補助
- ・医療型短期入所の受入までに行う状態把握等に要する経費を補助等
- ・児童発達支援センター設置促進事業

5. 医療的ケア児保育支援モデル事業の実施

担当課
こども総合対策課

- ・保育士が喀痰吸引等を実施するための研修受講等を支援
- ・医療的ケア児を受け入れる保育所への看護師等の配置を支援

6. 特別支援学校における医療的ケア「運営会議」の開催

担当課
特別支援教育課

- ・特別支援学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への支援、体制整備について協議
(医師会、看護協会、医療関係者、保護者等の外部有識者及び健康福祉部、教育委員会により構成)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都府

○現在実施している取組

7. 「医療的ケア担当者会」を構成し、研修等を実施

担当課
特別支援教育課

各特別支援学校からの代表により次の部会を構成し、計画的な研修実施や医療的ケアに関する情報提供及び啓発を行う。

- ・「研修会チーム」 特別支援学校の教員等を対象に年1回の研修を企画、実施
- ・「ヒヤリハットチーム」各校から報告のヒヤリハット事例について集約・分析・発信
- ・「喀痰吸引等研修実施委員会」 年2回の喀痰吸引等研修の企画・実施と「医療的ケア担当者会」への実施概要等の報告
- ・喀痰吸引等研修は、府立特別支援学校と市町小・中学校の教員を対象に実施
- ・年2回、各校に配置の看護師を対象に、年2回研修実施。喀痰吸引等研修で指導看護師となる。また、学校看護師と教員との共働に向けた協議を行う。

○今後実施を予定または検討している取組

1. 医療的ケア児等コーディネーター研修

担当課
障害者支援課

医療的ケア児の関連分野を適切に調整できるコーディネーターの養成及び福祉サービス事業所従事者への実地研修の実施(30年度)

2. 小児在宅医療支援に係る多職種連携を推進するための研修

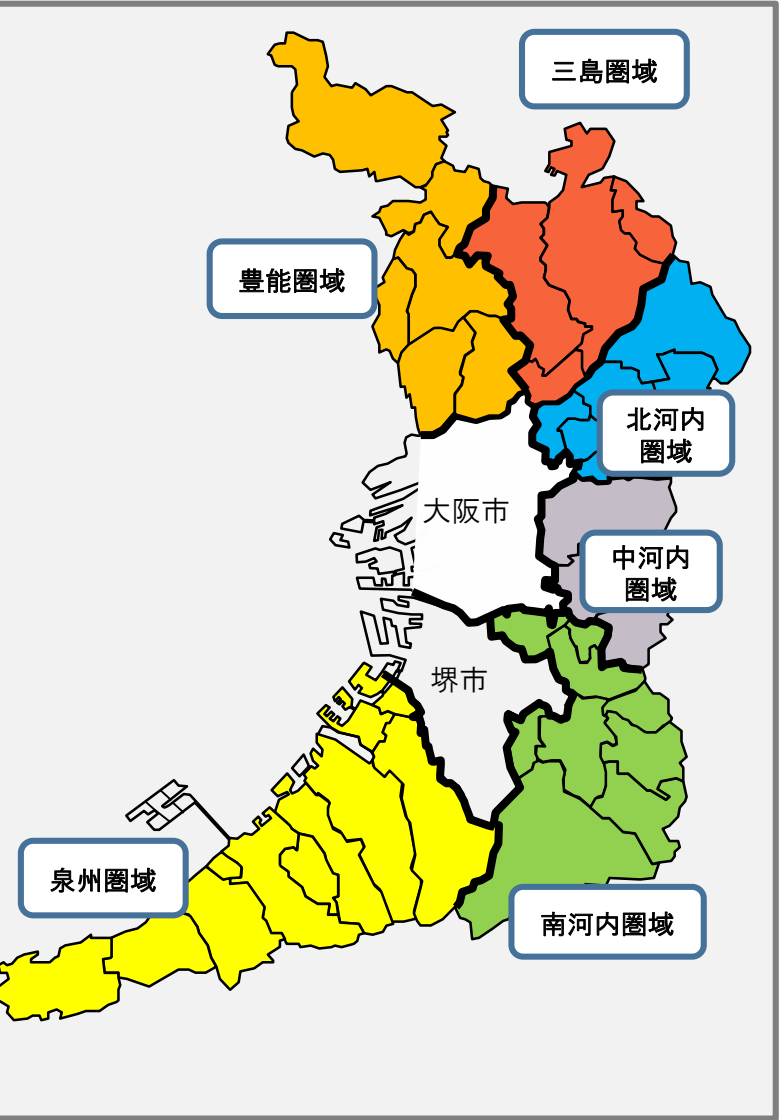
担当課
こども総合対策課

地域で在宅療養児支援に係る多職種連携推進するため医療関係者等に対し、研修を実施(30年度)

大阪府

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備をするにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	8 【重症心身障がい児者支援を二次医療圏域ごとに実施】
②	人口	8,826,569人【H30.7.1現在】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	平成30年度設置予定 【「大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援庁内連絡会議」設置済H30.2】
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0【平成30年度実施予定無】
⑤	医療型短期入所事業所数	23件【H30.8.1現在】
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明 ※参考：近畿厚生局 訪問診療を実施する診療所数2,471(NDBデーター H28年度末現在)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明 ※参考：小児科の病床を有する病院数64 【大阪府医療機関情報システムより H30年6月末現在】
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	1,102カ所 【全国訪問看護事業協会より H30年4月末現在】
⑨	看護師を配置している公立保育所・認定こども園数 （うち医療的ケア児に対応できる保育所・認定こども園数）	218カ所(うち136カ所) 【H30.4.1現在】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	公立の特別支援学校:497 (通学籍、訪問籍、入院する病院に併設する支援学校への通学生を含む) 公立小・中学校:127 【H29.5.1 現在 政令市を除く】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	公立の特別支援学校:90 公立小・中学校:108 【H29.5.1.現在 政令市を除く】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	公立の特別支援学校:34 公立小・中学校:7 【H29.5.1 現在 政令市を除く】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要 (福祉:障がい)

大阪府

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
事業名	医療的ケアが必要な障がい児等地域生活支援システム整備事業		【知事重点】医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)の地域ケアシステム整備事業		【知事重点】重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業			重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業			
対象者	重症心身障がい児者								医療依存度の高い重症心身障がい児者等		
施策	重症心身障がい児者支援の拠点施設の設置・運営（圏域ごとに順次設置）		第4次障がい者計画の実施（重症心身障がい児者への地域生活支援を最重点施策の一つとして位置づけ）								第1期障がい児福祉計画の実施
			「大阪府重症心身障がい児（者）地域生活支援センター」の設置・運営（政令市を除く全6圏域）								
	介護職員向け研修の実施（身体介護技術研修）		委託	ケアコーディネート事業（実態把握・障がい福祉サービス体験会・医療的ケア実施相談会の実施）		訪問看護師向け研修の実施（障がい福祉サービス等体験会の実施）		在宅重症心身障がい児者等に対応可能な訪問看護師等育成研修			
	重症心身障がい児（者）地域ケアシステム検討部会で検討（報告書）			医療型短期入所整備促進事業の展開（圏域を順次拡大し、全8圏域で実施）							
	二次医療圏域圏域会議の開催（行政＋拠点施設）		二次医療圏域ケア連絡会議の開催（医師会、地域病院、訪問看護ステーション、行政＋拠点施設）		大阪府医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援庁内連絡会議の開催（H30：支援会議の設置（予定））						

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(福祉:子ども)

大阪府

厚生労働省(保育対策総合支援事業費補助金)【H29～】 医療的ケア児保育支援モデル事業

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所等利用を希望する場合に、受け入れることができる保育所等の体制の整備を行う。

実施主体：都道府県、市町村

補助内容

看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する(当該研修に係る代替職員の配置等)
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

 府内で、5市町が採択され、9施設で医療的ケア児12人を受入れ(H29)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(母子保健)

大阪府

大阪府健康医療部における在宅医療支援事業(地域保健課・保健医療企画課)

実施機関等	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
高度専門5病院	長期入院児退院促進事業 (ふるさと雇用再生基金事業) ○高度専門5病院にコーディネーター・ エンパワメント支援員を配置 ○在宅移行支援パスの開発と試行			小児在宅移行支援体制整備事業 (大阪府地域医療再生基金事業) ○在宅移行支援パスの活用推進 ○小児在宅移行支援に関する冊子の作成、 他周産期医療機関への周知等			各機関で移行パスの活用を継続			
府保健所 単位で実施	在宅高度医療児ネットワーク 構築事業 (大阪府地域医療再生基金事業)		小児在宅医療支援ネットワーク構築事業 (大阪府地域医療再生基金事業)							
	・地域医療実態調査 ・地域関係機関ネットワークづくり ・疾病児童等研修会 ・事例検討会									
	障がい・難病児等療育支援体制整備事業 平成27年1月1日～ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・訪問 ・専門職訪問 ・療育相談 ・学習会 ・講演会 ・交流会 ・連絡会 ・同伴受診 ・小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用 (H25年度～)									
大阪府看護 協会に委託			訪問看護ステーションにおける小児看護推進事業 (大阪府地域医療再生基金事業) ・ナースングベビー購入・小児訪問看護技 術研修			自主活動として継続				
大阪府医師会に 委託 (平成27年度～)						小児のかかりつけ医育成事業 (地域医療介護総合確保基金事業) ナースング ベビー購入 ・ナースングベビーによる 研修会の開催		小児のかかりつけ医確保事業 (地域医療介護総合確保基金事業) ・医療技術研修 ・同行訪問研修		

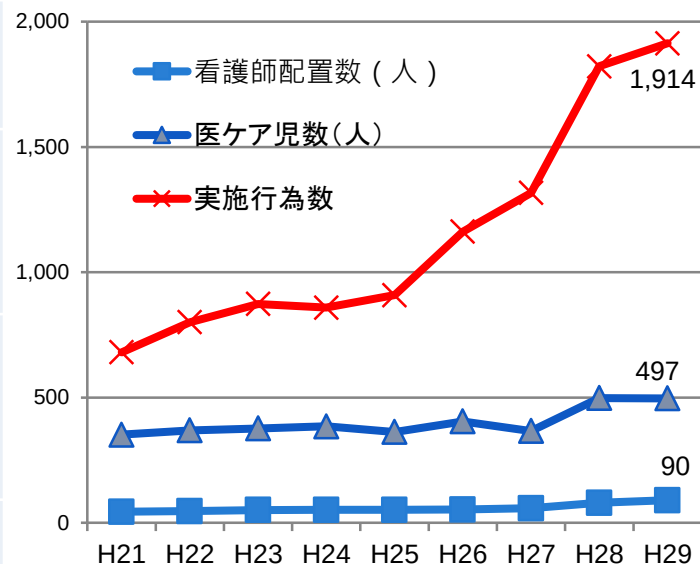
2. 医療的ケア児支援のための取組概要(教育)

大阪府

府立支援学校における医療的ケア

取組み・事業	開始年度	備 考
医療的ケア実施体制整備事業	H24年度～	法定研修を含めた医療的ケアに関する研修会を実施する。
安全対策事業	H8年度～	宿泊行事等の実施にあたり、看護師の付添いにかかる経費を措置する。
医療的ケア実施体制構築事業 (国委託事業)	H29年度～	医療と連携し、高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が学校で安全安心に学習できる環境を整備する。
高度医療サポート 看護師配置事業 (国委託事業)	H27年度～	高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校に、専門的知識と技術のある看護師を配置する。

府内支援学校における医療的ケア児数、
医療的ケア実施行為数及び学校看護師配置数



大阪府教育庁

「平成29年度 医療的ケア実施体制構築事業 実践報告」

課 題

○医療設備がなく、医師が常駐しない学校において、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする幼児児童生徒を安全に受け入れるための環境整備

- ①専門性のある学校看護師の配置や医師による定期的な学校巡回訪問等による教育環境の整備
- ②緊急時に連携可能な医師、病院の安定的な確保
- ③学校に勤務する看護師や宿泊行事の付添い看護師の安定的な確保

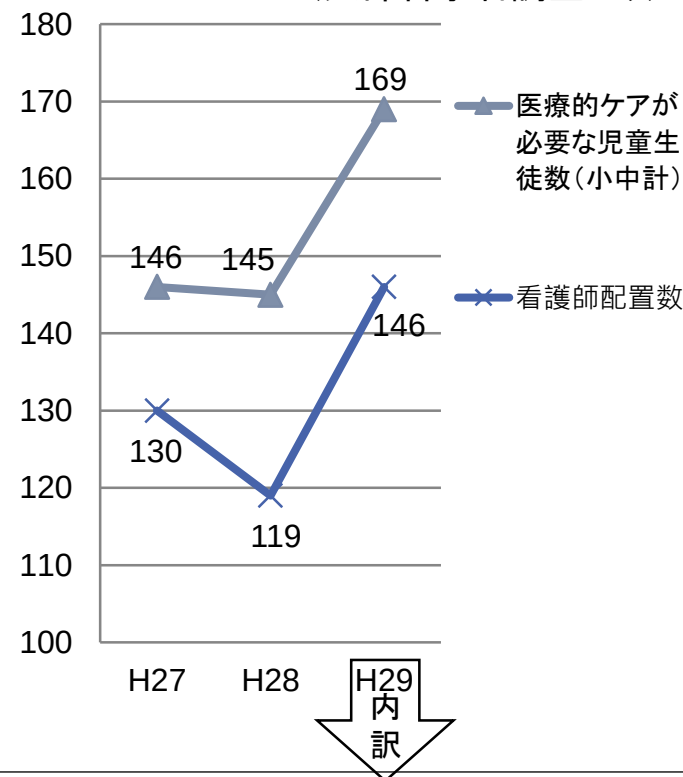
2. 医療的ケア児支援のための取組概要(教育)

大阪府

大阪府の小・中学校における医療的ケア

取組み・事業	開始年度	備 考
市町村医療的ケア体制整備推進事業	H18年度～ 2020年度終了予定	小・中学校に看護師を配置する市町村に対して、その経費の一部について補助 (H29は28市町131校で事業活用)
市町村医療的ケア実施体制サポート事業	H30年度～	小中学校に勤務する看護師に対する医療講習会を実施 (H30は24市町99人参加) ※大阪府看護協会に委託 「学校看護師」という職の普及・啓発を目的に、教職員、学校看護師(ナースセンターに登録中の求職者含む)等を対象に実践報告会を実施 医療的ケア児の転入学に伴う施設整備が必要な市町村に対して、その初期費用の一部について補助
市町村医療的ケア連絡会	H19年度～	市町村教育委員会の支援教育担当指導主事等を対象に年1回実施 各市町村における医療的ケア体制整備の工夫や先進的な事例の共有

医療的ケア児在籍者数等の推移
(文部科学省調査より)



医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校数(校数)			医療的ケアが必要な児童生徒数(人)【H29.5.1 現在 政令市を含む】						
小学校	中学校	総計	小学校		中学校		小・中学校計		
			通常の学級	支援学級	通常の学級	支援学級	通常の学級	支援学級	総計
110	23	133	7	135	1	26	8	161	169

兵庫県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10圏域
②	人口【平成30年7月1日】	5,487,990人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児支援連携協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数【平成30年9月1日】	0人
⑤	医療型短期入所事業所数【平成30年4月1日】	22事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数【平成30年4月1日】 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	655事業所 (141事業所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	—
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数【平成29年5月1日現在】	361人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数【平成29年5月1日現在】	149人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数【平成29年5月1日】	29人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

兵庫県

○現在実施している取組

①医療的ケア児支援関係者連絡会議

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、その他関係機関との連絡調整、連携体制を行う。

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修等

国が定める研修カリキュラムに基づき、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

③医療的ケア児等医療提供体制確保事業

各医療機関における障害児者の短期入所受け入れを促進するため、空床を確保し、医療を必要とする障害児者の地域生活維持を図る。

④小児在宅医療人材育成基盤整備事業補助金

兵庫県医師会が実施する医療的ケア児に係る在宅医療に関する医療機関ネットワークの構築及び医療的ケア児を支援できる医療スタッフ等の育成、拡大のための講習会の開催を支援する。

⑤特別支援学校医療的サポート推進事業

医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する県立特別支援学校に、医療機関から指導医を派遣するとともに、看護師を配置している。

⑥障害種に対応した研修(肢体不自由教育)

学校における医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全に、かつ安心して学べるよう、関係機関との連携や校内支援体制等、肢体不自由教育に関わる教職員の資質向上を図る。

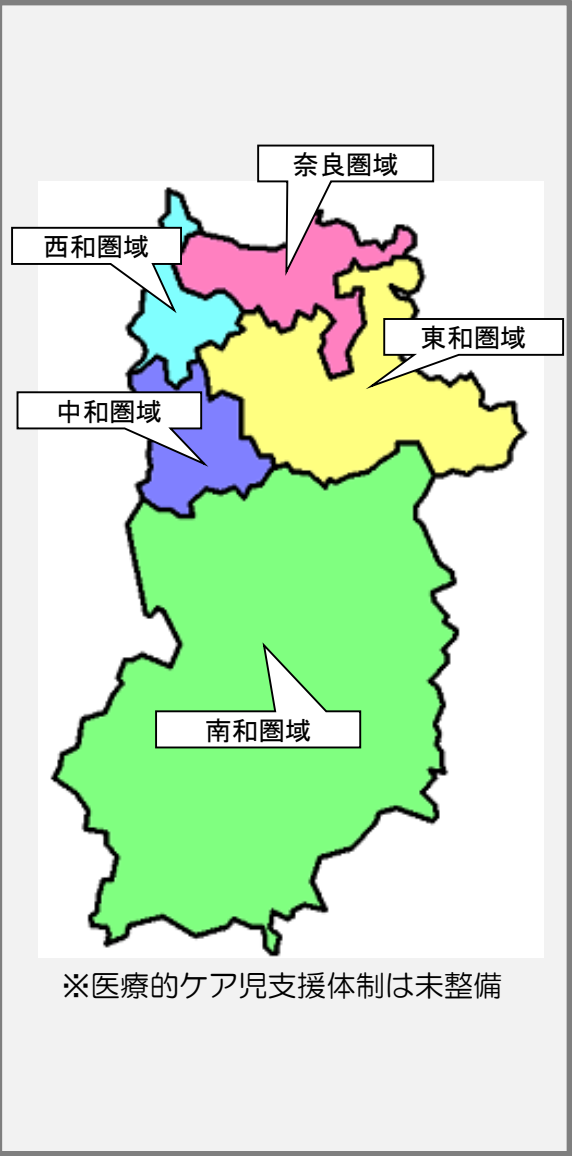
○今後実施を予定または検討している取組

- ・上記①～⑤を継続実施
- ・学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「中間まとめ」等の今後の状況を踏まえ、域内の学校に共通する重要事項についてのガイドライン等策定の検討。

奈良県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（障害福祉圏域）	5圏域
②	人口（H30.8.1現在）	1,341,341人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・重症心身障害児（者）支援ネットワーク会議（平成22年度） ・小児慢性特定疾病児童等地域支援検討会（平成29年度）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.8.1現在）	7施設
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 【対象者を限定せず訪問診療の可否のみの医療機関数】 （施設基準:支援病or支援診1〜3の届出施設数）（H30.8.1現在）	172施設（不明） ※医療的ケア児の個別集計なし
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明（不明） ※医療的ケア児の個別集計なし
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H30.4.1現在）	143施設（不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H30.8.1現在）	23.0%（55施設） 医療的ケア対応は5施設
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1現在）	113人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.5.1現在）	17人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1現在）	6人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県
【障害福祉課】
(※実施主体)

○現在実施している取組

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
在宅重症心身障害児・者支援医療ネットワーク構築事業	在宅重症心身障害児・者支援のための医療ネットワーク構築会議の運営	医療機関、教育機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等	H23年度
在宅重症心身障害児・者支援地域医療体制構築事業	レスパイト等を目的とした地域の医療機関の体制整備	医療機関、教育機関、保健所等	H24年度
在宅重症心身障害児・者在宅支援者研修強化事業	障害福祉サービス事業所等の職員に対して、身体状態や生活状況等を理解する研修を実施	教育機関、障害福祉サービス事業所、当事者団体等	H24年度

○今後実施を予定または検討している取組

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	医療的ケア児等を支援する人材の養成のための研修を実施	検討中	H31年度 予定

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県
【健康推進課】
(※実施主体)

○現在実施している取組

事業名	事業内容	関係機関	取組年度
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児等に対する 相談、訪問、ピアカウンセリング の実施	保健所	H27年度 (以前から他 事業で実施)
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病等を抱える児 及び保護者が安心して暮らせる ための体制整備を図るため、「小 児慢性特定疾病児童等地域支 援検討会」を開催	医療機関、医師会、 訪問看護ステー ション	H29年度
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病の医療ケア 児の介護者の負担軽減支援を 検討するため、医療機関及び訪 問看護ステーションを対象にレス パイト等状況調査を実施	保健所 (対象:医療機関、 訪問看護ステー ション)	H30年度

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県
【健康推進課】
(※実施主体)

○現在実施している取組

事業名	事業内容	関係機関	取組年度
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等の自立支援に向けた現状や課題、取組について共有を図るため、医療、福祉、保健、教育等の多職種連携推進研修会を開催	医療機関、訪問看護、保健所(自立支援員)、県関係各課	H30年度
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	人工呼吸器使用等の医療的ケア児を対象とした自主防災マニュアル(災害へのそなえ)の作成・検討会議の開催	医療機関、保健所	H30年度
小児慢性特定疾病 児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等及びその家族が相互に交流することで、療養上の情報の共有を図るとともに、社会性を育み自立支援を促進するための、相互交流事業を実施	県(患者団体委託実施)	H30年度

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県
【健康推進課】
(※実施主体)

○今後実施を予定または検討している取組

時期	実施内容	担当課
通年	小児慢性特定疾病児童等地域支援検討会の開催 ①医療・保健・福祉・教育における支援に関する情報集約・ 情報提供の機能強化と向上 ②児や家族同士での交流会の拡充 ③災害時支援の体制整備 ④県で自立支援員を設置し、上記事業や情報の集約・発信、 関係機関との連携	健康推進課
通年	・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(相談、訪問、ピ アカウンセリング等)の実施 ・地域特性に応じた地域療養ネットワーク推進会議や、就学 支援体制、災害時支援の体制等を検討し体制整備を図る	保健所

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

奈良県
【学校教育課】
(※実施主体)

○現在実施している取組

事業名	事業内容	関係機関	開始年度
宿泊学習等看護師派遣事業	医療的ケア児が宿泊を伴う行事等に参加する際に看護師を派遣	医療機関、教育機関	H12年度
要医療的ケア児救急講習事業	医療的ケア児の緊急時の対応等について、主治医からの講習を実施	医療機関、教育機関	H13年度

和歌山県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	8圏域
②	人口	【H30.8.1推計】 935,664人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	【H30.9.1】 5事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	【H30.7.1】 125（36）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	6.1% (10) (1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	【H29.5.1】 83人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	【H29.5.1】 14人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	【H29.5.1】 5人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

和歌山県

○現在実施している取組

- ・ 特別支援学校への看護師派遣（H30 8校、16名）
- ・ 特別支援学校看護師に対する研修会の開催（年間 2回）
- ・ 特別支援学校教員等に対する医療的ケア講演会の開催
- ・ 特別支援学校医療的ケア運営協議会の開催（年間 3回）
- ・ 喀痰吸引等研修（第三号研修）の開催（年間 2回）
- ・ 重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備事業
（実施：県 委託：4法人 時期：平成26年度～）
 - ①在宅で生活する医療的ケアが必要な対象者に、看護師が中心となり地域の病院・訪問看護事業所・福祉事業所等によるチームを形成し、対象者に必要な支援の役割分担、連携、支援方法の共有を行う。
 - ②在宅で暮らす重症心身障害児者個々人の事例を踏まえた対応方法の研修や必要な支援策についての勉強会を開催する。
- ・ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施
 - ①医療的ケア児等支援者養成研修
 - ②医療的ケア児等コーディネーター養成研修

○今後実施を予定または検討している取組

- ・ 医療的ケア児支援のための関係機関の連携を図り、現状把握、課題抽出と整理、対応策検討等
- ・ 特別支援学校における取組及び医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の継続

鳥取県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報



基礎情報

- ①圏域数 3
- ②人口:560,930人 (H30.7.1現在)

③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会	⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	62事業所 （うち小児対応32事業所） (H30.4.1現在)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0（今年度研修実施予定）	⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	38.2%（58/152施設） （うち医療的ケア児対応28施設） (H30.8.1)
⑤	医療型短期入所事業所数	6ヶ所	⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	84名(H30.5.1) （学校看護師の対応者数）
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	今後調査予定	⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	20名（H30.5.1）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	14病院 （うち小児対応9病院） (H29.8末現在)	⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	5名（H30.5.1） （日中使用者のみ）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要1/3

鳥取県

○現在実施している取組

部局	事業名	事業内容	関係機関	開始年度
知事部局	要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業	医療的ケア児者等を受け入れる事業所に看護師配置及び訪問看護利用経費の補助を行う。	市町村、障害福祉サービス事業所等	H23
	要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業	医療的ケア児者を受け入れる事業所に医療用具等の購入に関する経費を補助する	市町村、障害福祉サービス事業所等	H25
	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業	医療的ケア児者が医療型ショートステイを利用できるよう医療機関へ受入費用を助成する。また、ヘルパー等の派遣費用を助成する。	医療機関、障害福祉サービス事業所	H26
	保育サービス多様化促進事業(障がい児保育、医療的ケア児保育、乳児保育)	各市町村が医療的ケアが必要と認めた子どもに対して、看護師等を配置する場合に助成を行う。	市町村、保育所等	H30
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性疾病児童等及びその家族からの各種相談対応及び情報提供、患者(保護者)同士の交流、研修会の実施	医療機関(委託事業)	H28

2. 医療的ケア児支援のための取組概要2/3

鳥取県

○現在実施している取組

部局	事業名	事業内容	関係機関	開始年度
教育委員会	常勤看護師・非常勤看護師の配置	医療的ケアの実情に応じて常勤看護師及び非常勤看護師を配置する。	医療機関、訪看ST	常勤 H27 非常勤 H12
	医療的ケアの必要な児童生徒の放課後子ども教室事業	医療的ケアが必要な児童生徒の放課後の居場所を確保するため、福祉保健部の「放課後等デイサービス」事業の体制が整うまでの2年間実施する。	知事部局、訪看ST、学校	H30
	医療的ケア体制整備	今後看護師配置を予定している市町村と連携して切れ目ない支援体制整備を行う。	市町村教育委員会	H28
	医療的ケア研修会の実施	学校看護師、教員、養護教諭、市町村教育委員会事務局職員を対象に、ニーズに応じた医療的ケアに関する研修を行う。	医療機関	H28
	学校看護師の保険加入	学校看護師の賠償保険加入について、2,650円を上限に助成する。	学校	H28

2. 医療的ケア児支援のための取組概要3/3

鳥取県

○今後実施を予定または検討している取組

部局	時期	事業名等	事業内容等	関係機関
知事部局	H30年9月	医療的ケア児等と家族のための大山リゾートキャンプ事業	大山開山1300年に合わせて、医療的ケア児等を対象にした県主催のキャンプを開催する。	医療機関、訪看ST
	H30年10月	医療的ケア児等コーディネーター養成事業	医療的ケア児等の支援を総合調整する人材を養成する研修を実施する	市町村、相談支援事業所、訪看ST
	H30年度	保育所等への看護職員派遣に関する協定締結	保育所等への医療的ケア児の受入環境整備のため、訪問看護ステーション等からの看護職員の保育所等への派遣について看護協会と協定を締結する。	市町村、保育所、訪看ST等
教育委員会	H30年10月、12月、H31年2月	特別支援教育推進委員会公立学校医療的ケア体制整備分科会の開催	教育、医療、福祉、市町村教育委員会関係者等を委員とし、公立学校における医療的ケア実施体制の整備と充実に向けた協議を行う。	知事部局
	H30年10月、H31年3月	公立学校医療的ケア担当者会議の開催	医療的ケアに係る担当で協議や意見交換を行う。	学校

島根県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	7圏域
②	人口（H30.9.1現在）	680, 216人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	島根県慢性疾病児童等地域支援協議会・医療的ケア児支援連絡協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9.1現在）	8カ所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数（H29.3月現在）	576カ所
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数（H29.9月現在）	51カ所
⑧	訪問看護事業所数（H29.9月現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	70カ所 （16カ所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H29.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数 H28.4.1現在）	40. 3% （126施設） （医療的ケア児の受け入れ 3カ所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1現在）	40人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.5.1現在）	12人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1現在）	1人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

島根県

○現在実施している取組

項目	実施内容	取組年度	実施主体
医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業	(目的) 超未熟児や先天性の障害及び慢性疾患などにより、長期にわたり濃厚な医療を受けて在宅療養をする児とその家族に対し、関係機関が連携し、地域における在宅療養支援システムを構築することで、在宅療養生活を支援する。 (内容) 1. 個別支援(支援フロー図を参考に、関係機関が連携して支援) 2. 支援体制の構築(研修会、検討会の実施)現在は、7圏域中1圏域で実施	H18～	県健康推進課・各保健所
小児在宅医療の推進	訪問看護研修の一環として小児在宅医療研修を開催	H28～	県医療政策課・高齢者福祉課 (県看護協会へ委託)
小児在宅医療に係る施策の検討	在宅医療を必要とする小児及びその家族を対象にしたアンケート調査を実施し、生活状況とニーズの把握を行い、小児の地域包括ケアシステムの構築に向けた小児在宅医療に係る施策を検討する。	H29～	県医療政策課・健康推進課・障がい福祉課・特別支援教育課
特別支援学校における医療的ケア実施体制整備	ガイドラインに則った医療的ケアの実施。 (H16)「島根県医療的ケア実施体制ガイドライン」策定 (H28)「島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」策定	H16～	県特別支援教育課
	学校看護師の配置	H12～	
	第3号研修を受けた教員による医療的ケアの実施	H24～	
	「島根県立学校医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会」の設置	H29～	
身近な地域における重症心身障がい児向けサービスの充実	在宅重症心身障がい児(者)サービス提供体制整備事業 重症心児を受け入れるために看護職員等を加配する事業所に対し人件費相当を補助する。	H17～	県障がい福祉課 (障害福祉サービス事業所へ補助)
	重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業 巡回方式または送迎方式により重症心児への療育を実施する事業所に対して必要経費を補助する。	H24～	
慢性疾患児童等地域支援協議会・医療的ケア児支援連絡協議会の設置	慢性疾患児童等及び医療的ケア児が、心身の状況に応じて適切な保健、医療、福祉、教育などの関連分野の支援を受けられるよう、地域におけるサービスの提供体制の確保や関係機関の連携体制の構築を図ることを目的として協議会を開催する。	H30～	県健康推進課・障がい福祉課・医療政策課・子ども・子育て支援課・特別支援教育課

○今後実施を予定または検討している取組

平成31年度より、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を開催予定。

岡山県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

【医療的ケア児支援の体制整備】



資源の偏在はあるが、全県で医療的ケア児支援への体制整備を推し進めている。

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	5
②	人口	1,900,511人 (30.8.1時点)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	なし
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	46人
⑤	医療型短期入所事業所数	18 (H30.4.1時点)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	150(74)(H30.5月時点)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	28.0%(122施設)(19施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	169人(H29.5.1時点)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	51人(H30.5.1時点)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	1人(H30.5.1時点)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

○現在実施している取組

○小児等在宅医療連携拠点事業(社会福祉法人への委託事業)【開始年度:平成25年度】

ー医療的ケア児等が在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることにより、地域で安心して療養できるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、地域で在宅療養を支える体制の整備に取り組んでいる。

・小児等の在宅医療が抱える課題の抽出と対応方針の策定

医療的ケア児の現状把握(対象者のニーズ、利用可能な資源等)及び在宅療養に必要な情報提供の仕組みづくり 等

・地域の医療、福祉、教育資源の把握と活用の検討

小児科医と連携し、小児在宅医療を考える研修会を開催、小児科をもつ医療機関に対し福祉サービスの研修会を開催 等

・地域の小児等への在宅医療資源の拡充と専門機関の連携

短期入所事業所連絡会 等

・地域の福祉・教育・行政担当者との連携促進

ヘルパーステーション研修会 相談支援専門員研修会

児童発達支援センター・児童発達支援事業所との連携会議・研修

・患者・家族の個別支援

専門のコーディネーターを配置し、電話や訪問等による個別支援を実施。

・患者・家族や学校関係者等への理解促進、負担軽減

長期入院障害児等の保護者と在宅療養中の保護者の情報交換会

学校関係者と福祉サービス事業所との連絡会 等

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

○現在実施している取組

○小児訪問看護拡充事業（訪問看護ステーション連絡協議会への委託事業）

【開始年度：平成30年度】

ー小児訪問看護に関する基礎的知識・技術を学ぶ研修会・相談会を開始し、看護職が多様なニーズをマネジメントできることを目指す。

・小児訪問看護研修会

小児の成長発達、特徴的な疾患、子どもが学ぶ意味、親子・家族関係、看護技術、社会保障制度等を系統的に学ぶ。

○医療的ケア児保育支援モデル事業

・医療的ケア児が保育所・認定こども園等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう看護師等を配置。

・平成29年度より、津山市の公立保育園1園において医療的ケア児1名の受入れを行っている。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

○障害児等療育支援事業(委託実施)

対象者に重症心身障害児(者)を含み、訪問及び外来による支援(PT等)を実施。

○重症心身障害児者と家族の安心生活サポート事業(一部委託実施)【開始年度:平成26年度】

地域バランスのとれた短期入所の環境整備・充実を総合的に促進し、医療的ケア児等(重症心身障害児者等を含む)とその家族が県内どこでも安心して生活できる社会の実現を図る。

・短期入所サービス拡大促進事業

市町村と協働し、短期入所サービスを実施する医療機関等に対する財政的支援を行い、身近な地域における当該医療機関等の拡大を図る。

・短期入所事業所施設開設等支援事業

重症心身障害児者等の医療的ケアのために必要となる設備整備又は備品購入の経費の一部を補助し、短期入所事業所の緊急時の受け入れ対応の機能強化を図る。

・サービス職員研修等事業

重症心身障害児者等への医療的ケアに従事する看護師等の資質向上を図るため、重症心身障害児者等のケアの現場における看護職員及び介護職員を対象とした実習や、短期入所事業所への専門家及び主治医の派遣等を行う。

○医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業(委託実施)【開始年度:平成29年度】

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)を養成する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

○障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業(補助事業)

【開始年度:平成29年度】

喀痰吸引等研修(第1号研修及び第2号研修)の受講の際に必要な代替職員の確保等に係る経費を助成することにより、障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る。

○喀痰吸引等3号研修事業

在宅において喀痰吸引及び経管栄養を必要とする方に介護職員等がその行為を行えるよう、岡山県看護協会の協力を得て、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(基本研修)を実施。

○医療的ケア充実事業

特別支援学校において、吸引や経管栄養等の日常的医療的ケアに係る看護師及び教員等の専門性を高めることにより、医療的ケアの実施体制の充実を図る。

・医療的ケアに係る運営協議会(年2回)

学識経験者、医師、学校関係者等からなる運営協議会を開催し、医療的ケアに関わる諸問題について協議する。

・医療的ケア新規担当教員研修(基礎研修会は年2回、実地研修会は年4回)

看護師の指導の下、新たに医療的ケアを実施する教員は研修を修了する必要があるため、当該研修を実施する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

・医療的ケア指導医派遣事業

重度重複児に対応した医療機関が遠く、医療的ケアの指導に必要な指導が受けにくい地域の学校や、急速に変化する医療的ケアの様々なニーズに対応するため、問題点の整理や手技等が必要となる学校に指導医を派遣する。さらに、市町村教育委員会からの要請により、医療的ケア児が在籍する市町村に対して指導医を派遣し、実施体制整備の方法等の支援を行う。

○【新規】学校における医療的ケア実施体制構築事業（国庫委託事業）

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器の管理等、特定行為以外の医行為が必要な児童生徒が増加している。合理的配慮の提供の観点などから、国においても人工呼吸器等を使用している児童生徒のための体制整備が推進されているため、学校における高度な医療的ケアの体制整備についてモデル校を指定して研究を行う。

- ・医療的ケア対象行為拡充検討委員会による安全な医療的ケアに関する協議
- ・指導医によるモデル校への巡回指導
- ・高度な医療的ケアに対応するための実施マニュアルの作成

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山県

○今後実施を予定または検討している取組

- ・新規については未定

広島県

どのデータが、いつの時点のデータ
か分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 (障害保健福祉圏域・二次保健医療圏・老人保健福祉圏域)	7圏域
②	人口(H30.4.1現在)	2,819,906人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	広島県障害者 自立支援協議会 医療的ケア児 支援部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	12事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 (H29.12.1現在) ※訪問診療を実施している医療機関	648
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 (H30.3.31現在)	63
⑧	訪問看護事業所数(うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)(H29.12.1現在)	291 (87)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	10%(36) (10)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数(H29.5.1現在)	180人 ※広島市を除く
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数(H29.5.1現在)	40人 ※広島市を除く
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数(H29.12.15現在)	2人 ※広島市を除く

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

広島県

○現在実施している取組

1 障害福祉における取組

今年度から、相談支援専門員、保健師、訪問看護師等を対象に、医療的ケア児等が必要とする支援の利用を調整するコーディネーター養成研修を実施する。

2 医療における取組

○医療機能調査の実施

病院、診療所、訪問看護事業所において、在宅医療を必要とする小児に対し、在宅 で必要な医療の提供が可能かどうか、調査を実施し、調査結果を県HPで公表（平成29年度から毎年度調査、実施主体は県）

3 教育における取組

文部科学省委託事業「平成30年度学校における医療的ケア実施体制構築事業」の指定を受け、高度な医療的ケアに対応する取組を進めている。この取組の目的は、保護者、看護師、教員の役割を明確にし、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築することである。具体的には、教員と看護師が対象者の基礎疾患、医療的ケア、看護度、病態の変化等の情報を共通理解し、幼児児童生徒の教育ニーズに応える教育と医療的ケアを実施するシステムづくりである。

この他に、気管ニューレ事故抜去の再挿入の手続きを定め実施している。

医療的ケアの実施者については、認定特定行為業務従事者では対応が困難な幼児児童生徒が増えているため看護師を増員している。

○今後実施を予定または検討している取組

1 障害福祉における取組

今年度設置した医療的ケア児支援部会での協議等に基づき、医療的ケアが必要な障害児（者）の課題解決や支援方策について検討する。

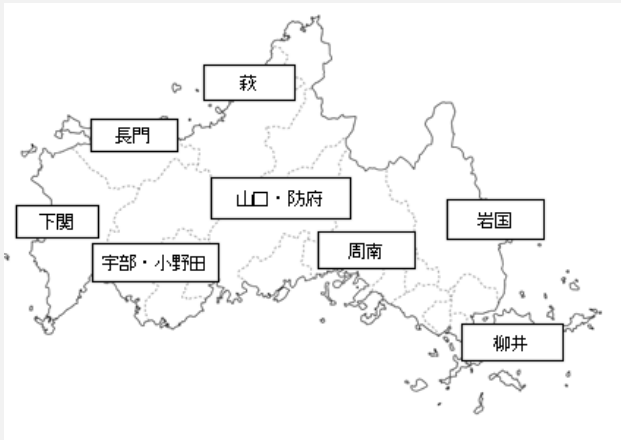
2 教育における取組

今年度の取組の進捗により、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育の充実について課題を整理し、取り組む。

山口県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



※障害福祉計画における障害保健福祉圏域
平成30年度現在、体制整備を進めている圏域無し

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	8
②	人口（H30.8.1現在推計人口）	1,369,655
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	山口県医療的ケア児支援地域協議会 （医療的ケア児支援体制整備事業）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.8.1）	4
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 ※在宅療養支援診療所数（うち、小児科標榜診療所数）（H30.7.1） ※在宅療養支援病院数（うち、小児科標榜病院数）（H30.7.1）	不明 148（24） 16（ 4）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 ※障害者施設等入院基本料を算定する病院数（H30.7.1）	8
⑧	訪問看護事業所数（H30.9.1） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数） ※機能強化型訪問看護管理療養費を算定する訪問看護ステーション数（H30.9.1）	129 （不明） 3
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H29.4.1） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	12.6%（38） （0）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1）	90
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.5.1）	34
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1）	0

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(1/3)

山口県

○現在実施している取組

【保健分野】

○長期療養児指導事業

- ・小児慢性特定疾病など、長期にわたり療養を必要とする児童に対し適切な療育を確保するため、健康福祉センター(保健所)において、療養相談や講演会・交流会を実施。

【医療分野】

○小児在宅医療に関する理解促進

- ・小児科医師等を対象とした研修会(実技等)の開催(県小児科医会に委託)
- ・訪問看護師等を対象とした研修会の開催(県看護協会に委託)
- ・市町保健師や病院看護師等を対象とした研修会(圏域別の情報交換等)の開催(県立総合医療センターに委託)

○総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療体制の確保

- ・県立総合医療センター(総合周産期母子医療センター)に、入院児支援コーディネーターを配置し、NICU等長期入院児への支援等を実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(2/3)

山口県

○現在実施している取組

【教育分野】

○医療的ケア児に係る実態把握

- ・文部科学省調査「小・中学校における医療的ケアに関する調査」「特別支援学校における医療的ケアに関する調査」により実態を把握。調査内容は、医療的ケアが必要な児童生徒数、行為別医療的ケアが必要な児童生徒数等。

○医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校9校(平成29年度)に看護師を配置。当該保護者からの実施依頼により主治医の指示に基づいて、看護師が医療的ケアを実施。

○医療的ケアを実施するに当たり、保護者との連携のもと、対象児童生徒の状況を把握し、医療的ケアの施行管理を行うとともに、校長、養護教諭、教諭等からなる校内医療的ケア検討委員会を設置する等、校内保健管理体制を整備。

○平成15年にスタートした看護師配置の取組による成果

- ・看護師配置による対象児童生徒の安全な学習環境の整備と保護者の負担軽減
- ・対象児童生徒の健康の保持増進(経管栄養による誤えん防止と十分な水分補給等)
- ・学習の継続性の確保(保護者の都合等による欠席の減少等)
- ・学習の機会の確保(校外における学習活動にも看護師の同行を可能とする等)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要(3/3)

山口県

○今後実施を予定または検討している取組

時期	実施内容	担当課
通年	小児在宅医療に関する理解促進 (小児科医師、訪問看護師等に対する研修会の実施)	医療政策課
通年	総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療体制の確保 (入院児支援コーディネーターを中心としたNICU等長期入院児への支援)	医療政策課
8月	特別支援学校医療的ケア担当看護師等研修会	特別支援教育推進室
9月	山口県医療的ケア児支援地域協議会設置 第1回特別支援学校医療的ケア運営協議会	障害者支援課 特別支援教育推進室
10月	第1回山口県医療的ケア児支援地域協議会	障害者支援課 他庁内関係課
(未定)	医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施	障害者支援課
2～3月	第2回山口県医療的ケア児支援地域協議会(予定) 第2回特別支援学校医療的ケア運営協議会(予定)	障害者支援課 他庁内関係課 特別支援教育推進室

1. 県の基礎情報

基礎情報



①	圏域数 (H30.8.1)	3圏域
②	人口 (H30.8.1)	737,226人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 (名称、事業名)	- 医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議 - 重症心身障がい児安心確保事業
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 (H30.8.1)	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 (H30.8.1)	3事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数) (H30.8.1)	訪問看護ステーション85事業所 (小児患者に対応できる訪問看護事業所数は不明)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) (H30.8.1)	15.7% (33か所) (3か所)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 (H30.8.1)	- 特別支援学校 46人 - 小・中学校 0人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 (H30.8.1)	- 特別支援学校 20人 - 小・中学校 0人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 (H30.8.1)	- 特別支援学校 1人 - 小・中学校 0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

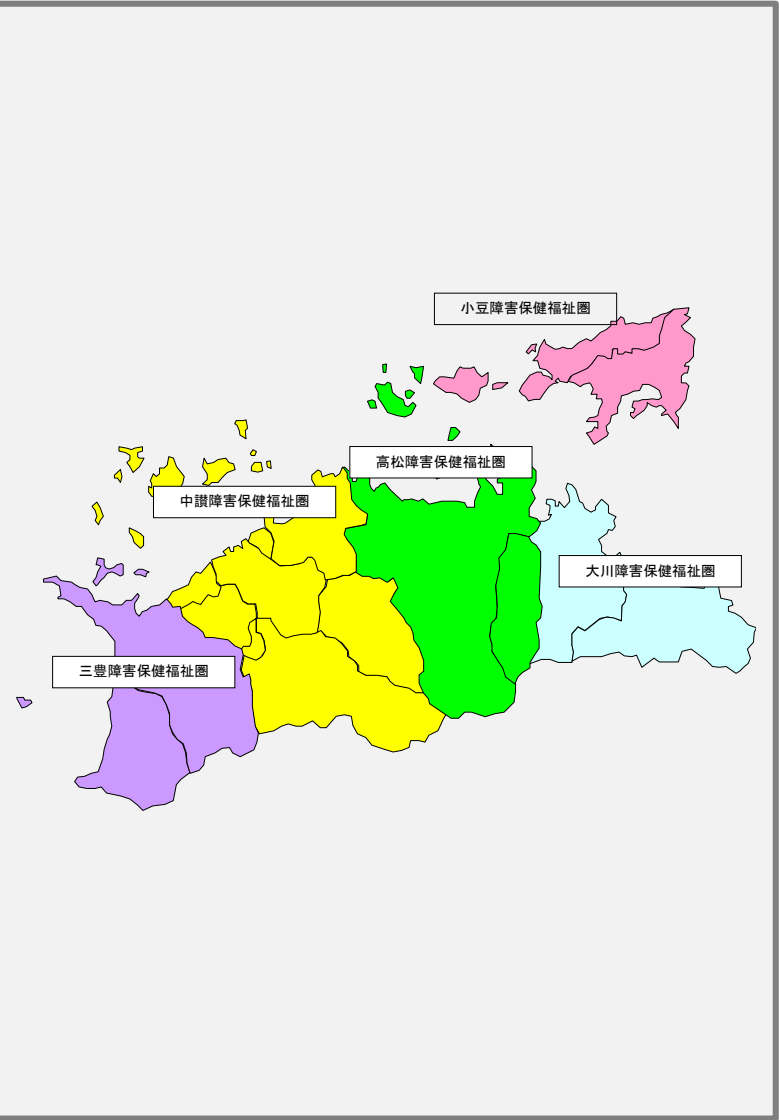
徳島県

年度・分野 (所管課)	保健（健康増進課）	医療（広域医療課）	福祉（障がい福祉課、次世代育成・青少年課）	教育（特別支援教育課）
H26年度以前の取組	○NICU長期入院児の在宅支援体制整備事業 ○管内に周産期母子医療センターを持つ徳島保健所において、医療依存度の高いNICU長期入院児等の在宅移行支援を目的として、次の事業を実施。 ○各関係機関の連携強化を図り、小児の在宅療養体制を協議するための会議の開催 ○小児の在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会の開催 ○支援関係者用の在宅療養支援ガイドブックの作成 など			○医療的ケアの課題やヒヤリハット事例等について、医師や看護師の専門家で構成する「医療的ケア・給食等の指導検討委員会」において検討 ○すべての特別支援学校に看護師を配置
H27年度			○県自立支援協議会推進部会内に「重症心身障がい児支援体制検討会」を設置(11月) ○県内在住の重症心身障がい児115名を対象にアンケート調査を実施(12月)	
H28年度		○小児医療(救急)関係者会議において、重症心身障がい児等に係る小児在宅医療について協議(10月)	○県自立支援協議会においてアンケート結果を報告(7月) ○庁内関係課担当者による「医療的ケア担当者打合せ」を開催(8月) ○重症心身障がい児支援に関する施設連絡会議を開催(9月) ○県自立支援協議会推進部会内に「医療的ケアを要する障がい児の支援に関する検討会」を設置(予定)	○特別支援学校医療的ケアガイドブックを作成し、特別支援学校における医療的ケアのガイドラインを提示(3月)
H29年度	○小児と在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会(在宅療養児支援関係者研修会)の開催(徳島保健所)	○小児医療(救急)関係者会議において、医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援について協議(11月)	○県自立支援協議会において支援策等を協議(7月) ○医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議を開催(11月) ○医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議を開催(3月)	○ガイドブックに記載のない医療的ケアの実施の可否について、医師の指示や幼児児童生徒の状態等にあわせて個別に判断 ○医療的ケア・給食等の指導検討委員会を開催 ○医療的ケア担当者研修会を年間2回開催(4月、8月) ○県訪問看護支援センターが実施する小児訪問看護スキルアップ研修会に学校看護師も参加
今後実施を予定または検討している取組	○小児の在宅療養を支える関係職員の資質向上と人材育成のための研修会(在宅療養児支援関係者研修会)の開催	○小児医療(救急)関係者会議において、医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援について協議(予定)	○医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議を開催(予定) ○県自立支援協議会において支援策等を協議(予定)	○医療的ケア担当者研修会を開催(4月、8月) ○医療的ケアに関するヒヤリハット事例を各校に周知 ○医療的ケア・給食等の指導検討委員会を開催(予定) ○医療的ケア担当者研修会を開催(12月予定)

香川県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	6か所 （旧障害保健福祉圏域等）
②	人口	962,632人 （H30.8.1）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数	6事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	調査予定
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	調査予定
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	100事業所 （H30.9.1） （不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	調査予定
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	77人 （30.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	13人 （30.5.1）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0人 （30.5.1）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

香川県

○現在実施している取組

○医療的ケア連絡協議会（年1回）【特別支援教育課】

特別支援学校6校に配置されている学校看護師及び管理職、養護教諭等を対象に、講師として医師を招いての講話や協議題に沿った情報交換などをテーマに実施している。

○今後実施を予定または検討している取組

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

香川県

○現在実施している取組

○母子保健関連【子ども家庭課】

①周産期医療体制と患児等のQOL向上に関する調査の実施(H28.3)

周産期医療体制の対策として、周産期医療センターの実態調査及び利用者の意識調査等を実施し、NICU等長期入院患児およびその家族のQOLの向上について検証を行った。

②周産期医療協議会:年1回

○今後実施を予定または検討している取組

○母子保健関連【子ども家庭課】

①小児在宅医療従事者養成研修会の開催

在宅医療に従事する医師や看護師等に対して、医療的ケア児の在宅医療に必要な知識、技術を習得するための研修を行う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

香川県

○現在実施している取組

○障害児(者)関係【障害福祉課】

「重症心身障害児(者)にかかる在宅支援事業」

重症心身障害児(者)の在宅介護の支援のための、医療型短期入所の受入体制の整備。

・各関係者の役割

香川県:補助事業者の指定及び補助

指定補助事業者:医療型短期入所事業所の空床確保

・取り組み開始年度及び事業実施内容

開始年度:平成27年11月

事業実施内容:「香川県医療型短期入所受入体制整備事業費補助金交付要綱」に基づき、指定補助事業者において短期入所の空床を確保したが利用がなかった場合に、短期入所の利用があった場合に相当する額を補助するもの。

○今後実施を予定または検討している取組

・指定医療型短期入所に従事する医師等の研修【医療的ケア部会】

平成30年度実施予定

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

香川県

○現在実施している取組

- ・医療的ケア児等の支援にかかる実態調査【医療的ケア部会】

(概要)医療的ケア児等の支援にかかる実態調査を実施する。

(取組年度、取組主体)

平成30年11月～2月実施予定、医療的ケア児等に係る実態調査ワーキング

(取組内容)

一次調査として、県下医療機関等に協力を依頼し、医療的ケア児等に係る指定管理料の算定状況等を調査する。二次調査では、医療機関、教育機関等に調査協力を依頼し、ニーズ把握を行う。

○今後実施を予定または検討している取組

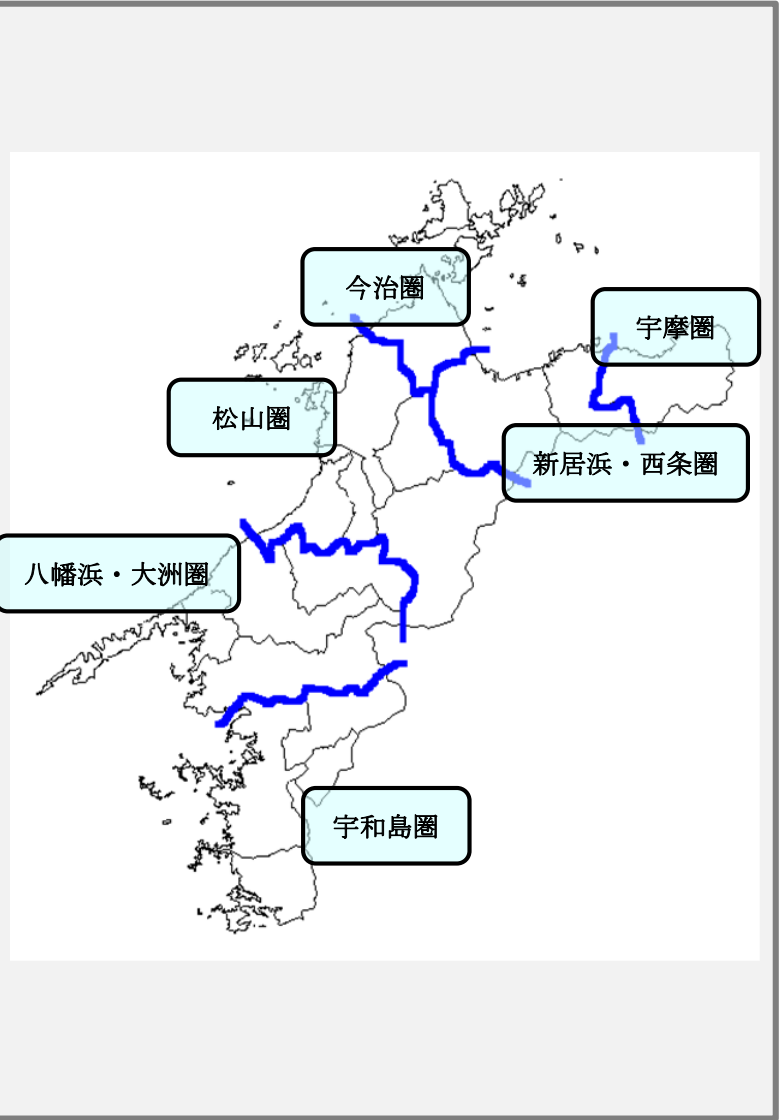
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業【障害福祉課】

平成31年度実施予定

愛媛県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	6圏域
②	人口（H30.8.1 現在推計）	1,352,907人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	愛媛県障がい者自立支援協議会 子ども部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（H30実施予定）	30人
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数（H30年8月審査分） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	164か所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H30.8.1） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	5か所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H30.5.1）	67人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.5.1）	23人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H30.5.1）	6人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

愛媛県

○現在実施している取組

《障がい福祉》

- ・（平成19年度～）県立子ども療育センター等県内13施設において障害児（者）療育等支援事業を実施し、訪問による療育指導など、重症心身障がい児（者）の在宅生活を支援している。

《教育》

- ・（平成29・30年度）「学校における医療的ケア実施体制構築事業（文科委託事業）」を受託し、県立特別支援学校をモデル校として、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の高度な医療的ケアに対応した校内支援体制の充実に向けた研究に取り組んでいる。

《在宅医療》

- ・（平成26年度～）医療的ケアを必要とする障害者が在宅で暮らせる体制整備のための協議会を設置（四国中央市）

《母子保健》

- ・（平成27年度～）幼少期から慢性的な疾病による長期療養のため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られる小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図るため「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を実施。自立及び就学等の相談事業等により、医療的ケア児を含む対象児及びその家族への支援を行っている。（NPO法人に委託）

○今後実施を予定または検討している取組

- ・医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修を開催するとともに、各市町におけるコーディネーターの配置を推進。
- ・医療的ケア児等支援市町連絡調整会を開催し、各地域における医療的ケア児等支援の実情や課題等について情報交換を行うとともに、支援体制の構築を促進。
- ・医療的ケアに精通した医師等外部専門家による指導・助言や特定行為以外の高度な医療的ケアに対応するための研修の実施を通して、人工呼吸器の管理等を含めた特別支援学校内の医療的ケア実施体制を充実（特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業）

高知県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



保健医療圏:中央は1圏
(東西に分かれていない)

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	障害保健福祉圏：5圏 保健医療圏：4圏
②	人口	706,555人（平成30年8月1日現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	・高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会（平成30年度設置予定） ・高知県障害者教育支援委員会（昭和51年設置）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	1名（他県の重症心身障害児者等コーディネーター養成研修を修了、県内事業所で勤務中）
⑤	医療型短期入所事業所数	4か所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	訪問診療を行う医療機関数：133施設 ※医療的ケア児に対応できる医療機関数は不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	入院治療を受け入れる病院数：126施設 ※医療的ケア児に対応できる病院数は不明
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	65ステーション （20ステーション）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	38%（93施設） （3施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	・特別支援学校（分校含む14校）：50名（H30） （通学生25名、訪問生7名、施設生18名） ・小中学校：7名（7市町村）（H30）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	・特別支援学校：16名（H30） （うち医療的ケア児対応看護師15名） ・小中学校：4名（4市町村）（H30）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	・特別支援学校：1名（H30） ・小中学校：0名（H30）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

高知県

○現在実施している取組

1 本人や家族に対しての支援の取組み

□障害児者地域支え合い支援事業(H18～)(障害福祉課)

- ・公的な介護サービスが利用できない場合で、家庭において介護を受けることができず、一時的に介護を必要とする場合に、障害児(者)が予め登録した介護人から介護を受ける(介護委託)市町村事業に対して補助する
(上限:登録利用者1人につき50時間)

□重度障害児者のヘルパー利用支援事業(H25～)(障害福祉課)

- ・入院時に家族の代わりにヘルパーが付き添う場合や(上限:対象者1人につき42日)、保護者が通所事業所へ送迎する際のガイドヘルパーの利用に係る経費に対して補助する

□通学支援(「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づく就学奨励費)(H26～)(特別支援教育課)

- ・重度重複幼児児童生徒に係る通学時のタクシー利用に関する補助
保護者等の運転する自家用車で通学している者が、タクシーを利用して通学した際の費用について、自家用車相当分のガソリン代を通学費として補助する
(上限:対象者1人につき48回(往復24回))

□特別支援学校での対応(特別支援教育課)

- ・医療的ケア児に対応するため看護師を配置
- ・合理的配慮の視点から指導医を委嘱(1校)、医師等を派遣し実地研修や研修会を実施

□一時預かり事業(訪問型)(H29～)(幼保支援課)

- ・集団保育が著しく困難な場合に、家庭において一時的に保育を行う

□医療的ケア児等支援事業(定期受診の通院時)(H29～)(障害福祉課)

- ・付き添いの看護師が必要となる場合の訪問看護に係る費用を補助する(上限:対象者1人につき12回)

□家族の精神面への支援(H29～)(障害福祉課)

- ・重度障害児者の家族を対象としたピアカウンセラーの養成研修を実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

高知県

○現在実施している取組

2 支援者への取組み

□短期入所利用促進事業(H25～)(障害福祉課)

- ・医療機関において短期入所サービスを提供した場合、その支援に係る経費に対して補助する

□中山間地域等訪問看護サービス確保対策事業(H29～)(医療政策課)

- ・小児や難病患者・児等に高度なケアを提供する体制を整備
訪問看護師に教育支援(知識・技術)が必要な場合の支援費用を補助する
(重度障害でも家族が在宅療養を希望する場合、少しでも対応できるように訪問看護師間の協力体制を整備している)

□退院調整・継続看護(医療政策課)

- ・NICU等を退院する児の退院調整や継続看護について、基幹訪問看護ステーションが相談を受け、さらに当該児の近隣訪問看護ステーションと連携して、継続支援を実施している

□相談支援専門員等研修(H28～)(障害福祉課)

- ・相談支援専門員等のスキルアップを図る研修を実施

□特別支援加配保育士等雇用事業(H30～)(幼保支援課)

- ・医療的ケア児を受け入れるため、医療的ケアの頻度等に応じて看護師を雇用し、保育所等に配置した場合の人件費を補助する
(医療機関等において雇い上げた看護師を保育所等に派遣する方法も可)

□医療的ケア児等支援事業(H29～)(障害福祉課)

- ・保育所等への訪問看護に係る経費に対して補助する(訪問看護による医療的ケア、市町村が雇用する加配看護師への技術的支援)

○今後実施を予定または検討している取組

・重症心身障害児者等支援体制整備協議会の設置

既存の高知県重症心身障害児者等サービス調整会議を改組し、平成30年度中に設置予定。
保健・医療・障害福祉・教育等の各分野の関係者が一堂に会し、医療的ケア児の支援に係る課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図る。

・在宅以外の医療的ケア児に関する情報収集

現在、県が独自に定めた「重度障害児者アセスメントシート」を用いて保護者の同意もと市町村の障害福祉担当者から各市町村に存する医療的ケア児の情報を収集している。今後は、NICU入院児や入院中の障害児等、医療機関が有する情報との連携方法を検討する。医療機関関係者との連携強化を図ることで、退院調整や在宅移行支援、入所調整など切れ目のない支援を目指す。

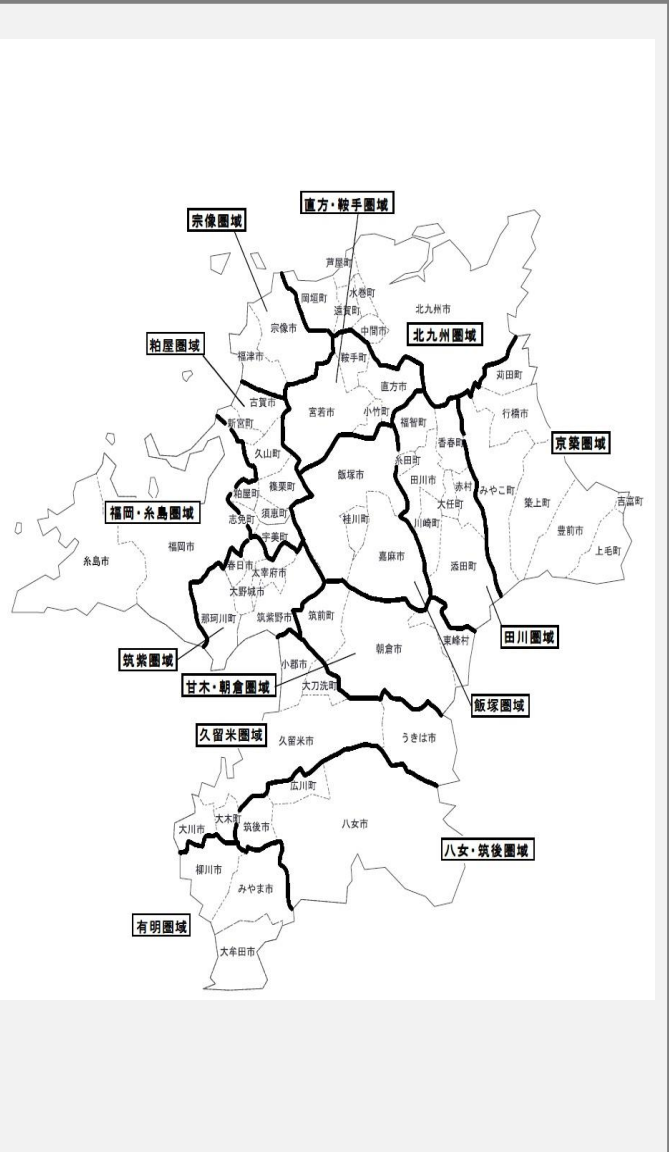
・医療的ケア児支援コーディネーター養成研修における講師の養成

平成31年度中の研修開催に向けて、企画調整を行う。

福岡県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。）	13圏域（障がい福祉圏域）
②	人口	5,128,350人（H30.7月住民基本台帳）
③	医療的ケア児支援のための協議の場※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	特別支援学校医療的ケア体制事業運営協議会（H19.8）、小児等在宅医療推進事業検討会（H28.12）、医療的ケア児支援及びレスパイトケアに関する庁内連絡会議（H29.5）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	141人（H30.9月現在）
⑤	医療型短期入所事業所数	37（H30.9月現在）
⑥	訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	1,418 （307）（H30.8月現在）
⑦	入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	452 （80）（H30.8月現在）
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	訪問看護ステーション541（H30.4月） うち小児対応可能数187（H29看護ケア情報調査結果）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	46.0%（258か所）（うち1か所） （H30.6月現在）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特別支援学校17校206人、小・中学校9校9人（H29.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特別支援学校16校44人、小・中学校0人（H29.5.1）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特別支援学校7人、小・中学校0人（H29.5.1）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

○現在実施している取組

在宅重症心身障がい児者に対する医療的ケア体制整備：障がい福祉課

1. 事業目的

在宅で医療的ケアが必要な障がい児及び重症心身障がい児者を日常的に介護する家族の負担軽減を図る。

2. 事業概要

(1) 医療的ケア児者実態調査 (H30)

医療的ケア児者の地域生活を支える仕組みの検討と災害等緊急時の安全確保のための調査を実施

(2) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 (H29～)

在宅の医療的ケア児等に関する専門的知識や関係機関との連携等の研修（相談支援員、医療機関の職員等が対象）

(3) 医療的ケア児等の受入れの実地研修 (H26～)

重症心身障がい児入所施設での実地研修（老健施設及び医療機関の職員が対象）

(4) 医療型短期入所事業所の増床に対する補助 (H29～)

医療型短期入所専用床の増床に係る医療機器等の整備費用の一部を補助

(5) 介護職員に対する喀たん吸引等研修 (H26～)

喀たん吸引等研修（第3号）の実施

(6) レスパイトケア体験型説明会 (H28～)

老健施設及び医療機関を活用した重症心身障がい児者の医療型短期入所サービスの説明

(7) 医療型短期入所利用体験事業 (H28～)

医療型短期入所利用体験が可能な老健施設において、利用対象者に必要な医療型短期入所サービスを提供

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業：がん感染症疾病対策課

小児慢性特定疾病児童等に対しては、患児や家族の不安や悩みを軽減し、生活の質の向上を図るために、相談支援や地域関係者への研修等を実施している。

《保健福祉（環境）事務所》

- 慢性疾病児童等に対する療育相談
家庭看護、食事・栄養指導、精神的支援、福祉制度の紹介等
- 小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング
患児を抱える保護者の相談会、交流会等
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付
患児への日常生活用具の給付（市町村への補助）

《小児慢性特定疾病自立支援員》 —福岡県難病相談支援センターに配置—

- 各種相談
療養・日常生活、進学・就労相談、患児家族交流会の紹介等
関係機関との連絡調整を行いながら自立に向けて支援
- 地域関係者への啓発や情報提供
学校の養護教諭、保育実施従事者等に対する研修会の実施等

連携

【福岡県難病相談・支援センター】

～ 小児から成人期までの切れ目ない支援 ～

難病相談支援員

小慢自立支援員

難病医療コーディネーター



福岡県と福岡市の
自立支援員2
名で対応

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業：がん感染症疾病対策課

家族の休養等のため、医療機関において、患児を一時的に預かっていただくことで、小児慢性特定疾病児童等とその家族が安心して地域で療養生活を送ることができるよう支援する。

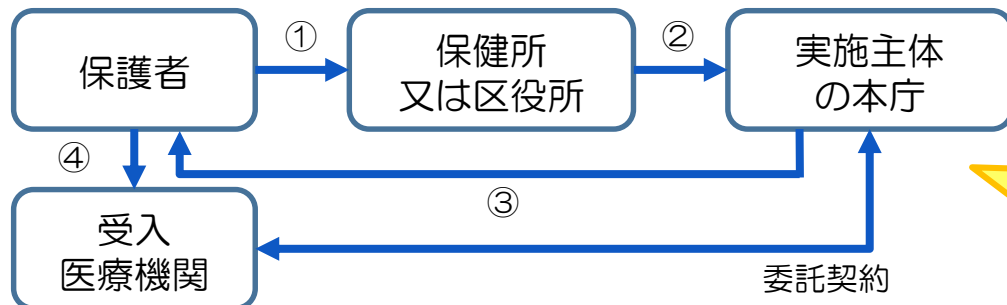
対象者：小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方。

- (1) 福岡県に住所を有する児童等
- (2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等または、
医療受給者証において重症患者認定を受け次のいずれかの状態にある児童等
 - ア 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している
 - イ 気管切開を行っている
 - ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している（概ね1日に8回以上）
- (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校事業等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等。

実施主体：福岡県、北九州市、福岡市、久留米市

利用日数：実施主体が承認した期間内に、患児1人につき年間14日間

利用者負担：原則、本事業の利用に関する費用は無料。ただし、保険診療が発生した場合の医療保険の自己負担額分や医療機関までの移送費用や保険適用外の費用（差額ベット代等）等については自己負担あり。

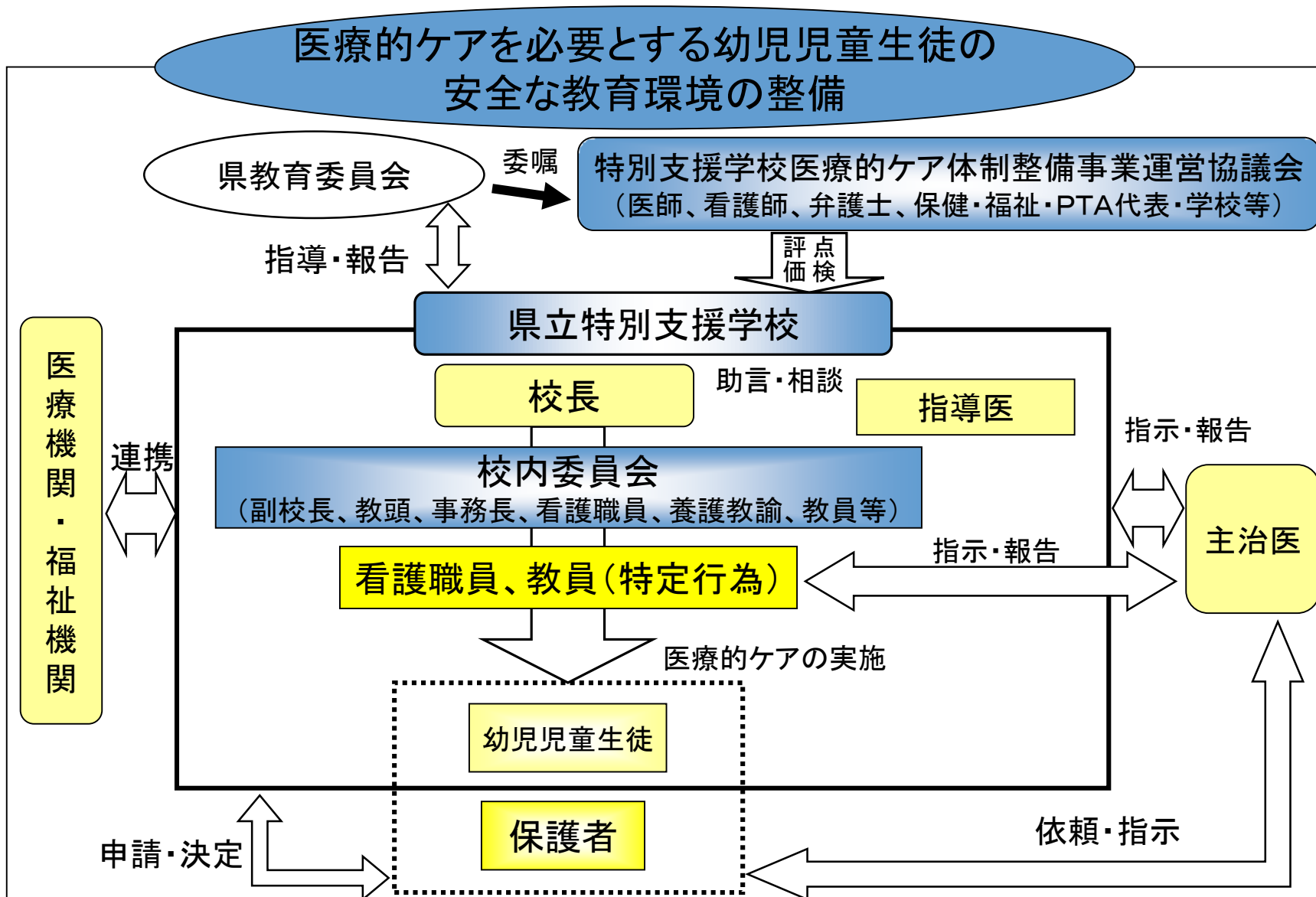


- 保護者は予め保健所等に登録の申請を行い、実施主体から登録の承認を受ける。（①～③）
 - 保護者は、一時入院を希望する場合、直接かかりつけの受入医療機関に相談する。（④）
- ※ かかりつけの受入医療機関での一時入院が困難な場合、必要に応じ、小児慢性特定疾病児童等自立支援員が医療機関との調整等の支援を行う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

福岡県特別支援学校医療的ケア体制整備事業：福岡県教育委員会



2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

福岡県小児等在宅医療推進事業(平成26年度より開始):高齢者地域包括ケア推進課

【目的】 NICU(新生児集中治療管理室)で長期の療養を要した小児をはじめとする在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

地域	医療機関	開始時期
福岡地区	国立大学法人九州大学 九州大学病院	H26.7～
	学校法人福岡大学 福岡大学病院	H27.1～
	地方独立行政法人福岡市立病院機構 福岡市立こども病院	H27.1～
筑後地区	社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	H27.1～
筑豊地区	株式会社麻生 飯塚病院	H27.1～
北九州地区	社会福祉法人北九州市福祉事業団 北九州市立総合療育センター	H26.7～

事業概要

(1) 小児等医療提供ネットワーク構築

小児等の在宅医療に関する研修の実施等により、受け入れが可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大を図る。

(医師・看護師向け研修の開催、同行訪問の実施、在宅支援マニュアルの改訂等)

(2) 医療・福祉・教育との連携

地域の福祉・教育・行政関係者に対する研修会や意見交換会の実施等により、医療と福祉等の連携の促進を図る。

(多職種研修会・意見交換会・症例検討会の開催、自立支援協議会への参画等)

(3) 課題の抽出と検討

地域での小児等の在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策について検討する。

(家族へのヒアリング、レスパイトの現況把握等)

(4) 資源の把握と周知 (医療資源調査)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡県

○今後実施を予定または検討している取組

小児等医療提供体制の拡充に向けて、関係団体・関係機関と協議の場を検討している。

医療的ケア児者実態調査の結果に基づく対策を検討している。

佐賀県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	2次保健医療圏域
②	人口【平成30年4月1日現在 推計人口】	818,865
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	佐賀県医療的ケア児支援連絡協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 【平成30年9月1日現在】	30
⑤	医療型短期入所事業所数【平成30年9月1日現在】	7
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 医務課	未把握 (H29.7.1現在)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数 医務課	未把握
⑧	訪問看護事業所数 こども家庭課 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数) 【平成30年8月1日現在】	73か所 小慢指定訪問看護33か所
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） こども未来課 (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	58% (112か所) (3施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 【平成29年5月1日現在】 ※施設病院等の入所入院及び訪問教育対象者を除く	41人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 【平成29年5月1日現在】	21人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数 【平成29年5月1日現在】 ※施設病院等の入所入院及び訪問教育対象者を除く	6人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

○現在実施している取組

(1) 保健担当（男女参画・こども局 こども家庭課）

- ・ 各保健福祉事務所において、小児慢性特定疾病児童等の相談支援や交流会を実施
- ・ 平成27年度から小児慢性特定疾病児童等自立支援員を配置し、相談支援や関係機関との連絡調整を実施
- ・ 平成27年度から慢性疾病児童地域支援連絡会を開催。関係機関との情報交換や課題の検討を実施
- ・ 平成29年度から小児慢性特定疾病児童等レスパイト訪問看護事業を実施

(2) 在宅医療担当（健康福祉部 医務課）

- ・ 佐賀県看護協会に委託している訪問看護サポートセンター事業では、医療的ケアが必要な小児から高齢者まで対応できる訪問看護師の資質向上を目的に、研修や相談事業等を実施している。
- ・ 熱や予防接種などの軽微な処置対応について、近隣の医療機関等でも診療が受けられるように、大学病院小児科医師が患者住居周辺の医療機関や小児地域医療センターと調整を行い、患者に応じた対処の指導を行う事業を実施（今年度新規）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

○現在実施している取組

(3) 障害福祉担当（健康福祉部 障害福祉課）

- ・ 平成11年度から児童発達支援センターにおいて、訪問・外来による療育支援や支援者への技術指導を実施（障害児等療育支援事業）
- ・ 平成25年度から福祉型短期入所及び日中一時支援事業所の医療的ケアが必要な障害児者の受け入れに助成し、家族のレスパイト支援を実施
- ・ 平成29年度から医療型短期入所事業所等が行う①医療的ケアが必要な障害児等の受入体制整備、②送迎支援、③人工呼吸器等の設備整備に対して補助を実施
- ・ 平成30年2月1日 佐賀県医療的ケア児等支援連絡協議会発足
- ・ 平成30年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施

(4) 保育担当（男女参画・こども局 こども未来課）

- ・ 現段階で取組なし

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

○現在実施している取組

(5) 教育担当（教育庁教育振興課特別支援教育室）

- ・ 本県教育委員会は、「医療的ケア支援事業」を平成15年12月に創設し、看護師を非常勤職員として特別支援学校に配置すること等により、校内における医療的ケアに関する体制を整備し、付添い等の保護者の負担軽減及び児童生徒の学習の機会の安定・確保を図ることとしている。

○ 特別支援学校における医療的ケア支援事業

① 特別支援学校における医療的ケア実施の看護師の配置

医療的ケアを必要とする児童生徒数に応じて県立特別支援学校に看護師を配置する。

※ 平成30年度教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)も活用

② 特別支援学校における医療的ケア支援体制の整備

看護師の研修(主治医による指導等)、指導医による看護師の訪問指導、校内医療的ケア委員会、校内医療的ケア研修会、教職員研修等に係る経費を予算化している。

※ 各関係者の役割については、今後、協議の場で検討していく予定

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

佐賀県

○今後実施を予定または検討している取組

時期	実施内容	担当課
H30.2.1	第1回 佐賀県医療的ケア児等支援連絡協議会	障害福祉課
H30.8.21～22 H30.8.27～28	平成30年度佐賀県医療的ケア児等コーディネーター養成研修	障害福祉課
H31.3(予定)	第2回 佐賀県医療的ケア児等支援連絡協議会	障害福祉課

長崎県

どのデータが、いつの時点のデータ
か分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	障害保健福祉圏域
②	人口	1,340,968 (H30.8.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	40名 (H30.3.31)
⑤	医療型短期入所事業所数	5(H30.8.1)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	8箇所(42) (H30.8.1)
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	98箇所(20) (H29.7.1)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	215(4) (H30.4.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	84名(特支) 7名(小中) (H29.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	13名(特支) 4名(小中) (H29.5.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0名 (H29.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

長崎県

○現在実施している取組

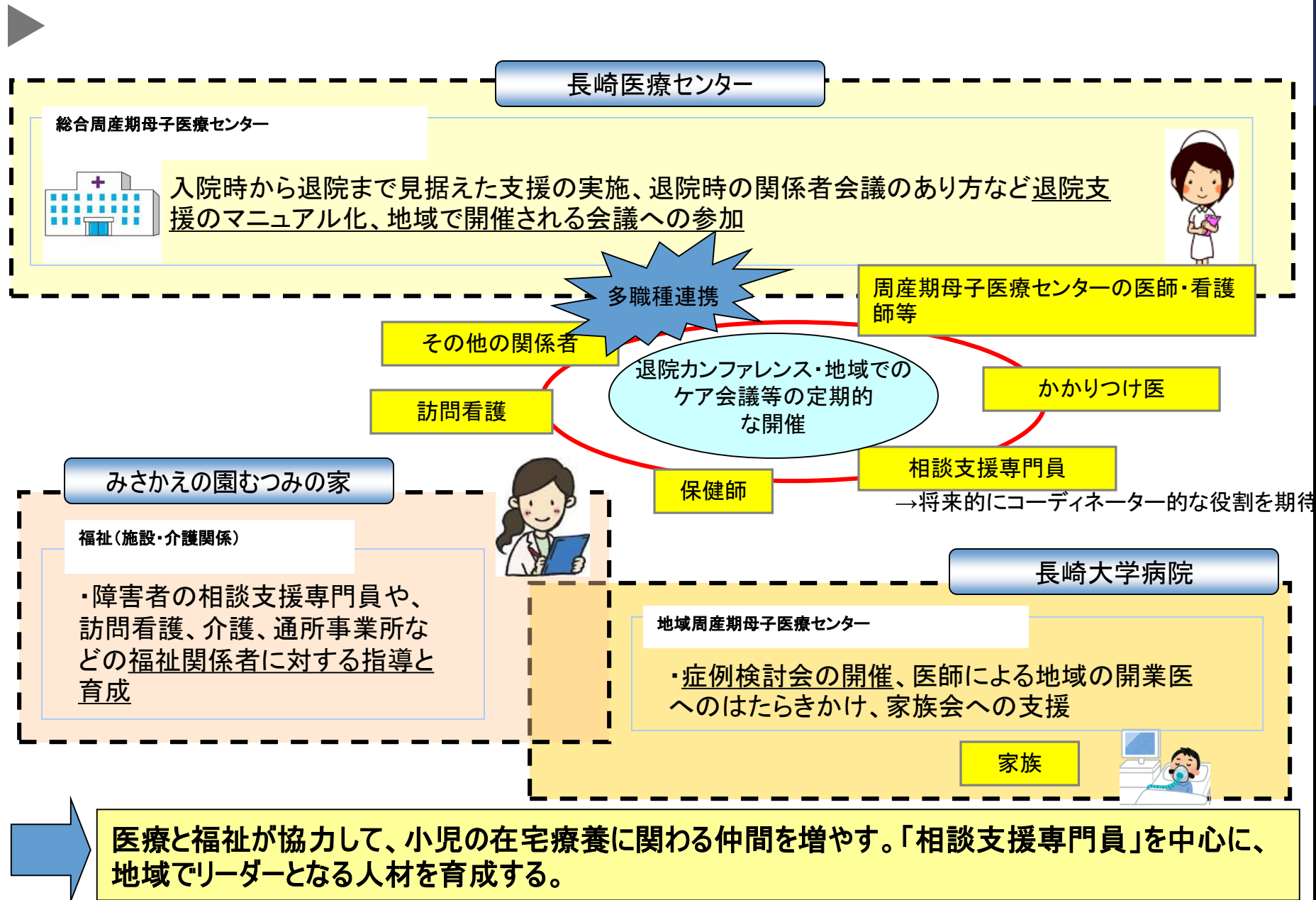
- 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業(担当:障害福祉課)
コーディネーターの育成及び協議の場設置の促進等を含めた、各地域のチーム体制づくり
- 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業(担当:医療政策課)
小児の在宅医療に関わる看護師を養成するための研修を実施
- 障害のある子どもの医療サポート事業(担当:特別支援教育課)
医療的ケア児が在籍する特別支援学校に看護師を配置(通年)、喀痰吸引等研修(3号)研修の実施(5月)、医療的ケア実施運営協議会の開催(10月)

○今後実施を予定または検討している取組

- 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業(担当:障害福祉課)
コーディネーターの育成及び協議の場の円滑な運営等、各地域のチーム体制づくり
- 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業(担当:医療政策課)
小児の在宅医療に関わる看護師を養成するための研修を実施
- 障害のある子どもの医療サポート事業(担当:特別支援教育課)
医療的ケア児が在籍する特別支援学校に看護師を配置(通年)、喀痰吸引等研修(3号)研修の実施(5月)、医療的ケア実施運営協議会の開催(10月)

H27～ 医療的ケアが必要な在宅小児等への支援事業

長崎県



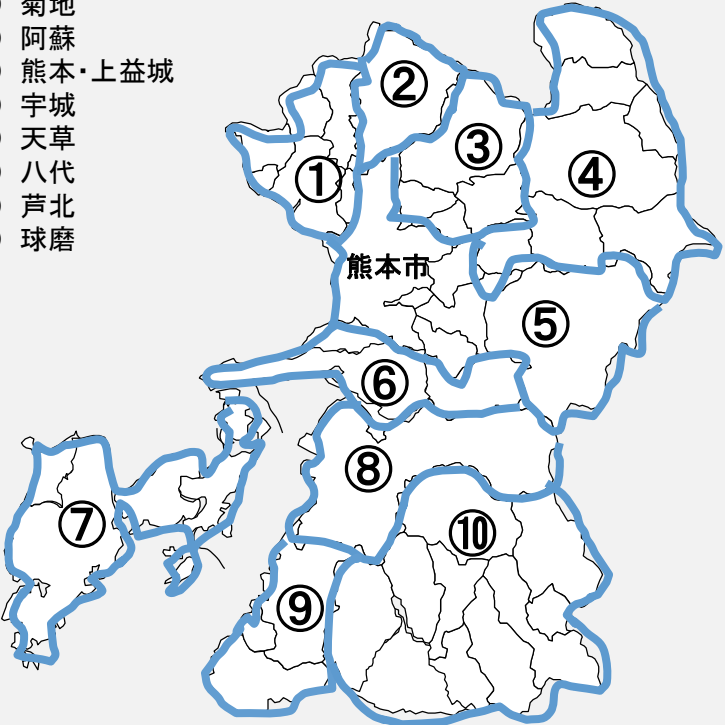
熊 本 県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

熊本県の二次保健医療圏域

- ① 有明
- ② 鹿本
- ③ 菊地
- ④ 阿蘇
- ⑤ 熊本・上益城
- ⑥ 宇城
- ⑦ 天草
- ⑧ 八代
- ⑨ 芦北
- ⑩ 球磨



各二次保健医療圏域(10圏域)毎に協議の場の設置を検討している。
※熊本・上益城圏域は熊本市を除く

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	10圏域（二次保健医療圏域：H30.9.1現在）
②	人口	1,765,518人 年少人口237,600人 (H29.10.1現在)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	名称：熊本県医療的ケア児等支援検討協議会 事業名：医療的ケア児等支援事業
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人(H30.9.1現在)
⑤	医療型短期入所事業所数	13事業所(H30.9.1現在)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	14カ所(H28.8.1現在)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	7カ所(H29.8.1現在)
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	190カ所(63カ所) (H30.1.1現在)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	約6.0%（25カ所） (H28.6.1現在)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	146人 (H29.5.1現在)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	42人 (H29.5.1現在)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	13人 (H29.5.1現在)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本県

○現在実施している取組

●地域療育総合推進事業(H17～:障がい者支援課)

在宅障がい児に地域で適切な療育サービスを提供できる体制充実を目的に、地域療育ネットワークの構成、地域療育センター運営、在宅児童・家庭への直接支援及び地域療育拠点施設等の支援充実等を実施。

●重度障がい者居宅生活支援事業(H27～:障がい者支援課)

重度訪問介護に対応できる介護従事者の育成を図るため、研修を実施。医療的ケアが必要な重度の障害児・者を受け入れる事業に対し、利用者の受入れに必要となる自動車等の備品購入費用の一部を助成。

●熊本県小児在宅医療支援センター運営事業(H28～:医療政策課)

熊本大学医学部附属病院内に設置された「小児在宅医療支援センター」にて、小児在宅医療に関する保護者や医療関係者に対する相談対応や、医師や看護師を対象とした人工呼吸器の取扱い等に関する講習会、地域の中核病院小児科への支援等を実施。県は運営費を助成。

●小児訪問看護ステーション機能強化事業(H28～:医療政策課)

NPO法人NEXTEPに「小児訪問看護ステーション相談支援センター」を委託し、小児を対象とした訪問看護ステーションの新規参入や継続に不安を抱く事業者に対する相談窓口の運営、技術的支援を担う小児在宅支援コーディネーターの配置、小児訪問看護に関する研修等を実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本県

○現在実施している取組

●特別支援教育経費補助事業：幼稚園（S59～：子ども未来課）

障がい児を受け入れて特別支援教育を行っている幼稚園等に、専任教職員給与をはじめとする特別支援教育に必要な経常的経費について補助を行う。

●障がい児受入促進事業：保育所（H2～：子ども未来課）

既存の保育所等が障がい児を受け入れるために必要な改修等の経費について補助を行う。

●小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（H27～：子ども未来課）

小児慢性特定疾病児童及び家族に対して、適切な療養の確保、必要な情報提供を行うことで、健康の保持及び自立支援の促進を図ることを目的としている。相談支援業務に関しては、各保健所及び委託をしているNPO法人NEXTEPにおいて、対象者からの相談対応や交流会の開催等を行っている。

●ほほえみスクールライフ支援事業（H14～：特別支援教育課）

学校生活を送るに当たり、医療的ケア（喀痰吸引や経管栄養等）の必要な児童生徒が、安全で安心して学べる学習環境を整備するとともに、保護者の負担軽減を図ることを目的とし、熊本県立特別支援学校に医療機関から看護師を配置して、医療的ケアを実施する事業

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本県

○今後実施を予定または検討している取組

●医療的ケア児等支援事業(【新規】H30～:障がい者支援課)

- 1 医療的ケア児支援に関する保健、医療、福祉及び教育の連携を推進するために各分野の関係機関による協議の場(熊本県医療的ケア児等支援検討協議会)を開催。
- 2 医療的ケア児等を支援する支援者や、それらを結びつけるコーディネーターを養成する。

●小児在宅医療に関する関係者(小児在宅医療支援センター、NEXTEP、小児医療機関、在宅クリニック等)の意見交換会の開催(H30～:医療政策課)

大分県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（H30.4.1現在）	6圏域
②	人口（H29.10.1現在）	1,143,305人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	自立支援協議会を活用予定（H30）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.4.1現在）	1事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数（H30.4.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	110事業所 （46事業所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（H29.4.1現在） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	74か所 ※非常勤含む（7か所） ※ケアの内容により対応可否が異なる
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1現在）	93名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H29.5.1現在）	25名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1現在）	4名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

大分県

○現在実施している取組

○ 小児在宅医療連携体制整備事業（医療政策課）別添 1

概要：中津市立中津市民病院小児科に運営事務局を設置し、在宅訪問診療の実地研修や事例検討研修を行うとともに、小児科施設、重心児施設、訪問看護等で構成する連絡会を設置し、大分県下の小児患者・成人期移行患者の在宅医療提供体制を整備する。

○ 重症心身障がい児者在宅支援推進事業（障害福祉課）別添 2

概要：重症心身障がい児者とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活実現のため、圏域ごとにモデル市町村を選定し、市町村自立支援協議会を中心とした地域の主体的な問題解決ができるよう、事業所等を対象にした研修会の実施等によりの理解の促進や支援の定着を図るとともに、その実績や成果を全市町村に波及させる。

○ 大分県教育庁における医療的ケアに関する取組（特別支援教育課）別添 3

概要：特別支援学校において医療的ケアが必要な児童生徒への支援を適切に実施するため、学校と福祉、医療機関等の相互連携及び医療機関と連携した医療的バックアップ体制の構築を的確に進め、医療的ケアの実施体制の整備を図り、障がいのある児童生徒が自立し、社会参加する基盤の形成に資する。

○今後実施を予定または検討している取組

○ 医療的ケア児を支援するための協議の場の設置 （30年度中）

既存の自立支援協議会を活用し設置予定

○ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施（31年度以降）

中津市立中津市民病院小児科に運営事務局を設置し、関係機関との連携の下、大分県下の小児患者・成人期移行患者の在宅医療提供体制を整備する。

【実施主体】 中津市立中津市民病院（大分県医療介護従事者養成・在宅医療体制構築事業費補助金）

これまでの取組

【小児在宅医療推進システム構築事業（H27～H29年度）】

- ◆小児在宅医療実技講習会（年2回）
- ◆医療資源・ニーズ調査
- ◆小児在宅医療連絡会（年2回）

見えた課題

- ・県内の医療的ケア児は1学年10～20人と推計。
- ・レスパイト入院可能医療機関、療育施設・事業所ともに少なく、引き続き、医師・看護師等の技能習得による人材育成が必要。
- ・18歳以上患者の多くが引き続き小児科で診ている実態がある。成人科へのスムーズな移行のため、在宅医の理解促進が必要。
- ・実技講習会参加後、小児在宅医療に関心を示す小児科医や在宅医が少しずつ増加。一方、「福祉サービスの知識」、「重症心身障害児者医療の知識」、「診療報酬等の知識」の不足や「急変時の対応」等に不安を抱えている。
- ・看取りを中心とした成人と異なり、小児は成長発達に応じた、長期的・継続的なケアを行う。小児科以外の医師を含めた医療・保健・福祉・教育の多職種における連携が必要。

・技術の習得から実践へ
・多職種連携の強化

今後の取組

●小児在宅医療実地研修

〔対 象〕 医師、看護師

〔内 容〕 小児在宅訪問診療を行う医師に同行し現場での対応手法を学ぶ

●小児在宅コーディネート研修

〔対 象〕 医療関係者、福祉関係者、学校関係者等

〔内 容〕 講義・事例検討

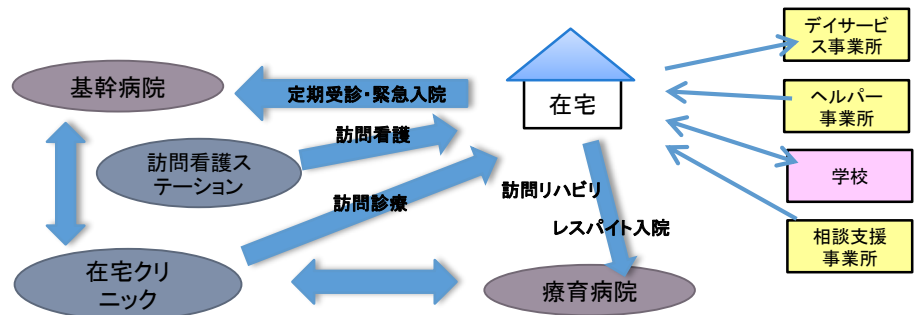
●小児在宅医療連絡会

〔構成員〕 NICU・小児科施設、重症心身障害児施設、訪問看護、行政

〔内 容〕 小児在宅医療へのスムーズな移行、急変時の対応等、入院受入体制整備に係る検討

●支援学校巡回

医師が支援学校を巡回し、在宅医療を受けている児の教育環境について医学的アドバイスを行う



現 状

○重度の知的障害（精神発達遅滞）及び重度の肢体不自由が重複している状態を表す障がい名 ※知的A1級（IQ35以下）+身体1～2級（重度）

○大島分類1～4（右図色つき部分）が該当 ※1968年「都立府中療育センター」の入所基準として当時のセンター長の大島一良氏が作成

(IQ)

21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20

走れる 歩ける 歩行障害 座れる 寝たきり
(運動機能)

○県内状況

・重度心身障がい児者数：624人 → うち在宅320人 ※福祉サービス利用実人数15,101人（H29.5）に対して約2.1%

○家族の声

・介護負担が大きい、医療的ケア（経管栄養等）ができる事業所が少ない、どのようなサービスがあるのか不明 等

○サービス提供事業所の声

・重症児者の支援経験がない、医療面のケアを考えると受入れが不安、個別的で専門性が高く対応が困難 等

市町村における取組や体制の強化に向けた支援が必要

⇒圏域ごとにモデル市町村を選定し事業を実施

I 市町村自立支援協議会

（保健医療、障害者団体、相談支援事業所、サービス提供事業所、市町村等の連携の場）

協議会に西別府病院の医師、看護師、ソーシャルワーカー等を派遣
（各市3～6回（隔月）程度）

→医療的視点等をもって

- ・重症児者の支援体制の助言（受入れ事業所の拡充 等）
- ・サービス等利用計画の助言（検証）

II サービス提供事業所

（重症児者の支援に携わる事業所・人材の育成）

市町村自立支援協議会からの働きかけや、西別府病院による出前研修や受入れ研修を通じて

- ・医療的ケア（経管栄養 等）に対応できる事業所・人材の育成
- ・医療機関・老健等での空床型短期入所の確保

III 相談支援事業所

※相談支援専門員（「ケアマネジャー」）のスキルアップ

重症児者の特性を踏まえた、適切なサービス等利用計画を策定できるよう、計画更新時の家庭訪問に同行し実地指導

■実地指導 参加メンバー

西別府病院：看護師、ソーシャルワーカー
相談支援事業所：相談支援専門員
市町村：保健師、サービス給付決定担当者 等

自立支援協議会を中心とした地域の主体的な課題解決
（重症児者に対応できる事業所の増加など重症児者とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活の実現）

各圏域の状況

	重症児者数 (在宅)	重度 訪問 介護	生活 介護	短期 入所	事業所数 相談支援	
					(者)	(児)
東部	67	61	16	19	38	35
中部	155	120	40	43	51	32
南部	19	20	7	2	10	7
豊肥	13	16	8	9	13	9
西部	22	27	7	5	9	7
北部	44	29	15	9	18	15
計	320	273	93	87	139	105

取 組

■H28年度

- ・3つの圏域でモデル事業を実施
豊肥（竹田）、西部（日田）、東部（別府）

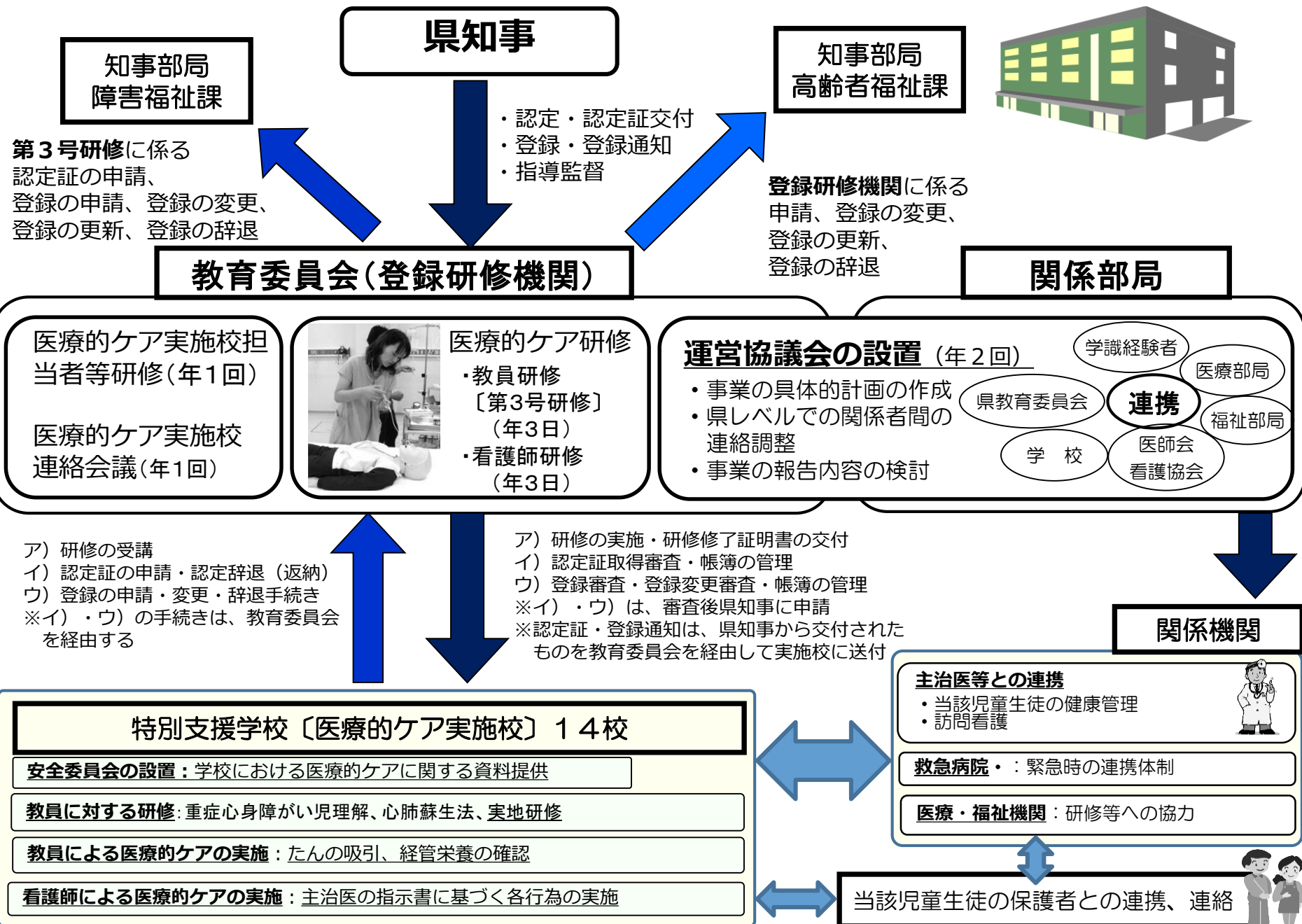
■H29年度

- ・H28実施圏域での事業実績を踏まえ、他の圏域で事業を継続実施
西部（宇佐）、南部（佐伯）、中部（大分）
- ・H28の3市は自主的に事業を継続（県によるフォローアップ）

■H30年度

- ・モデル市町村での事業実績・成果に基づき、支援者向けの事例集を策定
- ・研修会等の開催により、本事業の内容を全市町村へ横展開

「西別府病院」の専門性を活用 ↓ 地域に出向いて支援
（西別府病院・重心・筋ジス病棟を併設した県内唯一の施設）



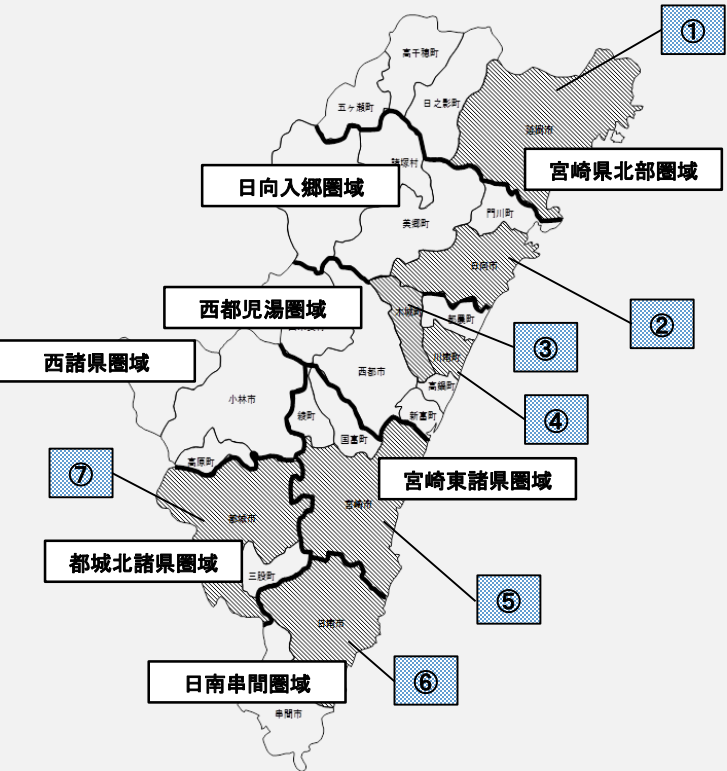
宮崎県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

どのデータが、いつの時点のデータか分かるように記載願います。

障がい保健福祉圏域における重症心身障がい児（者）等を対象とした障害福祉サービス事業所等の分布状況



- ①児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）
- ②児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）
- ③児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）
- ④医療型障害児入所、療養介護、児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）、医療型短期入所
- ⑤医療型障害児入所、医療型児童発達支援、生活介護、医療型短期入所、日中一時支援
- ⑥医療型障害児入所、療養介護、医療型短期入所
- ⑦児童発達支援（重心）、放課後等デイサービス（重心）

①	圏域数（H30.8.1時点の障害保健福祉圏域）	7圏域
②	人口（H30.8.1 時点推計値）	1,080,279人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	0件
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （H30.8.31時点）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.8.31時点）	4事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数 ※在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院・在宅時医学総合 管理料及び施設入居時等医学総合管理料の医療機関のうち、 小児科のある医療機関のみ記載（H30.9.1現在）	33施設
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数（H30.9.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	117施設 （58施設）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（H30.4.1時点） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	36.5% （18施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケ ア児数（H30.5.1 現在）	50人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配 置数（H30.5.1 現在）	25人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸 器を使用している通学生数（H30.5.1 現在）	3人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

宮城県

○現在実施している取組

○重症心身障がい児（者）医療体制構築事業（施設・設備整備費補助金）【H29年度～】

【事業概要】医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）を対象とした短期入所等の新たな実施あるいは受入人員の拡大及び受入機能の充実を目指す医療機関等に対し、医療機器等の購入や施設・設備の整備に要する費用の一部を補助

【実施主体】医療機関、障害福祉サービス事業所等

【補助率】2分の1以内

【基準額】医療型短期入所事業所：（新設）9,000千円（拡充）4,500千円
福祉型短期入所・日中一時支援・生活介護事業所：（新設）6,000千円（拡充）3,000千円

○重症心身障がい児（者）医療・療育研修拠点構築事業【H29年度～】

【事業概要】県内の重症心身障がい児（者）医療・療育体制の充実を図るため、重症心身障がい児（者）支援の中核的な医療機関を研修拠点施設として位置付け、地域の医療関係や障がい福祉サービス事業所の医師・看護師等の支援力向上のための研修等を実施。

【実施主体】重症心身障がい児（者）を主たる対象とする県内の医療機関（2病院）

○重症心身障がい児（者）医療サービス高度化支援事業【H29年度～】

【事業概要】県内の重症心身障がい児（者）医療・療育サービスの向上のため、重症心身障がい児（者）支援の中核的な医療機関において専門研究や医療・看護師等の人材育成等を実施。

【実施主体】重症心身障がい児（者）を主たる対象とする県内の医療機関（2病院）

○重症心身障がい児（者）支援小児科医師研究研修事業費補助金【H29年度～】

医療的ケア児を含む重症心身障がい児（者）の支援に携わる小児科医師の育成を目的として、県内で重心児の診療に携わる医師および後進の育成・指導に携わる医師の研修、研究等の支援を実施する機関に対し補助

○県立こども療育センター機能強化事業【H29年度～】

県立こども療育センターに医療的ケア児の支援に関する連絡・調整機能を持たせるため、医療的ケア児支援に関するコーディネーターを配置するとともに、医療・保健・福祉・教育の各分野における関係機関との連携強化のための連絡協議会を設置し、県内の関係機関が緊密に連携した支援体制を構築。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

宮崎県

○現在実施している取組

○看護師研修会【年2回】

【目的】 特別支援学校が任用する医療的ケア看護師が一堂に会し、研究協議を行うことにより、円滑な業務の遂行及び実施上の課題の改善を図るとともに、対象児童生徒のニーズに応じた医療的ケアを実施するために必要な研修を行い、専門的知識・技能の向上を図る。

【実施主体】 教育委員会

【参加対象】 医療的ケアを実施する特別支援学校の看護師

○医療的ケア連絡協議会【年2回】

【目的】 医療的ケア実施校における実施体制を点検し、医療的ケアが円滑に行われるよう校内体制や研修の在り方等の検討を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図る。

【実施主体】 教育委員会

【参加者】 推進指導医、県看護協会の代表者、県福祉保健部（医療薬務課、障がい福祉課）の代表者、医療的ケア実施校の教員等、学校看護師の代表者、保護者の代表者

○医療的ケア業務連絡会【年1回】

【目的】 特別支援学校における医療的ケア実施要綱等について、各学校の医療的ケア業務担当者に周知を図るとともに、各校の医療的ケアが円滑に行われるよう連絡調整を行う。

【実施主体】 教育委員会

【参加者】 医療的ケア実施校業務担当者（養護教諭、保健主事、医療的ケア事務担当者等）

○特別支援学校医療的ケア実施教員等研修（法定研修）【年2回】

【実施主体】 教育委員会

【参加者】 特定認定行為業務従事者となる教員（認定は受けないが自己研修として研修に参加する教員等の参加も可能としている）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

宮城県

○現在実施している取組

○推進指導医等による校内研修及び個別研修

・校内研修

【目的】医療的ケアの実施内容等について推進指導医による研修を受講し、基本的知識の習得を図る。

【実施主体】医療的ケア実施校

【参加者】医療的ケア実施校の全ての教職員等

・推進指導医による個別研修

【目的】医療的ケア対象児童生徒の疾患の状態や医療的ケアの実施内容等について、推進指導医による研修を受講し、専門的な知識の習得を図る。

【実施主体】医療的ケア実施校

【参加者】管理職、保健主事、養護教諭、対象となる児童生徒の担任等、学校看護師

・学校看護師による個別研修

【目的】医療的ケア対象児童生徒の疾患や医療的ケアの実施内容等について、学校看護師による研修を受講し、専門的な知識の習得を図る。

【実施主体】医療的ケア実施校

【参加者】医療的ケアを受けている児童生徒の学級担任等

○文部科学省委託事業

平成29年度から、人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒がより一層安全で安心な学校生活を送るため、学校、医療、福祉等が連携して医療的ケア実施体制の在り方を検証し、高度な医療的ケアに対応できる実施体制の充実を図る。特別支援学校1校を研究指定校とし、医療的ケア運営協議会、医療的ケアガイドライン作成委員会等を実施している。

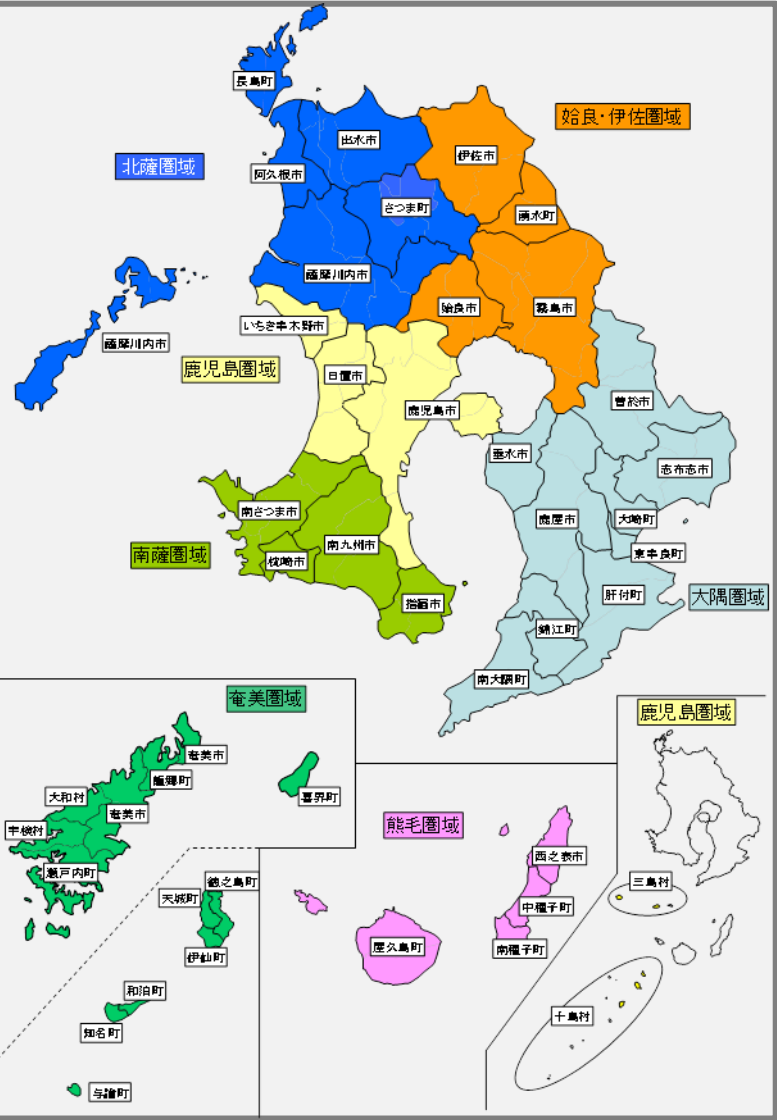
○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

慢性疾患にかかっていることで長期療養を必要とする長期療養児や発達等に遅れが見られる児童を対象に、保健所が療育相談、訪問指導、研修会等を実施し、児童の日常生活における健康の保持増進を図る。

鹿児島県

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	7 圏域
②	人口	1,614,926（H30.8月）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	小児在宅医療推進会議 （周産期医療対策事業）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数	3
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	101施設（H27.3月） ※小児患者への往診対応可
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	45施設（H28.9月） ※小児科を標榜する病院数
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	167箇所（H30.4月） （73施設（H29.7月））
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	29.4%【164/558】（H30.4月） ※看護師，准看護師，保健師を配置している保育所，保育所型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の割合 （12か所（H30.4月））
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	144人（特136 小7 中1） 特別支援学校についてはH30.5月 小・中学校についてはH29.11月
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	30人（特29 小1 中0） （H30.5月）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	1人（特1 小0 中0） （H30.5月）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

鹿児島県

○現在実施している取組

障害福祉関係

在宅重度心身障害児の家族支援事業(H27～)

○事業目的

在宅の重度心身障害児の介護に係る家族の負担軽減を図るため、訪問看護師等が家族に代わって介護を行うための経費の助成を行う。

○事業主体:市町村

○負担割合:県1/2, 市町村1/2

○事業内容

診療報酬の上限(1.5時間)を超えて在宅の重度心身障害児への介護を実施する訪問看護ステーション等に対し、市町村が補助を行う場合、その一部を助成する。

※ 重度心身障害児1名につき1日4時間、1年度24時間を限度とする。

保健関係

小児在宅医療地域連携支援事業(H29～)

○事業目的

在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族にとって、望ましい環境で安心して療養できる地域の支援体制づくりを推進するため、小児在宅医療体制の充実や地域の多施設・多職種の連携ネットワークの構築を図るとともに、在宅療養に必要な情報を提供する小児在宅療養支援ウェブサイトを活用する。

○事業主体:県

○事業内容

- ・小児在宅医療推進会議の開催(H26継続)
- ・2次医療圏の地域連携ネットワーク会議の開催
- ・小児在宅療養支援ウェブサイト「そよかぜ」の運用
- ・医療機関等の支援機関に対する研修会の開催

教育関係

○ 特別支援学校への特別支援学校看護師の配置(H30.4月～)

○ 特別支援学校医療的ケア実施体制整備事業

(事業内容)

- ・教員等によるたんの吸引等の研修会(特定の者対象)の実施(8月)
- ・特別支援学校看護師の専門性向上のための研修会の実施(7月)

○今後実施を予定または検討している取組

障害福祉関係

医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業(H30年度実施)

○事業目的

医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

○事業主体:県

○負担割合:国1/2, 県1/2

○事業内容

ア 医療的ケア児等支援者養成研修

医療的ケア児等に対する地域の障害児通所支援事業所, 保育所, 放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修を実施する。

イ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

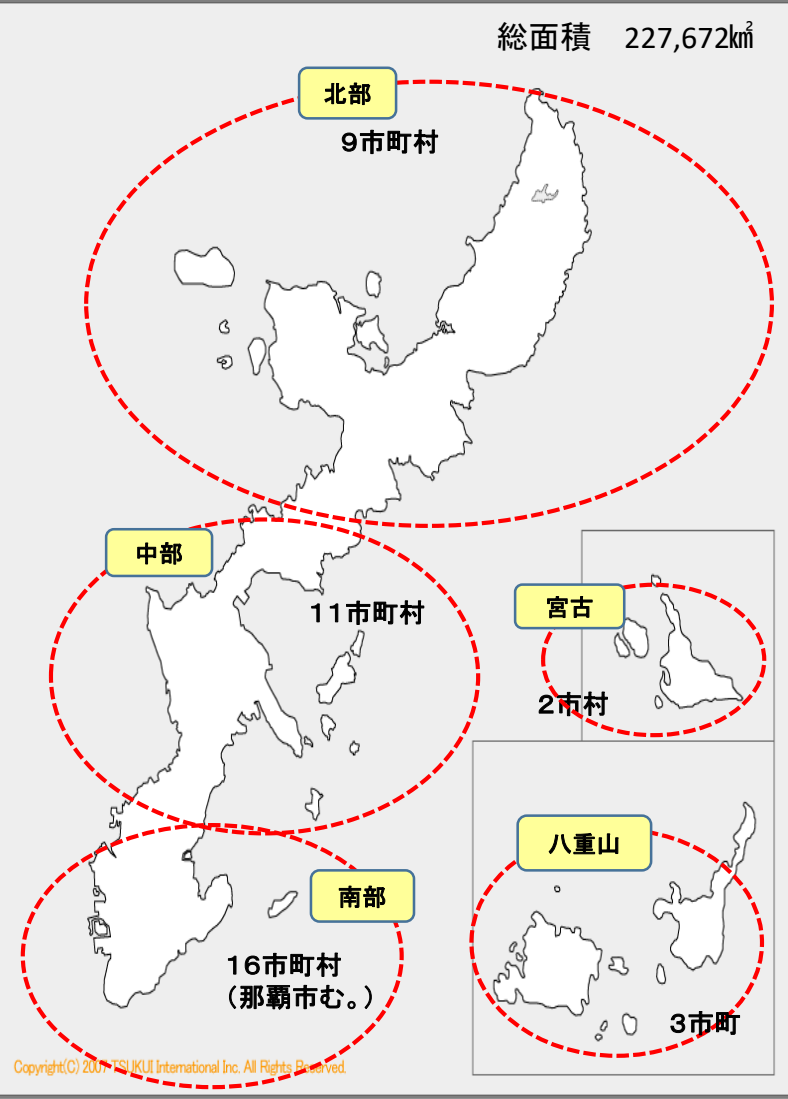
医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)を養成するための研修を実施する。

教育関係

○ 特別支援学校における医療的ケアに関する運営協議会の実施(H30.11月)

沖縄県

1. 沖縄県の基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）（H30.9月現在）	5 圏域
②	人口（H30.8.1現在）	1,446,594名
③	医療的ケア児支援のための協議の場（H30.9月現在） ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	自立支援協議会 （医療的ケア児 ワーキング）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数 （H30.9月現在）	0 名
⑤	医療型短期入所事業所数	5 事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	今年度調査予定
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	今年度調査予定
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	110箇所（51箇所）※中間集計
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H29.4.1現在）（うち医療的ケア児に対応できる 保育所数（H29受入実績））	27.7%（133箇所） （うち 5 箇所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1現在）	108名（通学生） 41名（訪問教育）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.3月現在）	小中校6名 特支校29名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H30.3月現在）	小中校1名 特支校7名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要①

沖縄県

①保健（地域保健課）

現在実施している取組

1. 「在宅療養を支える環境づくり事業」

- ◆目的：人工呼吸器を装着している小児が緊急時にも安心して在宅療養生活を継続できる環境の整備
- ◆実施内容：台風等の緊急時に備え、人工呼吸器を装置し在宅療養を送っている小児（小児慢性特定疾病受給児）に対し、福祉事業者が無償貸与する発電機等非常用電源等の購入費
- ◆事業期間：平成24年度～現在

2. 「小児慢性特定疾病自立支援事業」

- ◆目的：小児慢性特定疾病児等とその家族に、適切な療養の確保や必要な情報提供を行い、児童等の健康の保持増進と自立促進を図る。
- ◆実施内容：
 - ①ピアカウンセリング事業：小児慢性特定疾病児の親にするピアカウンセリングの実施
 - ②相談支援事業：福祉の措置が困難な在宅療養児に対して、専門医師を派遣して相談を行う。
 - ③療養生活支援事業：人工呼吸器を装置し在宅療養を送っている小児（小児慢性特定疾病受給児）の介護者の休養、兄弟の行事参加等の際に、医療保険適用外となる長時間利用分の訪問看護利用料の一部を負担する。

3. 「周産期保健医療協議会 在宅療育・療養環境整備部会」

- ◆目的：第7次沖縄県医療計画の周産期医療分野のうち、NICU等退院後の在宅療育・療養環境整備について素案作成。
また、計画推進に必要な多職種による連携体制の構築。
- ◆実施内容：会議の開催 3回予定

今後実施を予定または検討している取組

現在の取組を継続して実施する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要②

沖縄県

	②在宅医療（医療政策課）	③障害福祉（障害福祉課）
現在実施している取組	・平成29年度に第7次沖縄県医療計画を策定し、小児医療分野において、小児に対応する訪問看護ステーションの増加や小児に対応する在宅医療支援薬局数及び小児に対する訪問薬剤管理指導の実施薬局数の増加を目標に掲げている。	○医療的ケア児ワーキング（医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場）の設置 沖縄県障害児福祉計画（第1期）における「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」として、当該ワーキングを位置づけ。年2回程度開催予定。 （7月に第1回目開催済み）
今後実施を予定または検討している取組	・医療計画に記載している取組として、小児科医や訪問看護事業所に対する小児在宅医療に関する研修を予定している。	○医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業 医療的ケア児等が在宅で療養できるようレスパイトケアを実施できる事業所を確保するため、医療的ケア児等を新たに受入又は受入拡大を図る事業所が必要な医療機器等を購入した場合の経費に対し補助する。 ○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 ①医療的ケア児等コーディネーター養成研修 市町村の障害福祉計画において、配置を促進することとされている、医療的ケア児に対する関連分野間の支援を調整する「コーディネーター」の養成を図る。 ②医療的ケア児等支援者養成研修 医療的ケア児に障害福祉サービスを提供する事業所等の職員に対し、知識・技能の向上を図る。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要③

沖縄県

	④保育（子育て支援課）	⑤教育（県立学校教育課）
現在実施している取組	・平成29年度は、4市町村5か所で医療的ケア児の受入れを行っている。 - 受入れにあたって、保育士の加配等に係る経費については、保育の実施主体である市町村が一般財源により補助しており、実施内容は市町村によって異なっている。	「平成30年度 特別支援学校における医療的ケア体制整備事業」 ①県内特別支援学校9校に30名の看護師を配置。 ②特別支援学校における医療的ケアの総括的な管理体制を整えるため、教育、医療、福祉などの関係者からなる「医療的ケア運営委員会」を年間4回実施。 ③医療的ケアに係る校内研修会、県主催「看護師・養護教諭研修会」、「教頭・養護教諭研修会」の実施。 ④教員の医療的ケア実施に係る第3号研修、指導看護師養成研修の実施。 ⑤医療的ケアに係る指導医の活用 ・指導医の主な職務 「医療的ケア体制整備事業への指導助言」 巡回指導等 ⑥学校において必要な備品等の環境整備及び看護師向け損害賠償保険の加入 ⑦ヒヤリハットの集積、分析から具体的な場面を想定した事例集の作成、配布。 ⑧主治医、保護者に向けて「学校における医療的ケア」を周知するための取組。
今後実施を予定または検討している取組	・平成30年度は、現在受け入れている3市町村3か所での実施を予定している。	・特別支援学校における医療的ケア実施に関する検討会議中間まとめの内容を踏まえたガイドライン等の作成、周知 ・特別支援学校の医療的ケア実施に関する保護者用、医療関係者用リーフレットの作成と広報 ・特別支援学校における医療的ケア指導医の巡回指導の充実

札幌市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

 SAPPORO	①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	—
	②	人口（H30.8.1）	1,966,073人
	③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	札幌市医療的ケア児支援検討会
	④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
	⑤	医療型短期入所事業所数（H30.8.1）	8事業所
	⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数（H30.8.15）	把握していない。 【参考】市内の訪問診療を行う医療機関数544ヶ所（小児科を標榜している医療機関54か所）
	⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数（H30.8.15）	把握していない。 【参考】市内の病院数203か所（小児科を標榜している病院26か所）
	⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）（H30.8.1）	231か所（把握していない）
	⑨	看護師を配置している保育所の割合（数）（うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（H29.4.1）	11%（35園／309園）（把握していない）
	⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H29.5.1）	・特別支援学校40人 ・小学校13人 ・中学校1人
	⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.8.1）	・特別支援学校6人 ・小中学校0人
	⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H29.5.1）	・特別支援学校9人 ・小中学校0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

札幌市

○現在実施している取組

事業名	実施主体	事業概要
母子保健事業における医療的ケア児の把握等	市(保健所)	小児慢性特定疾病等の母子保健事業において医療的ケア児の状況を把握し、適切な支援に繋げる。(H29～)
重症心身障がい児者受入促進事業	市 (障がい福祉課)	医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受入れる児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等が看護師を配置した場合、その人件費の一部を補助する。(H24～)
重症心身障がい児者地域生活支援事業	市 (障がい福祉課)	医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を受入れる児童発達支援・放課後等児童デイサービス事業所等を新たに実施又は定員増を図る法人に対し、医療機器等を購入した場合に補助金を交付する。(H26～)

○今後実施を予定または検討している取組

未定(協議の場で検討する)

仙台市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

どのデータが、いつの時点のデータか分かるように記載願います。



①	圏域数	1
②	人口（H30.9.1現在）	1,088,593
③	医療的ケア児支援のための協議の場	11月設置予定 （仙台市医療的ケア児者地域支援連絡会）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修 修了者数	（H30.9.1現在本市実施 分なし）
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9.1現在）	4
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療 機関数	全数把握はしていない
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れ る病院数	全数把握はしていない
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応で きる訪問看護事業所数）（H30.8.1現在）	88（小児患者対応事業 所数は把握していない）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	公立2か所 私立1か所
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校におけ る医療的ケア児数	37
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校におけ る看護師配置数	34
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校におけ る人工呼吸器を使用している通学生数	2

2. 医療的ケア児支援のための取組概要_保育

仙台市

○現在実施している取組

平成21年度から、公立保育所にて受け入れを開始した。

医療的ケア児受け入れにあたっては、導尿と経管栄養を対象としており、看護師を配置している。平成30年8月1日現在、3か所4名が入所している。入所の適否については、仙台市障害児等保育事業実施要綱に基づき障害児等保育審議委員会にて、医療機関からの診断書をもとに判断する。

○今後実施を予定または検討している取組

- 今後は、公立保育所において医療的ケア児の保育需要に即応できるよう、一定の保育所への常態的な看護師の配置など、継続的かつ安定的な体制の確保に向け検討をすすめる。また、私立保育園においては、国の補助事業の活用により、受け入れ園の拡大に向けた検討を行う。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要_教育

仙台市

○現在実施している取組

要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業

仙台市教育委員会(特別支援教育課)

毎日の授業時間帯に医療的ケア(経管栄養, 痰の吸引, 導尿, 気管カニューレの管理等)を必要とする児童生徒が在籍する学校に看護師を配置し, 学校における学習及び校外学習や宿泊学習の支援を図る。

(平成9年度より看護師配置開始)

※ 病院で主治医から指示を受けることに加え, 必要に応じて巡回指導医が学校を訪問し, 看護師及び教員に対して指導助言を行っている。

※ 看護師及び教員に対して, 研修会等を実施している。

○今後実施を予定または検討している取組

- ・看護師が対応できる時間の延長についての検討
- ・看護師の報酬についての検討
- ・看護師の人員確保のための方法の検討
- ・医療的ケア会議の在り方の検討

2. 医療的ケア児支援のための取組概要_ 障害①

仙台市

○現在実施している取組

NO	取組年度	実施内容	実施主体	取り組みの概要
1	H19～(北部) H26～(南部) 通年実施	家族会支援	北部・南部発達相談支援センター	H29年度実績:(北部実施の会) 月1回程度の情報交換と年2回の行事(春休みと夏休みに子どもと家族が集まり1日活動をする)を行う。継続することで、家族の主体性が向上し会の運営も安定している。家族会のメンバーは、関係書籍への掲載や本市障害者施策推進協議会のヒアリングへの協力も行っている。児の年齢は未就学～成人までで登録家族は15名程度。行事の際には福祉系大学の学生ボランティアや関係成人施設の看護師等15名程度の参加も定着している。 H29年度実績:(南部実施の会) 月1回程度の情報交換実施。児の年齢は未就学～学齢までで参加家族は5～6名。職員は毎回1名参加。
2	H27～ 年1回実施	医療的ケア研修	北部発達相談支援センター	H29年度実績:非医療職による医療的ケア研修。25名参加し講義は1日、実技は2日間に分けて実施。吸引や胃ろう等について座学で学び、実技は吸引シミュレーターを使用して吸引を体験。 *実技は東北大学卒後研修センターにて実施(本研修は東北大学との共催)。
3	H27～ 通年実施	在宅支援 (コミュニケーション支援)	北部・南部発達相談支援センター	H30.9.現在:3名の医療的ケアを必要とする重症心身障害児を対象として、コミュニケーション機器の選定や操作方法等について当センター職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)が訪問。頻度は1回/月程度。
4	H14～ 通年実施	在宅支援(乳幼児)	北部・南部発達相談支援センター	H30.9.現在(南北合計):3名 所属のない在宅児への訪問支援。頻度は1回/2月～1回/3月。
5	H14～ 通年実施	施設支援(乳幼児)	北部・南部発達相談支援センター	H30.9.現在(南北合計):11か所の児童発達支援事業所、児童発達支援センターに対して月1回程度の訪問支援を実施している。
6	H21.8月～ 通年実施	短期入所事業所への補助金の交付	障害者支援課	H29実績:利用延日数170日 医療的ケアを必要とする障害児者が短期入所を利用できるように、福祉型短期入所事業者(1か所)に対して、24時間看護師を配備するため、看護師の人件費(3名分)を補助する。
7	H28.11.1～ 事業開始	医療型短期入所事業実施機関における病床確保業務	障害者支援課	医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が必要な時に短期入所事業を実施できるように、医療型短期入所事業を実施する医療機関(1か所)において、短期入所に病床を常時一床確保して短期入所を行う。病床確保に係る費用を、市が補償する。
8	H30.7～ 事業開始	医療的ケア等コーディネーター配置事業	障害者支援課	県と共同で、医療型短期入所事業所に「重症心身障害児者等医療型短期入所コーディネート業務」を委託。利用希望者への事業所の紹介、事業所職員を対象とした研修、担当者会議等を開催。
統計	H18～ 通年実施	重症心身障害児者(医療的ケア含む)統計	北部発達相談支援センター	H30.4.1現在(南北合計):110名 医療的ケアを必要とする重症心身障害児 94名 医療的ケアを必要とする障害児(重症心身障害児を除く) 16名 *統計は重症心身障害児者全体数、医療的ケアの有無、在宅・入所等の項目について推移や特徴を把握し、今後の施策に反映させていく目的で実施している。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要_ 障害②

仙台市

○今後実施を予定または検討している取組

時期	実施内容	担当課
毎月	家族支援・在宅支援・施設支援	発達相談支援センター
年1回	医療的ケア児者等地域支援連絡会	発達相談支援センター
年1回	医療的ケア研修	発達相談支援センター
随時	医療的ケア児者の利用できる短期入所事業所への補助金交付や空床確保業務、コーディネート業務委託	障害者支援課

さいたま市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



【さいたま市】
行政区：10区
西区、北区、大宮区、見沼区
中央区、桜区、浦和区、南区
緑区、岩槻区

①	圏域数 (医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等)	さいたま市全域
②	人口	1,299,192人(H30.8.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	地域自立支援協議会子ども部会 小児在宅医療推進委員会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	8名(H30.3.31)
⑤	医療型短期入所事業所数	6か所(H30.8.1)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	－
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	－
⑧	訪問看護事業所数 (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	24か所(H29.12末)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	27%(58所)(うち0所) (H30.4.1)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	38名(H30.5.1)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	11名(H30.5.1)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	2名(H30.5.1)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

さいたま市

○現在実施している取組

【障害福祉】

医療的ケア児を受け入れるレスパイト事業を実施。

【児童発達支援センター】

さいたま市総合療育センターひまわり学園の外来療育、通所療育において、医療的ケア児を含めた療育支援を実施している。（外来診療は、基礎疾患を治療する他医療機関が支援を行っている）

【地域医療】

看護師・行政職・医師・医療相談員・保育士・教育委員会教員等、医療的ケア児支援に関わる機関との小児在宅医療推進委員会勉強会を実施。

【就学前】

就学前の医療的ケアを必要とする児童の保育所での受け入れについては、日常生活において必要な医療的ケアの状況を確認したうえで、保育所と保護者で対応方法等を検討した結果を踏まえて判断している。（保育）

【就学後】

- ・特別支援学校への看護師配置（教育）
- ・特別支援学校の医療的ケアに関する指導医の委嘱（教育）
- ・特別支援学校の医療的ケア連絡協議会の開催（教育）

○今後実施を予定または検討している取組

- ・医療的ケア児支援に関する実態調査、課題の整理（地域自立支援協議会子ども部会）

千葉市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1 圏域
②	人口	977,515 人(30.8.1)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児等支援部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	市で実施していないため未把握
⑤	医療型短期入所事業所数	3事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	未把握（在宅療養支援診療所：63、在宅療養支援病院：9）
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	未把握
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	375 介護保険のみ （小児対応事業所は不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	93/275※民間含む （対応保育所数：不明）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	小9名、中1名、特別支援学校1名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	8名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉市

障害福祉関係取組

千葉市障害福祉サービス課

1 在宅重症心身障害児(者)の医療的ケア等に関する調査（平成25年5月）

在宅の重症心身障害児(者)の方及び介護をされているご家族の方の生活状況や医療的ケアの必要性について把握し、今後の施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施。

2 千葉市喀痰吸引等研修支援事業（平成26年度～）

ヘルパー等医療職以外の方が、喀痰吸引等の医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養)を行うために必要な喀痰吸引等研修のうち、第3号研修にかかる経費について、一部を助成。

3 重心短期入所空き状況を市のホームページに掲載（平成26年度～）

4 医療型短期入所開設に係る連続講座（平成26年11月～12月）

既存の病院を対象に、空きベッドを利用した空床型の医療型短期入所の開設を促進する講座を開講。

5 医療的ケア児等支援の協議の場を設置(平成30年7月)

千葉市地域自立支援協議会に医療的ケア児等支援部会(専門部会)を設置。現在開催に向け調整中。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

千葉市

スクールメディカルサポート事業実施要項

千葉市教育委員会

(平成28年度より開始)

1 趣 旨

小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行う看護師(以下「メディカルサポーター」という。)を派遣するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 メディカルサポーターの資格

看護師免許または准看護師免許を有する者とする。

3 メディカルサポーターの職務内容

関係者(主治医、学校医、保護者、メディカルサポーターを派遣される小学校の校長、教頭、学級担任、養護教諭、教育委員会等)が相互に連携、以下の医療的ケアのうち、教育委員会が認めた支援を行うものとする。

【呼吸機能障害へのケア】吸引(必要な吸引前の吸入を含む)、酸素療法

【摂食嚥下障害へのケア】経管栄養、胃ろう・腸ろう部の管理

【排泄機能障害へのケア】排尿介助

【糖尿病管理に係るケア】血糖測定、インスリン注射

【その他】教育委員会が、特に必要と認める医療的ケア

4 対象児童

医療的ケアによる支援の対象となる児童(以下「対象児童」という)は、小学校の通常学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童のうち、家庭事情により保護者の全面支援かつ児童の自己対応が難しい場合で、教育委員会がメディカルサポーターの支援が必要であると認めた者とする。

3. 医療的ケア児支援のための来年度のスケジュール

来年度の目標

- ・医療的ケアの必要な幼児児童生徒の現状の確実な把握と医療的ケアの実施状況の確認を行う。
- ・安全で確実な医療的ケアが実施できるよう方向性を検討・協議する。
- ・医療的ケアを実施する看護師の研修を位置づける。30年度実施済。

時期	実施内容	担当課
2019年6月	第1回医療的ケアに関する検討会議	教育委員会教育支援課
2019年10月	第2回医療的ケアに関する検討会議	教育委員会教育支援課
2020年2月	第3回医療的ケアに関する検討会議	教育委員会教育支援課

他未定

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

横浜市

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	県二次保健医療圏（横浜保健医療圏）
②	人口（平成30年1月1日現在）	3,733,084人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	平成30年度末設置予定
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	2人予定
⑤	医療型短期入所事業所数（平成30年4月1日現在）	12事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数（平成30年4月1日現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	872事業所 （98事業所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （平成30年4月1日現在、市立保育所の箇所数）	8か所 （8か所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（特別支援学校：平成30年4月1日現在、小・中学校：平成29年4月1日現在）	特別支援学校186人、小7人・中0人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成30年度）	特別支援学校14人、小・中学校0人（訪問看護ST）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成30年度）	特別支援学校6人、小・中学校0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

横浜市

○現在実施している取組

- ・横浜市多機能型拠点施設の設置（平成24年度～）
常時、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等について、往診・訪問看護等の訪問型サービスや、一時宿泊・滞在（短期入所、日中一時支援）、相談支援等を一体的に提供。
- ・市内保育所等における医療的ケア児の受入れ支援（平成24年度～）
民間保育所等で医療的ケア児を受入れる場合に、看護師の配置を求め、必要な経費を助成。
- ・メディカルショートシステム（平成24年度～）
常時、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者の在宅生活を支援するため、医療の必要に応じ協力医療機関で一時的な入院による受入。
- ・肢体不自由特別支援学校への看護師の配置（5校）（平成30年4月時点）
- ・小学校への訪問看護ステーションによる医療的ケアの実施（3校）（平成30年4月時点）
- ・小児在宅医療検討会（平成28年度～）※横浜市医師会の取組
障害のある小児を対象に現状や課題について共有し、今後の横浜市における小児の地域包括ケアの在り方について検討。
- ・横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター及び支援者の養成（平成30年度～）
本市独自の研修プログラムにより、医療・福祉・教育等に関する専門的・総合的な調整を行う看護師のコーディネーター及び地域で医療的ケア児・者等を支援する支援者を養成。

○今後実施を予定または検討している取組

- ・横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター支援拠点の設置（平成31年度～予定）
- ・文科省の「学校における医療的ケア実施体制構築事業」を受託し、肢体不自由特別支援学校における人工呼吸器を中心とした高度医療的ケアの受入体制の構築に向けた検証の実施
- ・新設の肢体不自由特別支援学校での通学における福祉タクシー導入の検証
（利用する児童生徒の状態像によっては看護師同乗も含めて検討）
- ・知的障害特別支援学校における医療的ケアの実施（検討段階）

川崎市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	—
②	人口	1,516,340 【H30.9.1】
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児連 絡調整会議 【H30.11 開催予 定】
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	5 【H30.9.1】
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	125 【H30.9.1】
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	74 【H30.9.1】
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	33園/30箇所（7 園） 【H30. 9.1】
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	20 【H30.9】
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	4 【H30.9】
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用し ている通学生数	0 【H30.9】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(1/5)

○現在実施している取組

【健康福祉局】

●短期入所（医療型）

保護者の疾病、事故、出産等の理由により、短期入所が必要な重症心身障害者に対し、短期間の介護等の支援を行う。24時間365日看護師の配置等が必要なことから、通常の入所施設や通所施設に併設の短期入所では実施が困難なため、常時看護師を配置している入所施設、重症心身障害児者施設及び病院での受け入れとなっている。（5箇所で実施）

●看護研修事業

看護師の確保として、神奈川県、横浜市、神奈川県看護協会と共同して、障害児施設等に勤務または勤務を目指す看護師を対象に、重症心身障害児者等に対する理解と看護ケアにおける専門的知識や技術の習得等を目的とした「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を平成26年度から実施している。（県看護協会に委託、川崎市枠10名）

●重度障害者訪問看護等支援サービス事業

在宅医療が必要な重症心身障害者に対して、週1回90分を限度に、訪問看護サービスを社会福祉協議会に委託して実施し、医療的管理の充実と家族介護の負担を軽減する。

（費用は、前年所得税課税世帯が1,198円（1割負担）、生活保護世帯：非課税世帯0円）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(2/5)

○現在実施している取組

【健康福祉局】

●生活介護における医療的ケアの提供

生活介護のサービスを提供する事業所における常勤体制での看護師の確保を支援するため、支援体制加算を実施している。

●医療型障害児入所施設・療養介護施設(ソレイユ川崎)における介護・医療等の提供

医療的ケアが必要な重症心身障害児者の日中活動の場を確保するとともに、日常生活動作、運動機能等訓練、指導等の療育を提供している。

●第2期通所事業所整備計画

特別支援学校等卒業生の受入先を確保するため、平成28年度から35年度を対象とした第2期通所事業所整備計画を平成27年度に策定しており、重症心身障害者の一定程度の受け入れも必要であることから、定員60名から80名程度の規模の事業所の場合には、看護師による一定程度の医療的ケア対応を方針としている。

○今後実施を予定または検討している取組

【健康福祉局】

・医療的ケア児連絡調整会議

平成30年11月に開催予定。会議内で医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施について検討する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(3/5)

○現在実施している取組

【教育委員会】

●平成29年度から市立田島支援学校に自立活動教諭特別免許状を付与した看護師を2名配置。看護師指導の下に認定特定行為業務従事者の認定を受けた教員が医療的ケアを実施している。また、学校で実施されている医療的ケアについて、具体的に指導・助言を行う立場の指導医を1名配置し、安全実施のため

の支援体制の充実を図っている。

●本年6月、平成24年度から開始した小中学校等における医療的ケア支援事業の目的を「保護者の負担軽減」から「医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援」に変更し事業の拡充を行った。これまで同様に、訪問看護ステーションの看護師が対象となる児童生徒が在籍する学校に訪問し、保護者の代わりに医療的ケアを実施している。

●医師、看護師、地域療育センター、学校関係者、教育委員会事務局を構成員とした川崎市医療的ケア運営会議を設置している。同会議を年間4回開催し、田島支援学校及び小中学校等における対象児童生徒の医療的ケアの実施報告、安全実施についての課題等の検討、新規医療的ケア実施の適否などについて各委員から指導助言をもらっている。

○今後実施を予定または検討している取組

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(4/5)

○現在実施している取組

【こども未来局こども支援部こども保健福祉課】

●平成28年度から、小児慢性特定疾病児童(医療的ケア児含め)の理解を深めるために、神奈川県立こども医療センターに委託し、職員対象の研修を年2回開催。

○今後実施を予定または検討している取組

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

川崎市
(5/5)

○現在実施している取組

【こども未来局 子育て推進部運営管理課】

○平成28年度4月より川崎市内公立保育園33園中7園(各区1園)で実施。

○実施可能な医療的ケアと種類

痰の吸引(経鼻・経口、気管切開)、経管栄養(経鼻)・経瘻孔(胃瘻)、導尿(間欠導尿)

○入園の条件

・入所内定通知を受けた児童

・特に重篤な症状がなく、主治医から集団保育(生活行動)が可能と診断されている児童

・川崎市保育所入所児童等健康管理委員会にて審議の上集団保育が可能と判断され、福祉事務所長が決定した児童

○人員について

看護師を1名、独立配置(保育士の定数に入らない)し、医療的ケアを実施

保育は保育士がクラス内にて実施

○「保育園における医療的ケアについて」の研修の実施

医療的ケア児の入所等に関係する部署の職員を対象に、医療的ケア児への理解を深め、利用申請から入所までの流れを確認をし、連携を深める研修を行った。

○「医療的ケア検討プロジェクト会議」による、医療的ケアに係る検討会議の実施

○今後実施を予定または検討している取組

年末保育での受入れ体制の整備

上記、区役所窓口相談から入所申請、入所後保育にかかわる職員の研修は、確認のため毎年行う。

職員研修(小児慢性特定疾病自立支援事業)

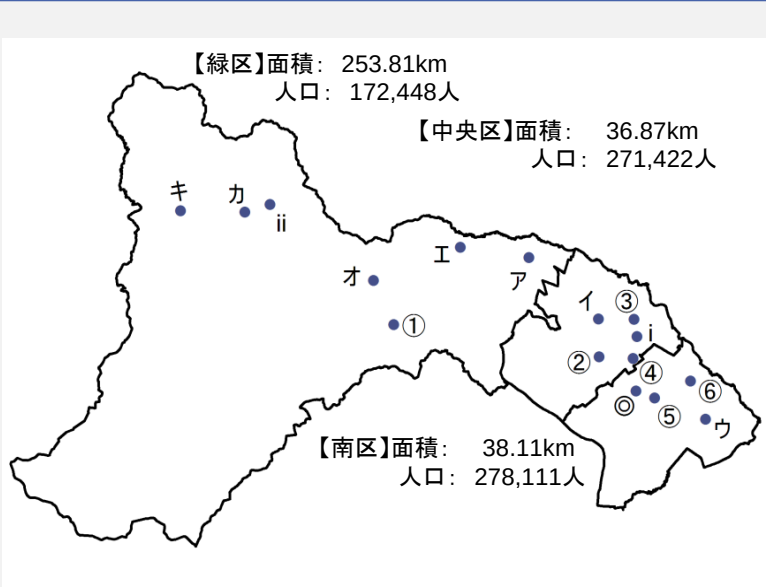
「医療的ケア保育の手引き」の見直し

医療的ケア保育の事例検討

相模原市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



【医療的ケア児者対応事業所及び関係機関等】
①: 療養介護・医療型障害児入所施設・医療型短期入所
②: 医療型児童発達支援センター・療育相談・療育支援
③: 児童発達支援事業・放課後等デイサービス
④: 生活介護・一時ケア
⑤: 医療型短期入所・メディカルショートステイ(小児在宅支援センター)
⑥: 療養介護・医療型短期入所
⑦: 大学病院(周産母子医療センター)
i・ii: 特別支援学校(肢体不自由部門)
ア～キ: (行政)母子保健窓口・障害相談窓口
ア・ウ・オ～キ(行政)療育相談・療育支援

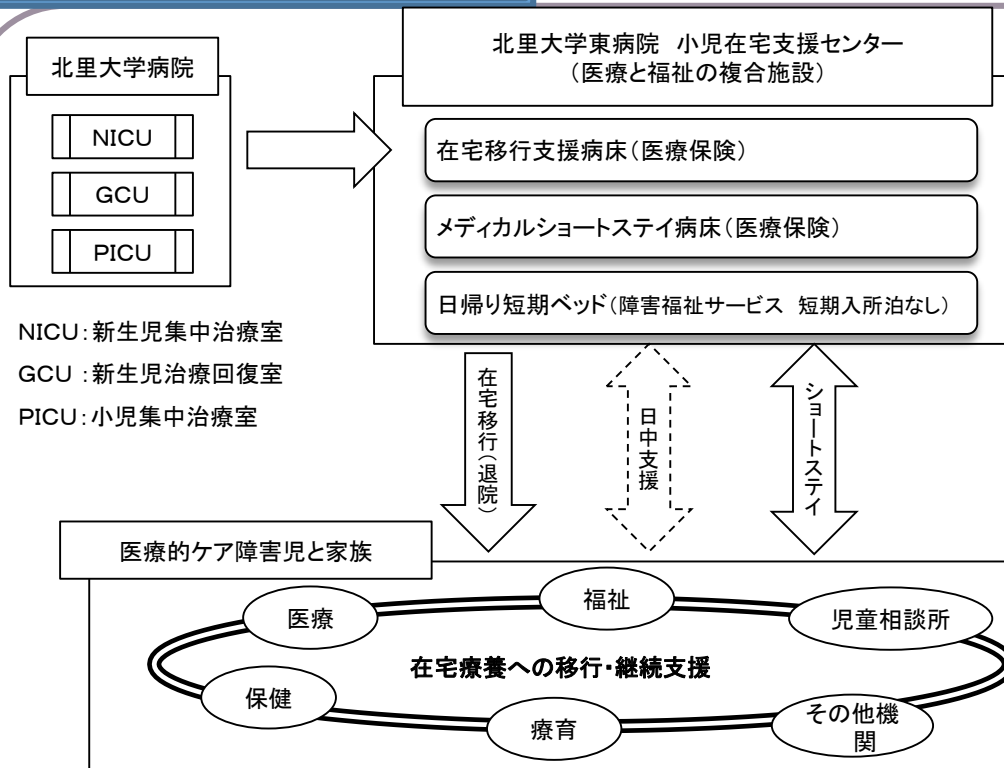
①	圏域数(医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例: 二次医療圏、障害保健福祉圏域等)	1
②	人口(H30.8.1現在)	723,150人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	小児在宅移行支援会議 (要医療ケア障害児在宅支援事業)
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数(H30.8.1現在)	3か所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 (H30.4.1現在) (うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	44か所 (20～36か所)
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数)(H30.4.1現在) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数) ※認可保育所、幼保連携認定こども園、小規模保育、事業所内保育	15.6%(27施設) (3施設)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	3人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	0人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

相模原市

○現在実施している取組

医療機関・障害福祉



●北里大学東病院 小児在宅支援センター

・医療的ケアがあっても、安心して在宅療養に移行し、その後もメディカルショートステイや日中支援の利用などで、在宅生活の継続を支援する。医療、療育、レスパイトなどを一体的に提供できる医療と福祉の複合施設。

【本市の取り組み】

○要医療ケア障害児在宅支援事業

・小児在宅支援センターのメディカルショートステイ病床において、本市の医療的ケアを要する重症心身障害児等が安心して在宅生活を継続できるよう、運営に対し補助するもの。

○小児在宅移行支援会議

・本市の医療的ケア児の在宅療養を支援するため、小児在宅支援センターの状況や課題について、情報共有と意見交換を実施。

・NICUなど、急性期の病棟から在宅移行支援病棟に入院し、在宅療養に臨む児童と家族に対し、様々な機関が連携し情報提供や、支援の検討を行う。

障害福祉

○重症心身障害児者訪問看護支援事業：医療保険(診療報酬)としての訪問看護に続けて、福祉サービス分を追加し、訪問時間を90分間延長することで、保護者の介護負担の軽減を図る。

○重症心身障害児者看護研修事業：看護師等、医療的ケア児等の支援従事者を対象に、技術・知識の向上を図り、また障害への理解の普及・啓発を進めるため研修やシンポジウムを実施する。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

相模原市

母子保健(子育て支援)

●医療機器使用児の災害時対応

相模原市地域防災計画、災害時保健師等初動対応マニュアルに基づき、平成23年度から医療機器使用児の名簿等を作成。日ごろから家族が災害発生時に速やかな対応ができるよう支援。

保 育

●公立保育所等について、平成29年度より医師によるアドバイスをいただき子どもの状態に応じて、看護師を配置するなど、受入体制の整備を進めている。

教 育

●平成31年度から、医療的ケア児が地域の小中学校で安心して学ぶことができる体制の整備を行う。

○今後実施を予定または検討している取組

障 害

- 小児在宅移行支援会議の「協議の場」としての機能強化。
- 医療的ケア児支援コーディネーターの設置。

保 育

- 医療的ケア児の保育所等への受入体制の整備を推進していく。

教 育

- 平成31年度から市立小・中学校で医療的ケアの実施。

新潟市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1圏域
②	人口（H30.8月末）	793,850人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置 （検討中）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.8月末）	3か所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数（H30.4月末） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	55(35)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （H30.4月末） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	27. 7% (51園) (11園)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（H30.4月末）	5人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.4月末）	4校
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H30.4月末）	1人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

新潟市

○現在実施している取組

【こども家庭】

- ・周産期育児支援連絡会（H14～ 実施主体：県、市）
内容：医療的ケア等が必要な児の円滑な地域移行のため、NICUのある病院、保健所、市町村で情報共有、支援体制の検討を行う。
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（H27～ 実施主体：県、市（一部業務をNPOに委託））
内容：小児慢性特定疾病児童等及び家族への自立・就労支援。
- ・慢性疾病児童等地域支援協議会（H29～ 実施主体：県、市）
内容：慢性的な疾病を抱え、様々な支障や心身にわたる悩みを有する児童等が成人後に自立することができるよう、地域の支援体制について協議する。

【学校教育】

- ・平成20年4月、対象児の小学校入学に伴い、新潟市医療的ケア実施要綱を作成すると共に、看護師2名を配置し、医療的ケアを開始する。
- ・平成22年度には、県立学校から市立特別支援学校に対象児が転入学したことに伴い、特別支援学校にも看護師1名を配置した。
- ・医療的ケアの内容については、経管栄養、喀痰の吸引、導尿、酸素療法等である。
- ・看護師の研修機会としては、主治医との個別相談会を設定しているほかに、県立学校看護師研修会に参加している。
- ・30年度は、市立小学校3校に4名、市立特別支援学校に1名の計5名の医療的ケア対象児童生徒に、現在4名の看護師を配置している。

【保育課】

- ・医療的ケアが必要な子どもの入園については、区役所が相談窓口となり情報収集を行う。その情報を基に、主治医、保育課、区役所、保育園、保護者で入園の検討を行う。その結果、集団保育が可能な場合は看護師を配置し対応を行う。

○今後実施を予定または検討している取組

【障がい福祉課】

- ・第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画において、医療的ケア児の支援体制を構築することとしており、今年度中に、医療・保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する予定。

静岡市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（H30.8.1 推計人口）	696, 129人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	静岡市障害者自立支援協議会 子ども部会「医療的ケア児等支援プロジェクト」
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人(H30.8月時点)
⑤	医療型短期入所事業所数	3事業所(H30.8月時点)
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	統計データなし
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	統計データなし
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	48事業所（25事業所） (H30.5月時点)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	26. 7%（16園） ※こども園を除く（0園）(H30.8月時点)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	県立特支：71人 小中：10人(H30.8月時点)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	県立特支：9人 小中：1人(H30.8月時点)
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	県立特支：1人 小中：0人(H30.8月時点)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

静岡市

○現在実施している取組

NO.	事業名	事業概要	H30 事業費 (千円)	開始年度
1	重度身体障害児放課後対策レスパイト事業	特別支援学校・学級に通う重症心身障害児・医療的ケア児を対象に、一時預かりを実施する団体に対して補助金を交付(市単)。	6,684	H15
2	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	在宅の難病患者等で人工呼吸器の使用者に対し滞在型訪問看護を提供。また、難病患者等で就学する学校における活動に際して、医療的ケア児に対し、当該医療的ケアを提供(県費＋市費)。	3,752	H27
3	特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する相談及び支援体制の整備を図り、支援を充実させる。その中の1つの支援として、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する看護師の配置がある。	2,770	H30
4	ライフサポート事業	重症心身障がい児(者)の方の在宅生活での安全・安心の確保、介護者の負担軽減に繋げるため、既存の通所施設等を活用し、宿泊または日帰りショートステイを実施した事業所に対し補助金を交付(市単)。	1,964	H25
5	重症心身障がい児(者)対応人材養成研修等業務	「看護専門学校、福祉大学の学生」や「小中学生」及び一般市民を対象とした重症心身障がい児(者)に関する講座を開催。	347	H25

○今後実施を予定または検討している取組

- 「(仮称)静岡市医療的ケア児等支援協議会」の設置(H31年度)
 - ・ 現在、自立支援協議会の子ども部会の中で、1つのプロジェクトとして医療的ケア児支援について協議を行っている。
 - ・ 地域における課題の整理、対応策の検討、情報共有等の関係機関における連携した取組を一層充実させるため、医療的ケア児に関する協議の場として、単独の協議会設置を目指している。
- 「医療的ケア児等支援コーディネーターの配置」(H32年度)
 - ・ 医療的ケア児等が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、関係機関や事業所等との調整、情報提供等を行うコーディネーターを配置。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

- ・平成17年7月、12市町村の合併
- ・平成19年4月、政令指定都市へ移行
- ・面積、1558.06km²(全国2番目の市域面積)
- ・7つの行政区



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（H30.41）	804,989人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療ケア 運営協議（教育） （医療的ケア及び 重心児・者専門部 会障害）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未確認
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.4現在）	3
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	未確認
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	未確認
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	46 (H30.7) (25) (H29.8)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	16% (18園)H29.4
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	5名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	2名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	1名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

(浜松市)

○現在実施している取組

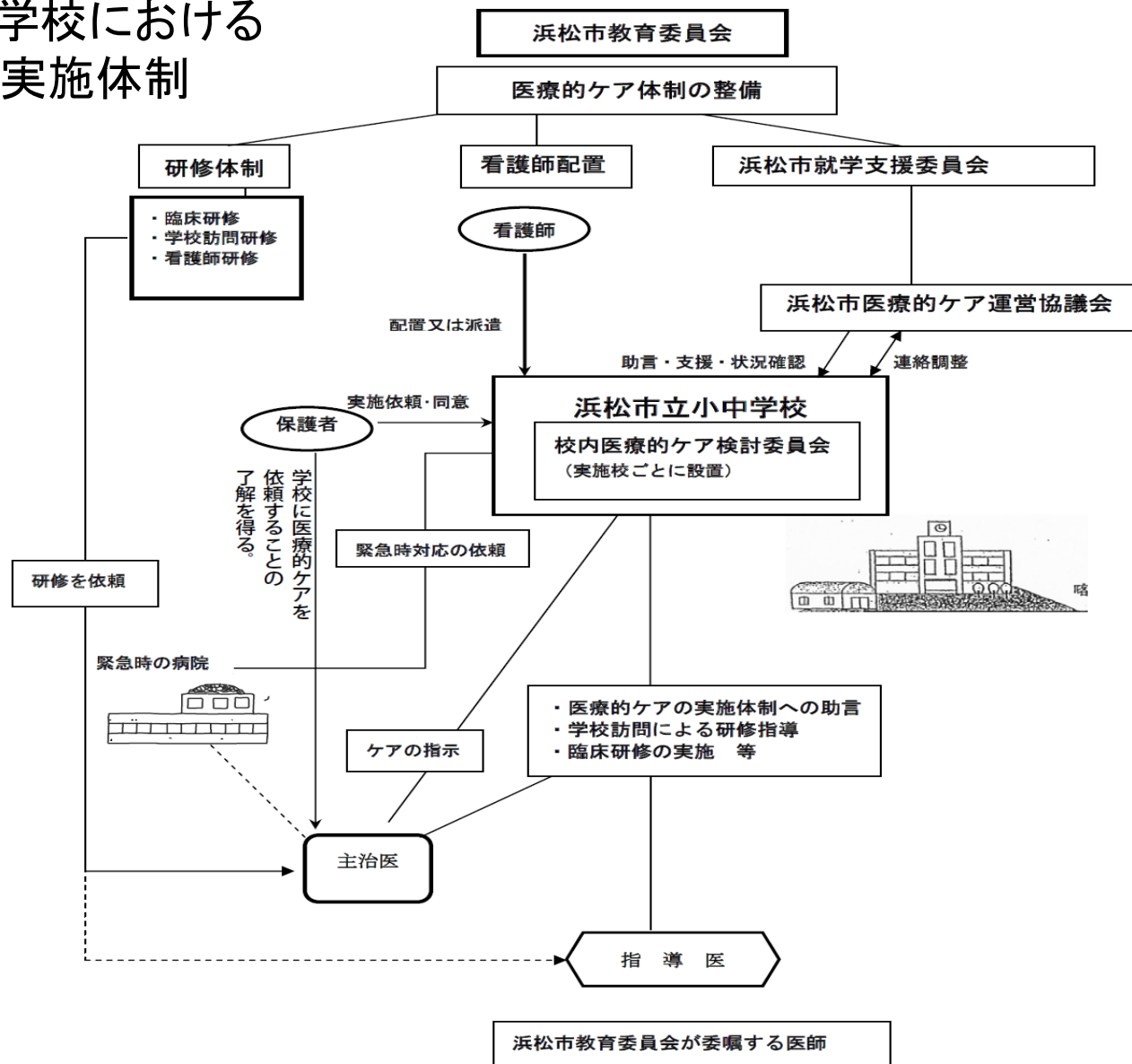
平成27年度に、浜松市障がい者自立支援協議会『重症心身障害児者専門部会』を立ち上げ、在宅及び地域における医療・福祉体制の充実や相談支援体制の確立、教育分野における受入体制の改善等を調査研究。

平成30年度からは、『医療的ケア及び重心児・者専門部会』と名称変更し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等が連携する会議体とする。【障害担当】

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

浜松市

浜松市の小中学校における 医療的ケア実施体制



名古屋市

どのデータが、いつの時点のデータ
か分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



行政区：16区

①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口（H30.9.1時点 推計人口）	2,320,146
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	医療的ケア児に関する支援体制連絡調整会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0
⑤	医療型短期入所事業所数（H29.9時点）	4
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	未把握
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	未把握
⑧	訪問看護事業所数（H28.9時点 訪問看護ステーション） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	154 (98)
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） （H30.5. 1時点） ※常勤保健師及び非常勤看護師を含む。	30% （公民合計139か所、医療的ケア児は個別調整により受入）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （H30.9時点）	23
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（H30.9時点）	19
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（H30.9時点）	2

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

名古屋市

・公立の小中学校における看護師の配置（教育委員会）

【実施内容】4月～10月 医療的ケアが必要な新入学等の幼児児童生徒の把握

11月～12月 学校を通じて保護者による申請書の提出

1月 「学校における医療的ケア実施に関する連絡会議」の開催

※新たに申請があった児童生徒に対し、医師、大学教授等の専門
家から助言をいただくもの

2月 看護師配置決定、看護師募集

※看護師については必要数が達成するまで年間を通して募集・採用を実施。
ただし、看護師の欠員、急な退職や休職があった場合、新たな採用が決
まるまでの期間、委託業者に依頼して看護師の派遣を行っている。

・地域療育センター通園部（福祉型児童発達支援センター）における医療的ケア対応

【実施内容】地域療育センター診療部の看護師・保健師が、通園部に通う医療的ケアが必要な障
害児に対する医療的ケアの実施

・看護師配置の保育所・認定こども園における医療的ケア対応

【実施内容】看護師が配置されている保育所等において可能な範囲で医療的ケア児への対応を
実施

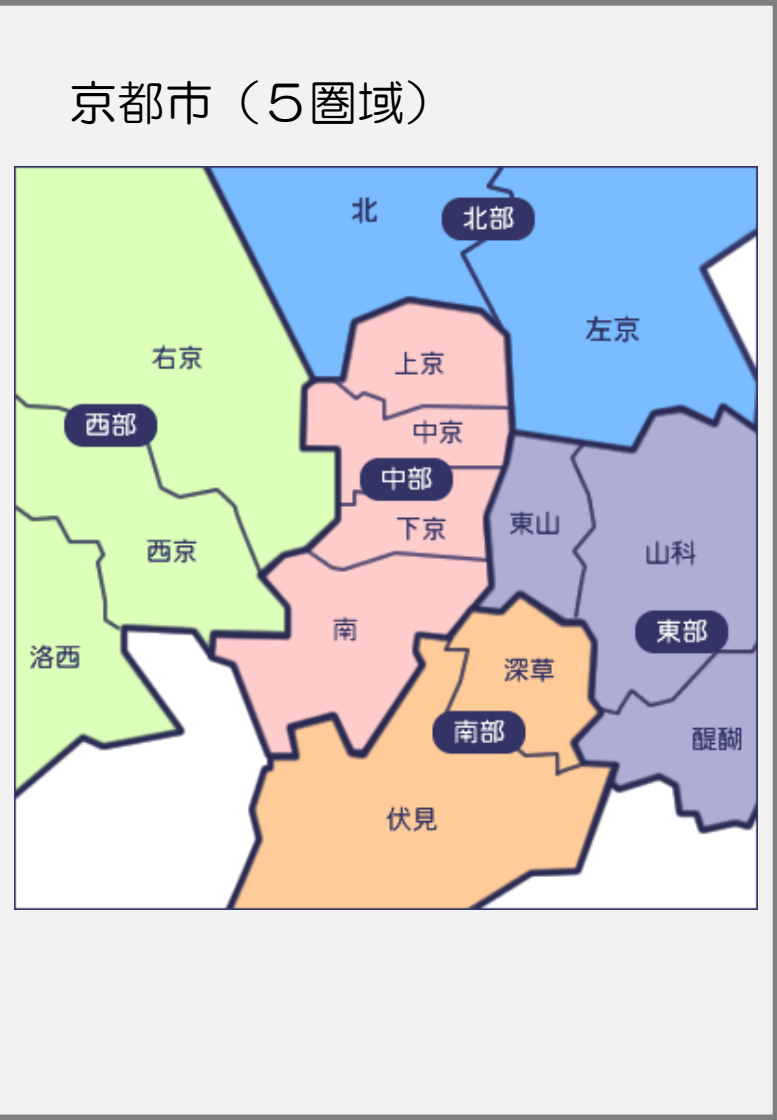
- ・関係機関の協議の場を設置し、課題及び対応について検討をおこなう
- ・医療的ケア児数等の実態調査についての検討
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修の実施

[illegible]

京都市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備 するにあたって用いている圏域。 例：二次医療圏、障害保健福祉圏域 等）	5圏域
②	人口	1,469,653（H30.8.1現在）
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの （名称、事業名）	京都市立総合支援学校等における医療的ケア の安全管理に関する会議（H23年度設置、 H25年度改称）
④	医療的ケア児等コーディネーター養 成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数	2
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行 う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受 け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看 護事業所数）	438箇所（H30.8.1現在）
⑨	看護師を配置している保育所の割合 （数） （うち医療的ケア児に対応できる保 育所数）	5. 7%（対応数：5）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校 における医療的ケア児数	○特別支援学校 57人 ○小・中学校 3人（H30.6末現在）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校 における看護師配置数	○特別支援学校 4校 25人 ○小・中学校 3校 3人（うち2名は特別 支援学校看護師が巡回）（H30.6末現在）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校 における人工呼吸器を使用している 通学生数	○特別支援学校 3校 11人 ○小・中学校 なし（H30.6現在）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都市

母子保健

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（子ども若者はぐくみ局育成推進課）
平成27年1月 各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室（平成29年5月8日から名称変更）の保健師が医療的ケア児等への相談支援を実施。
 - 平成27年度 小児慢性児童等を対象とした療養相談会を実施。
 - 平成28年度 小児慢性児童等を対象とした療養相談会及び交流会実施。
京都小児慢性疾病児童等地域支援協議会実施（京都府と合同設置）
 - 平成29年度 小児慢性児童等を対象とした講演会・交流会を実施。
京都小児慢性疾病児童等地域支援協議会実施（京都府と合同設置）

障害福祉

- 重症心身障害児を通わせる放デイ、児童発達支援事業所に対する補助制度
（子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課）
 - 平成28年度～ 主に重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスの事業者に対し、重症心身障害児の受け入れ人数に応じた補助を実施
通所支援事業所の職員の喀痰吸引等第3号研修受講に対する補助を実施

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都市

障害福祉

- 喀痰吸引等が必要な障害者及び障害児が利用する障害福祉サービス事業者に対する補助制度
(保健福祉局障害保健福祉推進室)
- 平成29年度～ 法に定める喀痰吸引等が必要な障害者及び障害児が利用する障害福祉サービス事業者の職員が喀痰吸引等第3号研修を受講した場合に研修の受講にかかる費用の一部の補助を実施。

保育

- 医療的ケア児保育支援事業（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）平成30年度新規事業
- 医療的ケア児を民営保育施設に受け入れるために看護師等を配置した場合、医療的ケア児の区分に応じて医療的ケア児保育支援対策費を支給。

認定 区分	職員加配数 (対象児童:看護師等)	支給基準額(月額)
1	1:1	434,000円
2	1.5:1	289,000円
3	2:1	217,000円
4	3:1	145,000円
5	5:1	87,000円

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

京都市

教育

- 特別支援学校への看護師の配置(平成12年度～) (教育委員会事務局総合育成支援課)
児童生徒の障害の重度・重複化が課題となる中、特別支援学校4校については、教員定数の活用により常勤講師及び特別非常勤講師として配置。
- 京都市立総合支援学校等における医療的ケアの安全管理に関する会議
(教育委員会事務局総合育成支援課)
総合支援学校等で実施する医療的ケアについて、各校が設置する医療的ケア検討委員会との綿密な連携のもと、在籍児童生徒に対して安全に実施する体制を整備することを目的に設置。
また、総合支援学校長会の部会として設置の医療的ケア安全管理部会や総合支援学校養護教諭部会においても、ヒヤリ・ハット等個別事例の共有・検討等を行っている。
- 京都市立総合支援学校等医療的ケア実施研修(喀痰吸引等3号研修, 平成26年度～)
(教育委員会事務局総合育成支援課)
京都市教育委員会を研修機関として登録し、基本研修を毎年8月に、その後、実地研修を各校にて実施。
- 看護師等の資質向上に対する取組 (教育委員会事務局総合育成支援課)
大学教授を嘱託指導看護師として任用し、総合支援学校への巡回指導や研修を実施。今後、文部科学省の委託事業も活用しながら、医療機関等との連携・協力のもと、看護師の資質向上だけでなく、学校における安全な医療的ケアの実施体制の充実に向け、技術向上研修や事例検討研修会の実施、教材の作成に取り組む予定。

大阪市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1 圏域
②	人口【平成30年9月1日現在】	2,724,355人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの	設置予定 （平成30年度）
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数【平成30年9月1日現在】	7事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	—
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） 【公立保育所 平成30年5月1日現在】 （うち医療的ケア児数）	約6% （4名）
⑩	公立の小・中学校における医療的ケア児数 【平成30年5月1日現在】	46名 小学校 39名 中学校 7名
⑪	公立の小・中学校における看護師配置数 【平成30年5月1日現在】	43校 小学校 37校 中学校 6校
⑫	公立の小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数【平成30年5月1日現在】	1名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

大阪市

○現在実施している取組

○小児慢性特定疾病児等長期療養児への療養支援事業

平成29年度実施状況

小児慢性特定疾病児等療養相談会

小児慢性特定疾病児等及びその家族に対し、子どもの健全育成の推進と、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図ることを目的として、子どもの状況に応じた講演会、医師相談・保健指導・食生活相談・小児慢性特定疾病児等の養育経験者（ピアカウンセラー）による助言・相談及び参加者同士の交流会の内容で療養相談会を実施している。（平成12年から実施）

開催日/内容
7月8日（土） 講演会（支援学校職員） 「おしえて 学校生活のこと」
7月25日（火） 講演会（療育センター職員） 「就園・就学にむけて ～療育園ってどんなところ？～」
8月9日（水） 講演会（歯科医師・歯科衛生士） 「目からウロコの口腔ケア ～健康の入り口はお口から～」
8月26日（土） 講演会（先輩ママ） 「先輩ママの子育て体験記」
9月19日（火） 講演会（NPO法人） 「きょうだいさんのキモチ ～こころの土台を育てるために～」

○現在実施している取組

○高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援事業

近年、低出生体重児や未熟児の増加・周産期医療の進歩により、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児の退院に伴い、こどもやその家族の在宅支援に対する取り組みを強化する必要性があり、平成25年度から「高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援」を事業として位置づけ、取り組みを開始している。

事業内容

①関係機関と行政の顔の見える関係構築

退院コーディネーターの配置のある5病院からの高度な医療的ケアが必要なこどもの退院時カンファレンスに保健所保健師が同行し、区保健師や関係機関の顔の見える関係づくりをバックアップ。

②関係機関による研修会開催

関係機関と、退院時カンファレンスや日常連携を重ねる中から課題を抽出し、課題解決のための研修会や事例検討を実施。

③保健師研修や事例検討会の開催

疾病知識や制度等について、保健師への研修を実施。
保健所小児科医師・保健師が事例検討を実施。

○現在実施している取組

○重症心身障がい児者の医療コーディネート事業

重症心身障がい児者の方の多くは、出生時より多種多様な基礎疾患があることから、診察するには専門的な知識や技術を必要とされるが、急病時、基礎疾患等の情報を持たない医療機関への受入れが困難である。

本市では、このような状況を改善するために平成26年10月から「重症心身障がい児者の医療コーディネート事業」を医療型障がい児入所施設に業務委託して実施している。

主な事業内容としては、

- ①事前に基礎疾患等の情報を登録している対象者が急病等になったときに、コーディネーター（医師・看護師）へ相談を行い、コーディネーターが病状等を把握し、必要に応じて応急的医療処置、入院可能な医療機関との受入調整
- ②医療機関等の従事者に対して手技・知識を実地研修するなど、従事者の育成を行うことにより、患者の症状に的確に対応できる医療機関を確保
- ③地域の重症心身障がい児者の診療実績のある医療機関等に協力を依頼し、登録者のなかで地域のかかりつけ医をもたない者等に対し、地域の医療機関の確保・紹介

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業

平成25年度～

現状と課題

重症心身障がい児者とは・・・

- ・重度の知的障がいと重度の身体障がい(肢体不自由)が重複
- ・ほとんど寝たまま、起き上がれない状態が多い
- ・誤嚥をおこしやすく、きざみ食や、流動食で栄養摂取
- ・言語による理解が困難で意思伝達が困難
- ・人工呼吸器による呼吸管理や経管栄養、気管切開等によるたんの吸引等、**医療的ケア**を必要とする方が多い

◆療育手帳Aかつ身体障がい者手帳1級・2級を交付された障がい児者数
2,490人(18歳未満:897人、18歳以上1,595人)

- ◆重症心身障がい児者のニーズ(H23.3大阪府実態調査結果より)果)
地域で安心して暮らし続けるうえで必要と感じている福祉サービス
- ・短期入所(ショートステイ)事業所の増 60.2%
- ・医療機関による短期入所(ショートステイ)の実施 45.1%
- ・医療的ケアに対応できる事業所の充実(ホームヘルプ40.8%、生活介護37.0%、ケアホーム40.2%)
- ・相談支援体制の充実 39.3% ほか

◆医療的ケアに必要な重症心身障がい児者数推計値
約800～1,000人
※対人口比約0.03% (H19 日本小児科学会調査結

◆医療的ケアに対応できるショートステイ

28年度(市内実施事業所「フェニックス」)の状況
利用申込希望日数:4,316日 登録者数:363人
実利用日数:2,875日 登録待機者数:25人
利用者数:176人

①最もニーズの高いショートステイ(家族の急病等の際の一時的な受け入れ)については、市内では1か所(重症心身障がい児者入所施設)のみの実施であり、受け入れ先の拡充が必要。

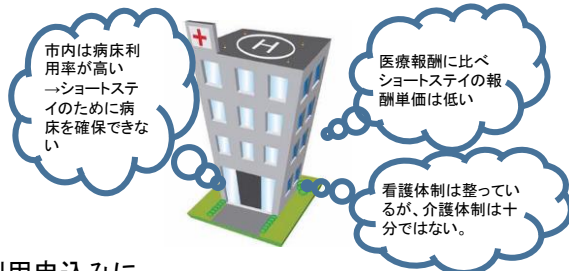
②医療的ケアに対応できる福祉サービス事業者が極めて限られており、在宅で介護を担う家族の負担がたいへん大きい。医療的ケアに対応できる福祉サービス提供体制の整備が必要。

①医療機関の病床確保によるショートステイの実施

重症心身障がい児者への対応が可能な医療機関に協力を求め、入院の診療報酬と医療型短期入所(ショートステイ)の事業報酬との差額を負担する。

医療機関でショートステイの受け入れが進まない理由

※実施病床数
25年度 3床
26年度 3床
27年度 4床
28年度 5床
29年度 5床



効果

ショートステイの利用申込みに対応できず、多くの待機等が生じている現状を改善できる。

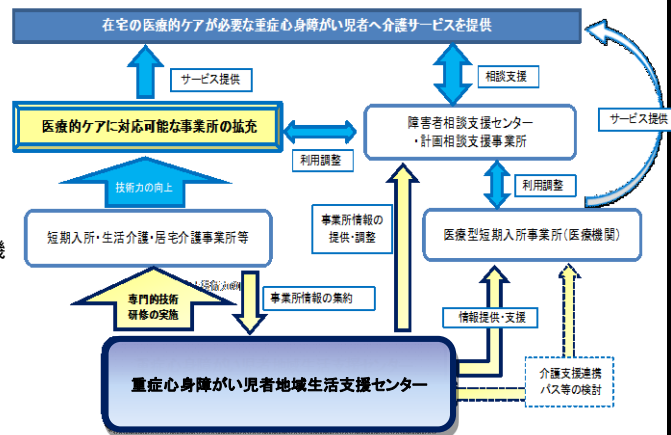
②重症心身障がい児者地域生活支援センター事業

医療的ケアに対応可能な福祉サービス事業所の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用して、介護技術の向上を目的とした研修や、福祉サービス事業所の情報集約・情報提供等により、地域生活支援の基盤づくりを行う。

効果

・身近な地域で医療的ケアに対応できる福祉サービス事業者が増える。

・対応可能な事業者の情報を集約し、相談支援機関と連携することにより、サービス利用につなげることができる。



○現在実施している取組

○公立保育所における医療的ケアの必要な児童の支援について

(※受入可能な保育所を設定せず、利用者が希望する保育所に対し看護師配置を調整する)

- ・本市の保育所では、保護者が就労等により保育を必要とし、かつ医療的ケアの必要な児童(以下、「医療的ケア児」とする)の受け入れを実施。
- ・公立保育所において平成29年度は、医療的ケア児9名の受け入れを実施。
平成30年度においても医療的ケア児が入所する保育所には、看護師(任期付き職員)を配置。(原則、児童と職員が1対1となる)
- ・さらに、公立保育所の複数の保育所を担当する保健衛生管理・指導を役割とする看護師(以下、「エリア看護師」とする)が、医療的ケアの必要な児童が在籍している保育所を定期的に巡回した際に、児童の状況も併せて把握することで、バックアップ体制を構築している。
- ・また、公立保育所において保育と医療が協働し、集団の中で児童に対して安全で安心な医療的ケアを行うために、本市担当課に配属される看護師が調整役となり、エリア看護師と連携し、保育所内での体制づくりに関するカンファレンス、職種間の共通理解等を図り、安全かつ適切に医療的ケアが行なわれているかを確認することで支援体制のより一層の確立に努めている。

○現在実施している取組

○インクルーシブ教育システムの充実と推進

- ・ 学校配置看護師を直接雇用し、医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校に看護師の常時配置を段階的に進め、医療的ケアを実施。
- ・ 学校配置看護師を統括する役割のチーフ看護師を配置し、教員と連携のもと各校における支援体制を構築。
- ・ 教育委員会が登録研修機関として、医療的ケアを実施できる教員を養成するために、たんの吸引等(特定の者対象)に関する基本研修を実施。
- ・ 大阪市在住で、もと大阪市立肢体不自由特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒への看護師同乗の介護タクシーによる通学支援。

○今後実施を予定または検討している取組

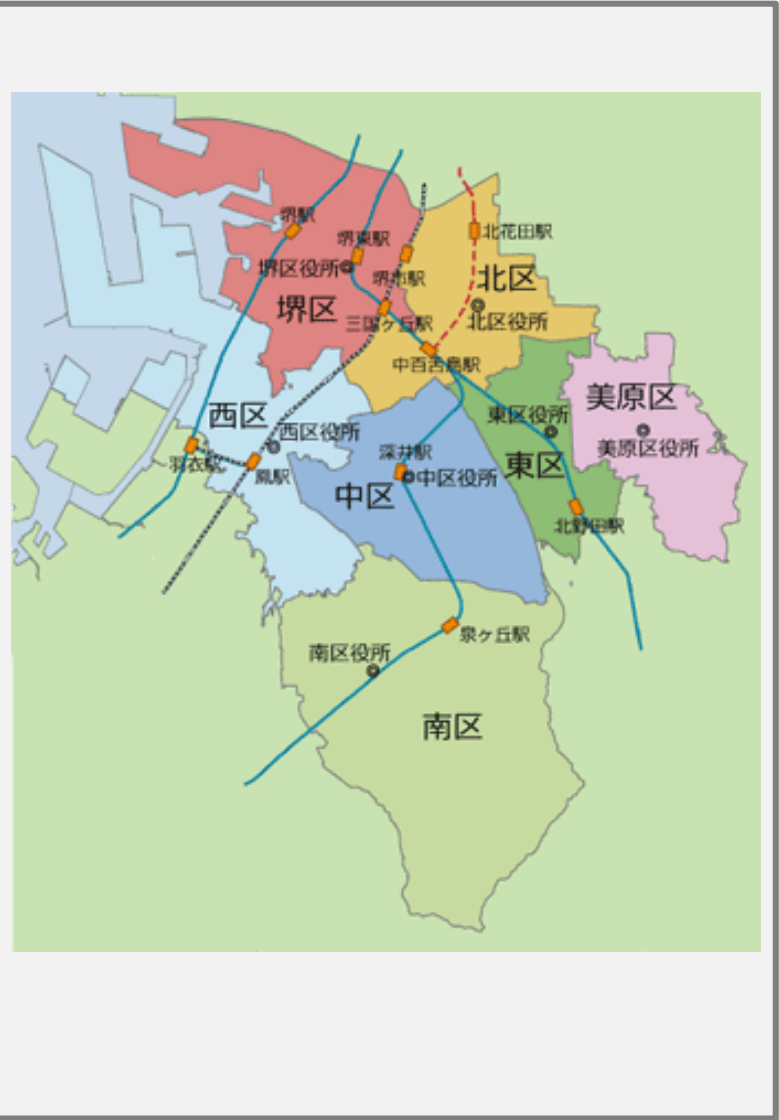
○医療的ケア児の支援に関する協議の場の設置（平成30年度中）

- ・行政と関係機関、有識者等により構成させる「協議の場」を設置し、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。

堺市

1. 堺市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。障害保健福祉圏域）	1
②	人口（H30.8.1推計人口）	831,373人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	未設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	未実施
⑤	医療型短期入所事業所数（H30.9.1現在）	0
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数（大阪府訪問看護ステーション協会HPより）	69
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	約63% （19か所以上）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	2
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	2
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	0

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

堺市

○現在実施している取組

平成30年度（従前からの取組含む）

【健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課・障害者支援課】

- 市立の重症心身障害者(児)支援センター(指定管理委託)における入所、短期入所
- 「堺市重症障害者医療的ケア支援事業」による家族レスパイト支援

【健康福祉局 健康部 保健所 保健医療課】

- 堺市難病患者支援センター(委託)において小児慢性特定疾病児童・家族向けの学習交流会

【子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課】

- 市立の医療型児童発達支援センター(2園・指定管理委託)における療育
- 児童福祉法に基づく障害児支援
重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定

※H30.9.1現在：児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所多機能型 5か所

【子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課・幼保推進課】

- 認定こども園や保育所における医療的ケア児の受け入れ
- 医療的ケア児対応小規模保育事業施設への看護師雇用補助(H30.4月より)
- 公立認定こども園への医療的ケア専任看護師の配置(H30.4月より)

【教育委員会事務局】

特別支援学校及び小中学校での取組

- 特別支援学校及び小・中学校への看護師の配置
- 特別支援学校における登下校用タクシーの配車
- 校外学習用の車両借り上げ
- 宿泊学習における医師及び看護師の派遣

○今後実施を予定または検討している取組

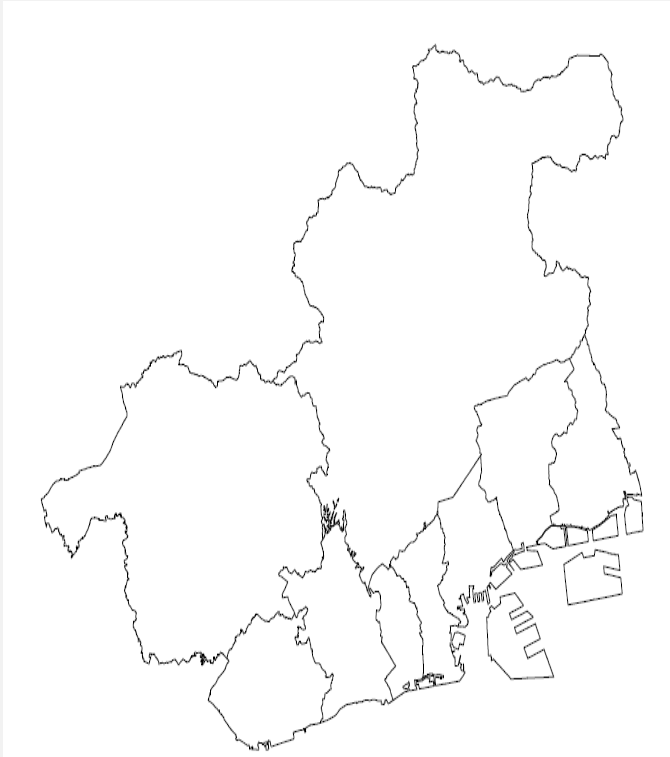
- ・「協議の場」を設置し、大阪府内及び他市の状況を共有するとともに、本市の現状及び課題を整理し、具体的な支援体制の構築について検討する。
- ・各所管等において、必要な施策の検討を進める。
- ・各所管における支援施策等を継続する。

時期	実施内容	担当課
【新規】		
H30年4月1日 運営開始	医療的ケア児に対応した小規模保育事業施設の設置	子ども青少年局 幼保推進課 子ども家庭課
H30年度中	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
【継続】		
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・市立の重症心身障害者(児)支援センター(指定管理委託)における入所、短期入所 ・「堺市重症障害者医療的ケア支援事業」による家族レスパイト支援	健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・堺市難病患者支援センター(委託)において小児慢性特定疾病児童・家族向けの学習交流会	健康福祉局 健康部 保健所 保健医療課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・市立の医療型児童発達支援センター(2園・指定管理委託)における療育 ・児童福祉法に基づく障害児支援 重心児対応の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の指定	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・認定こども園や保育所における医療的ケア児の受け入れ ・医療的ケア児対応小規模保育事業施設への看護師雇用補助 ・公立認定こども園への医療的ケア専任看護師の配置	子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課 幼保運営課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・小・中学校への看護師配置 ・校外学習用の車両借り上げ ・宿泊学習における医師及び看護師の派遣	教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・特別支援学校における登下校用タクシーの配車	教育委員会事務局 学務課
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	・特別支援学校への看護師配置	教育委員会事務局 教職員人事課

神戸市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	1
②	人口	1,537,703人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	神戸市療育ネットワーク会議 「医療的ケア児の支援施策検討会議」平成29年度設置
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	（兵庫県実施）
⑤	医療型短期入所事業所数	2箇所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数（うち小児患者に対応できる医療機関数）	265施設（H30.9.1）※全ての病院数
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数（うち小児患者に対応できる病院数）	109施設（H29.12.31）※全ての病院数
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	196施設（H30.3.1）※全ての訪問看護事業者数
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	平成30年4月時点 28施設（4施設）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数	特支90 小・中36（H30.5.1）
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	特支16 小・中7（H30.5.1）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	特支15 小・中2（H30.5.1）

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

神戸市

○現在実施している取組

■神戸市療育ネットワーク会議「医療的ケア児の支援施策検討会議」

障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、平成29年度より「神戸市療育ネットワーク会議」を開催。

この会議の一環として、医療的ケア児に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることにより支援体制の充実を図るため、「医療的ケア児の支援施策検討会議」を実施している（平成29年度は2回実施）。

■医療的ケアを必要とする子どもに関する調査

医療的ケア児の具体的な支援ニーズや課題を把握し、効果的な支援策を検討することを目的として、平成30年度に調査を実施。

■教育・保育施設等における医療的ケア児の受け入れ体制整備

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」など、医療的ケアを必要とする子どもが心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、教育・保育施設等の看護師配置にかかる補助制度を創設するなど、受け入れ体制を整備。

■特別支援学校に看護師を配置

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置。

■小中学校への医療的ケア支援事業

幼稚園・小中学校で看護師による医療的ケアを必要とする児童生徒へ、訪問看護ステーションより看護師を週10時間を上限に派遣。

■在宅重度障害児者医療福祉コーディネート事業

医療的ケアを必要とする障害児者に対する保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整、重症心身障害児者処遇に関する研修、その他の医療的ケアを必要とする在宅障害児者に関する一般相談などを、医療サービス及び障害福祉サービスの双方についてノウハウを有する社会福祉法人に委託して実施（平成28年10月～）。円滑に連携を行うための医療的ケアを必要とする障害児者の情報登録の開始（平成29年12月～）。

○今後実施を予定または検討している取組

※上記事業の継続・拡充実施を予定

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	岡山市全域
②	人口（平成30年8月1日現在）	721,175人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	協議中
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	15人
⑤	医療型短期入所事業所数	3か所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	把握していない
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	把握していない
⑧	訪問看護事業所数（うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）平成30年岡山県訪問看護ステーション連絡協議会公表資料より	70か所（27か所）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数） 平成30年4月1日現在	公立52園中 23園 （なし）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（平成30年9月1日現在）	7人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（平成30年9月1日現在）	6校 （延べ13人）
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（平成30年9月1日現在）	2人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

岡山市

○現在実施している取組

○特別支援教育支援員配置事業

医療的ケアが必要な児童生徒に対して、医療的ケアを含む教育活動の支援を行う特別支援教育支援員として、看護支援員を配置する。看護支援員は、岡山市教育委員会が必要と認めた以下の医療的ケアを行う。

- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
- ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
- ⑥その他、学校内で安全に実施できる日常的ケア及び応急的ケア

また、看護支援員に対して以下のことを行う。

- ・看護支援員を対象に年2回、医療的ケア研修会（訪問看護ステーションの看護師等を講師とする研修会等）を実施する。
- ・看護支援員が、校外学習、遠足等に同行できるよう旅費を支給する。
- ・医療的ケアを行う際に使用する医療用手袋を公費で支給する。

○保健所・保健センターの役割

保護者からの養育相談及び医療機関や訪問看護ステーション等からの情報提供等により地区担当保健師が訪問等による相談支援を実施。

○今後実施を予定または検討している取組

○関係部署による協議の場づくりに向けた庁内体制整備

昨年から、庁内関係課による検討会を開催し、各分野の「施策の情報共有」をしたり、「研修会等」へ参加する等協議の場づくりに向けた検討をしている。

(保健管理課・医療政策推進課・障害福祉課・幼保運営課・教育委員会指導課)

○医療的ケア児に係る在宅医療提供体制について

病院及び診療所を中心とするワーキンググループで議論し、モデル事業による検証等を通じて構築する。

広島市

どのデータが、いつの時点のデータか分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	—
②	人口（30.7.1現在）	1,196,032人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	重症心身障害児者地域生活支援協議会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	—
⑤	医療型短期入所事業所数（30.7.1現在）	2事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	—
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	—
⑧	訪問看護事業所数（30.7.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	142ヶ所 （不明）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（30.8.1現在）	公立3.4% (3園)(3園) 私立13.9% (25園)(25園)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 （30.5.1現在）	特39名、小12名、中1名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 （30.5.1現在）	特6名、小21名、中3名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（30.5.1現在）	小1名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

広島市

○現在実施している取組

- 重症心身障害児者地域生活支援協議会(平成25年度～)
医療機関、教育機関、行政、当事者家族、障害者相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護事業所など重症心身障害児者支援に関わる関係機関が参加し、年4回程度会議を開催し、重症心身障害児者支援に係る課題等について協議する。また、年に2回程度講演会、研修会等を実施する。
- 重症心身障害児(者)医療型短期入所事業(平成28年度～)
医療的ケアが必要な重症心身障害児等を短期的に受け入れる医療型短期入所事業を実施する広島市立の医療機関に対し補助を行う。
- 障害のある子どもへの医療的ケア実施事業(平成28年度～)
医療的ケアが必要な児童生徒等が通学する小・中学校等に対して看護師を配置し、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。
- 医療的ケアが必要な重症心身障害児者に対する相談支援事業(平成29年度～)
生活上の困難さが著しい重症心身障害児者本人やその保護者を支援するため、専門職員による相談事業を実施するとともに、重症心身障害児者の保護者を相談員としてピアカウンセリングを行う。

○今後実施を予定または検討している取組

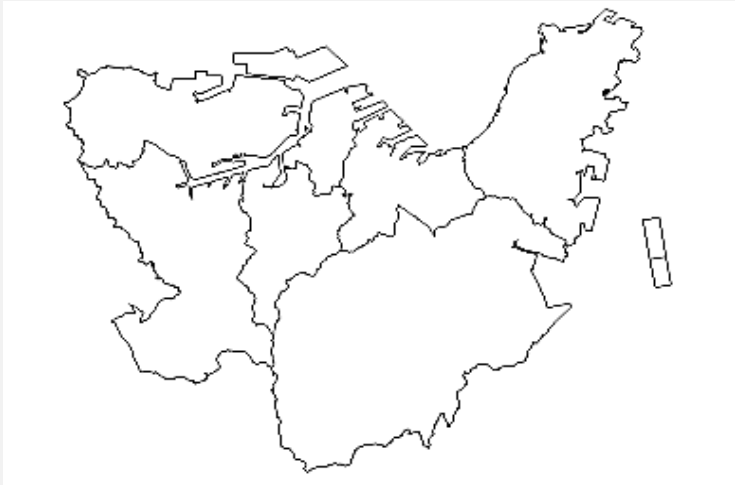
- 上記取組について、引き続き実施していく。

北九州市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報

北九州市



①	圏域数(医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例:二次医療圏、障害保健福祉圏域等)	1圏域
②	人口	956,668人 (H30.8月末時点)
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの(名称、事業名)	設置していない
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	12名
⑤	医療型短期入所事業所数	5事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	4医療機関 (H30.9時点 北九州市立総合療育センター把握数)
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	把握していない
⑧	訪問看護事業所数(うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数)	105施設 (24施設) H30.7月時点
⑨	看護師を配置している保育所の割合(数) (うち医療的ケア児に対応できる保育所数)	7.8% 13/166保育所 (うち対応できる保育所数1) (H30.4.1時点)
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数>	48名(うち通学生33名)
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数	7名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	7名(うち6名は夜間のみ使用)

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

北九州市

○現在実施している取組

●直営保育所・保育課に看護師を配置（H29年度～）

平成30年4月から直営保育所1ヶ所に看護師2名、保育課に看護師1名を配置し、医療的ケア児の受入れをモデル的に開始した。医療的ケア児の保育は保育士が行い、医療的ケアは看護師が行っている。

●保育所入所協議の開催（H29年度～）

保育所入所に当たり、主治医意見書等で集団保育が可能であるという医師の意見を確認した上で、保護者・保育士・看護師・区役所の入所担当で保育内容や医療的ケア状況等を確認する入所協議を行っている。

●会議の開催（H30年度～）

医療的ケア児に関わる在宅医療機関・病児保育室・訪問看護ステーション・児童発達支援事業所・保育所・子ども家庭局保育課の各担当で、3ヶ月に1回程度、会議を開催し、各利用機関での対象児の様子や発達状況などの情報交換を行い、日々の保育や看護に役立てている。

●特別支援学校医療的ケア実施要項を改訂（H29年4月）

教員による医療的ケアの実施を見据えて、喀痰吸引等研修の実施を位置付けるとともに、以下について保護者の負担軽減の具体的方策を示した（いずれも校長の判断による）。

- ①校外学習時に保護者が付き添えない場合、代わりに学校配置看護師又は代理人による引率を認める。
- ②登下校時のスクールバス利用については、乗車中に医療的ケアを必要としない等の条件下において認める。

●小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業（H30年1月～）

介護者（家族等）の休養等により、医療的ケアを必要とする患児が在宅療養が一時的に困難となった場合に、医療機関での一時的入院を支援する事業を実施。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

北九州市

○今後実施を予定または検討している取組

●特別支援学校医療的ケア運営協議会

- (1) 平成30年2月8日(木)、平成30年7月3日(火)に特別支援学校医療的ケア検討会議を開催し、高度な医療的ケア(人工呼吸器、酸素療法の管理等)を必要とする児童生徒の保護者の負担軽減の方策について検討。
- (2) 平成30年11月に第3回検討会議を開催し、高度な医療的ケアへの対応を具体的に明記した特別支援学校医療的ケア実施要項の改訂版について審議する予定。

●保育所入所協議

現状の入所までの事務手続きの流れや必要書類、入所からの課題等について十分検証し、体制を整えていく。

●保育所等における看護師配置等

今後のニーズを踏まえた上で、受け入れ箇所数や看護師確保等を検討していく。

●北九州市立総合療育センターにおける受入れ体制の整備(H30年11月～)

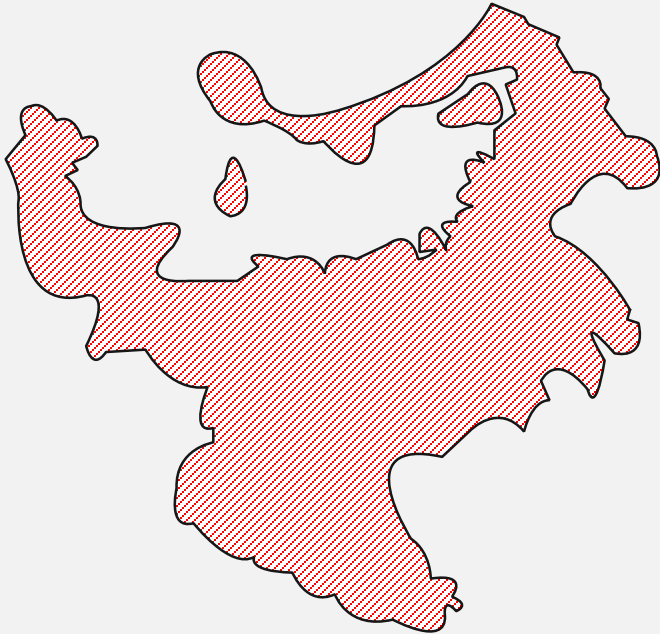
平成30年11月1日に開所する新・北九州市立総合療育センターでは、病床を100床から165床(うち、短期入所は、20床から30床)に増床予定。

福岡市

どのデータが、いつの時点のデータか分かるように記載願います。

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	市域
②	人口（30.8.1現在）	1,577,973人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	福岡市障がい者等 地域生活支援協議 会こども部会
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（市主催のもの。30.9.1現在）	0人
⑤	医療型短期入所事業所数（30.9.1現在）	10事業所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	把握していない
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	把握していない
⑧	訪問看護事業所数（30.8.1現在） （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	162 （把握していない）
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）（30.4.1現在）	43か所 （0か所）
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数（30.6.1現在）	特別支援学校：57名
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数（30.6.1現在）	特別支援学校：12名
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数（30.6.1現在）	特別支援学校：3名

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

福岡市

○現在実施している取組

- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修(平成30年度～)
コーディネーター養成研修を実施。
- ・医療的ケア児保育支援モデル事業(平成30年度～)
看護師を保育所へ派遣。
- ・医療的ケア児のための看護師配置事業(平成14年度～)
特別支援学校に配置。

○今後実施を予定または検討している取組

- ・医療的ケア児関係機関連絡会議(仮称)の設置(平成30年度中)

熊本市

1. 都道府県又は政令市の基礎情報

基礎情報



①	圏域数（医療的ケア児支援体制整備するにあたって用いている圏域。例：二次医療圏、障害保健福祉圏域等）	－
②	人口 【H30.8.1時点】	739,656人
③	医療的ケア児支援のための協議の場 ※都道府県又は政令市設置のもの（名称、事業名）	重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議
④	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数	0人
⑤	医療型短期入所事業所数 【H30.8月時点】	2箇所
⑥	医療的ケア児に対して訪問診療を行う医療機関数	不明
⑦	医療的ケア児に対して入院治療を受け入れる病院数	不明
⑧	訪問看護事業所数 （うち小児患者に対応できる訪問看護事業所数）	不明
⑨	看護師を配置している保育所の割合（数） （うち医療的ケア児に対応できる保育所数）	不明
⑩	公立の特別支援学校及び小・中学校における医療的ケア児数 【H30.5.1時点】	15人
⑪	公立の特別支援学校及び小・中学校における看護師配置数 【H30.5.1時点】	14人
⑫	公立の特別支援学校及び小・中学校における人工呼吸器を使用している通学生数	1人

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本市

○現在実施している取組

【医療政策課】

○在宅療養中の人工呼吸器装着患者・児の熊本市災害時要援護者避難支援制度への登録申請支援、及び登録者の個別避難支援プランの作成

H19年より熊本市(健康福祉政策課)は、災害発生時に援護を必要とする者(以下「要援護者」)に対し、地域団体等が必要な援護活動を効果的に行なえるよう、要援護者情報システムへの登録と、個別避難支援プラン・患者カードの作成を行い地域の関係者等に配布している。

対象者

- ①ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者や認知症の高齢者
- ②障がいのある方
- ③妊産婦
- ④乳幼児
- ⑤医療依存度の高い方

(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者等)

この事業の中で、医療政策課では、訪問看護ステーションの訪問看護情報提供書より、医療依存度が高い人工呼吸器装着の要援護者の情報を把握するとともに患者宅を訪問し、療養状況及び災害時支援事項の確認を行い、災害時要援護者登録者名簿に登録されるよう申請を促している。申請書が出された場合、個別避難支援プランの情報とともに健康福祉政策課への転送を行なっている。

なお、個別避難支援プランを作成した人工呼吸器装着の要援護者宅を年1回訪問し、作成した個別避難支援プランの更新も行っている。

【総合支援課】

1 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の内容

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の生命の安全を確保し、適切な教育を受けることができるよう、平成21年度より、看護師資格をもつ学級支援員を学校に配置している。
- ・医療的ケアは、主治医からの医療指示書に基づき実施するとともに、日頃から学校、保護者、看護師資格をもつ学級支援員、主治医が連携しながら支援を行う体制を作っている。
- ・看護師を配置することで、医療的ケアが必要な児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるだけでなく、保護者の負担軽減にもつながっている。

2 看護師の雇用状況について

- ・本市では、臨時職員として看護師資格を有する学級支援員を雇用しており、人員確保にあたっては、ホームページへの掲載やハローワークやナースバンクを中心に募集を行っている。
- ・現状では、看護師の募集をしても、なかなか応募がなく、人材確保に苦慮している状況である。

3 看護師配置校への指導等

- ・年度当初に、看護師配置校の校長会を開催し、看護師にとって無理のない勤務形態を保つために、支援体制づくりや主治医、保護者との連携等について指導を行っている。

2. 医療的ケア児支援のための取組概要

熊本市

○現在実施している取組

【障がい保健福祉課】

1 重症心身障がい児等支援者研修

平成28年度より訪問看護師や相談支援専門員を対象に研修を行ってきたが、今年度より、医療的ケア児等コーディネーター養成研修として実施。

2 重症心身障がい児等在宅支援ネットワーク会議

医療・福祉・保健分野の関係機関との情報共有及び連携を強化し、支援体制の充実を図るため、平成28年度より設置。

○今後実施を予定または検討している取組

【医療政策課】

○在宅療養中の人工呼吸器装着患者・児の熊本市災害時要援護者避難支援制度について取り組みの継続